

第4期 鉾田市地域福祉計画

一人ひとりが主役となり、ともにつくる、
ふれあいと支えあいのまち・ほこた



令和6(2024)年3月
鉾田市

ごあいさつ

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域におけるつながりの希薄化など著しい社会変化の中、80歳代の親が50歳代の子どもの生活を支える「8050問題」、子どもでありながら家事や家族の世話などを日常的に行う「ヤングケアラー」の問題、子育てと介護に同時に直面する「ダブルケア」といった、従来の福祉制度では対応が困難な、制度の狭間にある課題や複合的な課題が生じており、福祉の各分野の垣根を越えた対応が求められています。



本市においてはこれまでも「地域福祉計画」に基づき地域福祉の推進に取り組んできたところではありますが、社会情勢の変化を踏まえ、新たに更生支援に向けた環境づくりのための「銚田市再犯防止推進計画」と、障害のある方や認知症の方の権利擁護のための「銚田市成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定し、さらには多様な課題に対応するため、福祉分野における横断的な計画として「第4期銚田市地域福祉計画」を策定いたしました。

今後は、本計画の基本理念である「一人ひとりが主役となり、ともにつくる、ふれあいと支えあいのまち・ほこた」の実現に向け、更なる取り組みを展開してまいります。

行政のみならず、自治会や社会福祉協議会、民生委員児童委員をはじめとする各団体、福祉事業所等の関係機関、そして地域住民の皆様が手をとり合い、協働して取り組む福祉のまちづくりを目指してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大な御尽力を賜りました銚田市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました市民の皆様方に、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

銚田市長 岸田 一夫

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 近年の地域福祉に関する国・県の動向	3
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	7
6 SDGs（持続可能な開発目標）と本計画の関連	9
第2章 銚田市の現状と課題	11
1 人口動態と世帯の状況	12
2 データからみる地域福祉の現状	13
3 市民意識調査からみる地域の現状	24
4 地域福祉懇談会からみる地域の現状	39
5 第3期銚田市地域福祉計画の総括	43
6 第4期銚田市地域福祉計画で取り組むべき課題	50
第3章 計画の方向性	51
1 基本理念	52
2 基本目標	53
3 施策体系	55
第4章 施策の展開	57
基本目標1 地域福祉を広げる基盤づくり	58
基本目標2 助けあい支えあいの人づくりと地域づくり	64
基本目標3 暮らしの安全・安心なまちづくり	74
基本目標4 権利擁護の推進（銚田市成年後見制度利用促進基本計画）	81
成果指標の設定と目標値について	87
第5章 計画の推進にあたって	89
1 計画の推進体制	90
2 計画の進行管理	91
3 地域福祉の推進に向けて	92
資料編	93
1 策定経過	94
2 銚田市地域福祉計画策定委員会	95
3 庁内検討	98
4 用語解説	103

第1章

計画の策定に あたって

1 計画策定の背景と趣旨

今日少子高齢化の進行、核家族や単身世帯の増加等の社会変化により、市民ひとりひとりの福祉ニーズが多様化・複雑化しております。ライフスタイルの多様化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会情勢の変化を背景に、人と人とのつながりが希薄化し、地域で支え合う機能の低下が進むことで、生活に課題を抱えながらも支援につながるできないケースも増えてきております。

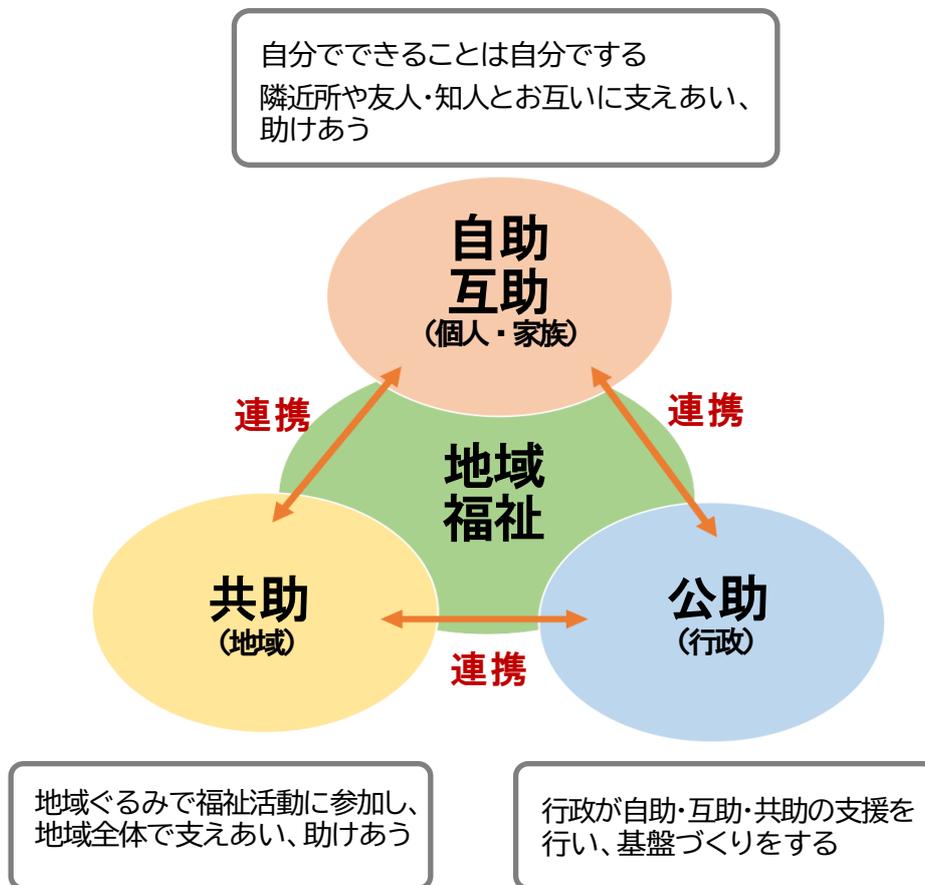
こうした中で、年齢や障害等の有無にかかわらず、地域に暮らす誰もが、住み慣れた地域の中で心身ともに健康に、生きがいをもって自分らしく暮らしていくことができる社会をつくるために、地域住民や行政、社会福祉関係団体等、皆で協力して地域づくりをしていくため包括的に支援するための体制づくりが必要とされています。

地域福祉とは

地域福祉とは、「誰もが安心して暮らすことができるよう、地域住民、行政、社会福祉関係団体などが、ともに支えあい、助けあう地域づくり」を行うことです。

そのためには、市民一人ひとりが、自分でできることは自分でする「自助・互助」の意識や地域ぐるみで福祉活動に参加し、地域で支えあい、助けあう「共助」の考え方を持つことが大切です。

また、地域住民の活動や社会福祉関係団体などによる取り組みが主体的に推進されるよう、行政には自助・互助・共助の支援を行い、基盤づくりをする「公助」の役割が求められます。



2 近年の地域福祉に関する国・県の動向

(1) 近年の国の主な動向

近年の少子高齢・人口減少という大きな課題は、多くの地域で社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。

また、地域においては、住民同士のつながりが希薄化し、支え合いの基盤が弱まってきています。

これまでは、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度など対象者別・機能別に公的支援制度が整備されていましたが、高齢の親と無職独身や障害がある50代の子が同居することによる問題、いわゆる「8050問題」や、介護や育児に同時に直面する世帯の問題「ダブルケア」、その他にも「引きこもり」や「高齢者のフレイル」、「自殺」、「認知症」、「ヤングケアラー」、「児童や高齢者の虐待」、「配偶者からの暴力」、「生活困窮者の増加」、「非行や犯罪」など、さまざまな分野の課題が絡み合って複雑化し、また個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなどの複合化が進んでいます。そして、これらの課題が増加したことにより、分野ごとの縦割りの対応だけでは課題の解決が難しく、対応が困難な状況になってきています。

このような中、国では地域共生社会（※1）の実現に向けて、平成29（2017）年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、改正社会福祉法を平成30（2018）年4月から施行しました。

そして、改正社会福祉法により、①住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題を試みる体制の整備、②複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、③地域福祉計画の充実、が図られることになりました。

さらに、令和3（2021）年施行の改正社会福祉法では、重層的支援体制整備事業（※2）が創設されました。「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、市町村の庁内の横断的な連携を強化し、断らず受け止め、つながり続ける包括的な支援体制を構築していくことが求められています。

(2) 近年の県の主な動向

茨城県では、市町村の地域福祉計画の推進を支援するため「茨城県地域福祉支援計画」を策定し、県の推進する施策の方向を明らかにしています。

平成16（2004）年3月に「茨城県地域福祉支援計画（第1期）」を策定後、福祉を取り巻く環境の変化に合わせて定期的に見直しを行い、平成31（2019）年3月に「茨城県地域福祉計画（第4期）」（計画期間平成31年度（令和元年度）～令和5年度）を策定しています。

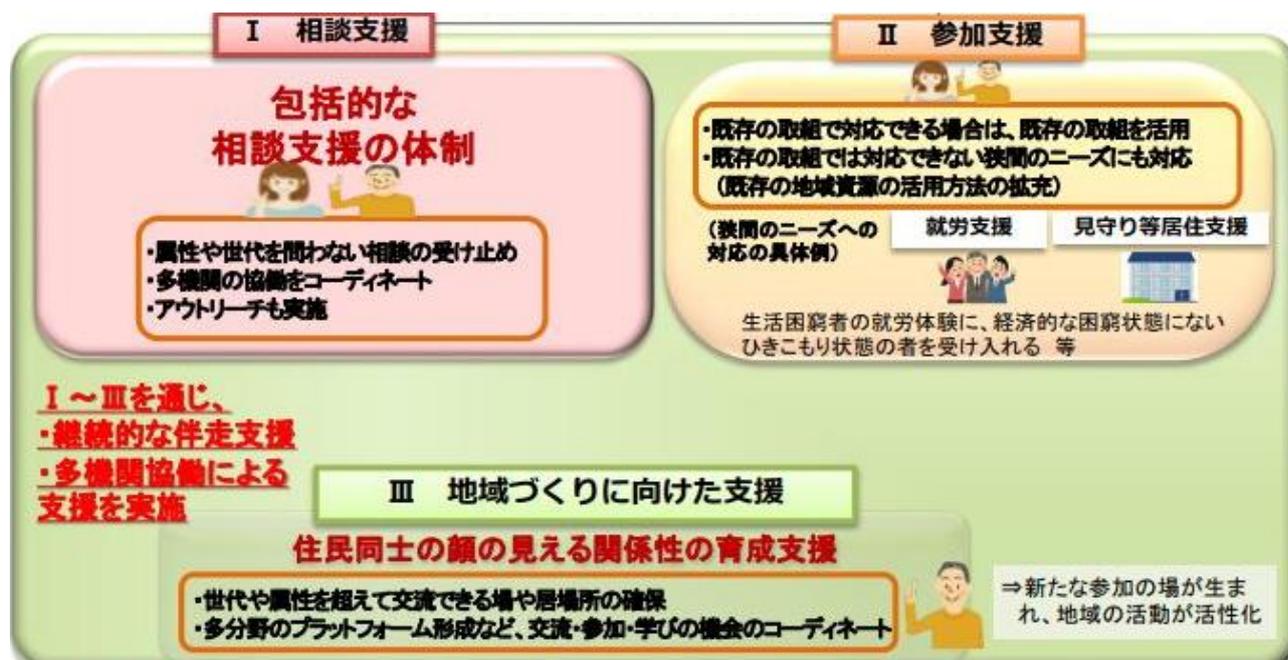
（※1）「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

(※2) 重層的支援体制整備事業とは

高齢者・子育て・障害・生活困窮のような、分野ごとの相談支援体制では解決することが困難な課題に対応するため、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、市町村全体の支援機関・地域の関係者等が地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズを断らずに受け止め、「分野を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施し、包括的な支援体制を整備する事業です。

■重層的支援体制整備事業の全体像



資料：厚生労働省 令和4年度重層的支援体制整備事業人材養成研修 基礎編資料より

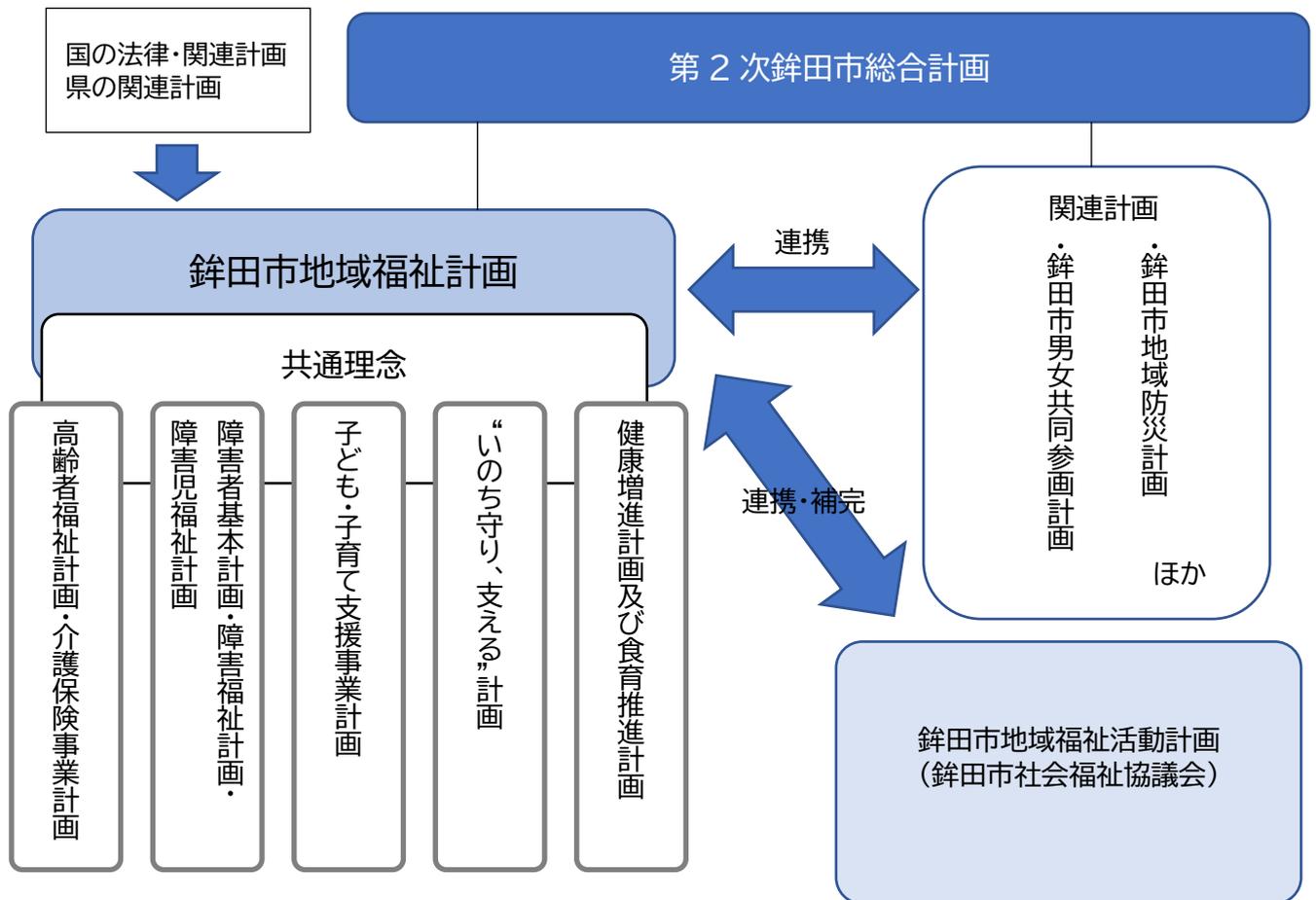
3 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉を推進するための理念と仕組みを定めた総括的な計画です。第2次銚田市総合計画を上位計画とし、福祉・保健分野の個別計画を横断的に結び、今後の施策を展開していくために、地域福祉推進の基本事項を定めるとともに、福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけます。

一方、「地域福祉活動計画」は社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉を推進するための実践的な計画として、社会福祉協議会が策定する計画です。銚田市社会福祉協議会が中心となって策定した第4次銚田市地域福祉活動計画と総合に連携・補完し合いながら、効率的な地域推進を図ります。

また、本計画は、関連計画との整合性を図りながら、高齢者や障害者といったサービスの「対象者」に着目するのではなく、「地域」に着目し、地域課題の解決のための取り組みについて定める計画とします。

■計画の位置づけ



4 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から 令和 10（2028）年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化、地域における新たな課題、国や県の取り組み等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

■計画の期間

年度	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
総合計画	第2次銚田市総合計画 後期基本計画					第3次銚田市総合計画 前期基本計画					
地域福祉計画	第3期銚田市 地域福祉計画		第4期銚田市地域福祉計画								
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画			銚田市高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画			銚田市高齢者福祉計画 第10期介護保険事業計画					
子ども・子育て支援 事業計画	第2期銚田市 子ども・子育て 支援事業計画		第3期銚田市 子ども・子育て支援事業計画								
障害者基本計画 障害福祉計画 障害児福祉計画			銚田市 第6期障害者基本計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			銚田市 第7期障害者基本計画 第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画					
健康増進計画 及び食育推進計画	第3次銚田市健康増進計画及び食育推進計画										
自殺対策計画			第2期銚田市“いのち守り、支える”計画								

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「銚田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、各委員の専門的な見地から、計画の方向性や内容等について意見・提言を受け、検討・協議を行いました。

また、市民意識調査や地域福祉懇談会、パブリックコメント等を通じて、様々なご意見をいただきました。

(1)銚田市地域福祉計画策定委員会

この計画に関する事項を審議するため、学識経験者を始め各関係機関や関係団体の代表者 16 名で構成する銚田市地域福祉計画策定委員会を設置しました。なお、策定委員会は、地域福祉活動計画との整合性をはかり、両計画を審議することから、名称は「銚田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」として開催しました。

(2)「銚田市地域福祉計画」庁内ワーキングチーム

この計画に関する事項を検討するため、計画策定の中心となる関係各課等による作業チームを設置しました。

(3)市民意識調査の実施

本計画の策定に向けて、地域福祉に対する市民の現在の意識や今後の意向や要望を探り、分析結果を計画策定の資料として活用することを目的として、「銚田市地域福祉計画策定のための意識調査」を実施しました。

令和 5（2023）年 2 月から同年 3 月を調査期間として、一般市民 1,350 名及び社会福祉関係者等 650 名を対象に、郵送により調査を行いました。

	配布数 (A)	総回答数 (B)	全体回収率 (B/A)
一般市民	1,350 通	427 通	31.6%
社会福祉関係者等	650 通	408 通	62.7%
合計	2,000 通	835 通	41.8%

※社会福祉関係者等…高校生、区長、民生委員児童委員、ボランティア等

(4)地域福祉懇談会の開催

本計画の策定にあたり、地域の現状や課題などを把握し、計画に反映するために、地域福祉懇談会を実施しました。民生委員児童委員の方々が、本市の 3 地区において各地区の現状や課題等について議論しました。

■開催概要

開催日	開催地区	参加者数
令和5(2023)年9月7日(木)	旭地区	19名
同年9月8日(金)	大洋地区	20名
	銚田地区	46名
合計		85名

■地域福祉懇談会の様子

旭地区



大洋地区



鉾田地区



(6)パブリックコメントの実施

計画素案に対して、市民の皆さまから幅広く意見を聴取するために、令和6年（2024）年1月9日から同年2月7日までパブリックコメントを実施しました。

6 SDGs(持続可能な開発目標)と本計画の関連

SDGs（持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、平成 26（2016）年から令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGs は 17 のゴール（目標）と、169 のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

本計画の上位計画である「第 2 期銚田市総合計画後期基本計画」は SDGs の理念と共通していることから、SDGs と関連付けて計画を策定しています。

また、SDGs における、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」という誓いは、地域福祉の「誰もが安心して暮らすことができるよう、地域住民、行政、社会福祉関係団体などが、ともに支えあい、助けあう地域づくりを行う」という理念と方向性を同じくしており、地域福祉においても SDGs の視点を持ち、持続可能な地域の未来を実現するために施策に取り組む必要があります。

銚田市地域福祉計画においては、以下の 10 項目が特に関連の強い目標となっており、これらに重点を置きながら計画の推進に取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章

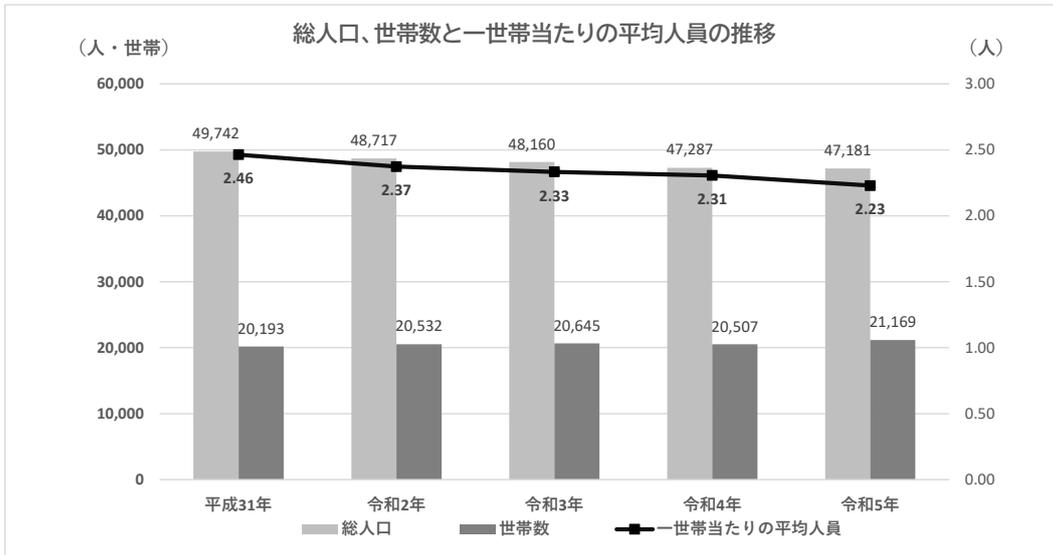
鉾田市の 現状と課題

1 人口動態と世帯の状況

① 総人口、世帯数と一世帯当たりの平均人員の推移

本市の総人口は減少となっています。

世帯数は増加傾向となっていますが、一世帯当たりの平均人員は減少が続いており、令和5（2023）年で2.23人となっています。

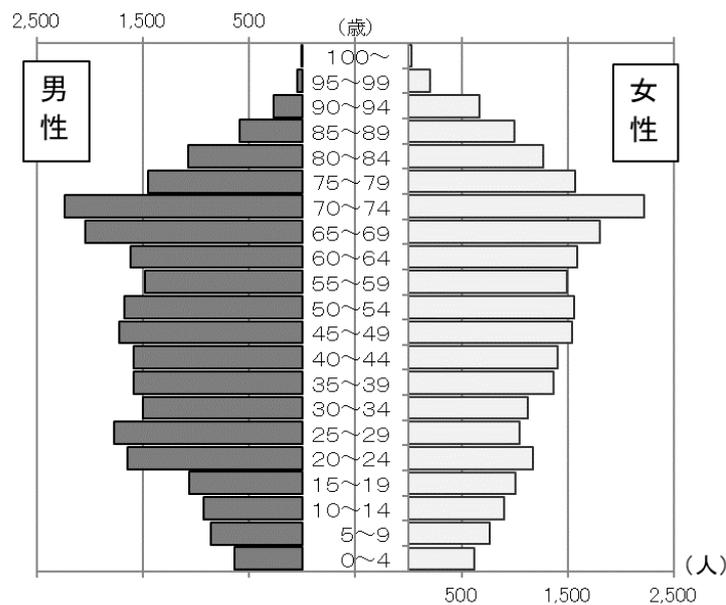


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

② 人口ピラミッド

令和5（2023）年1月1日現在での人口ピラミッドについて、「70～74歳」が男女ともに突出して多くなっています。その一方で、「55～59歳」や「30～34歳」の人口は相対的に少なくなっています。

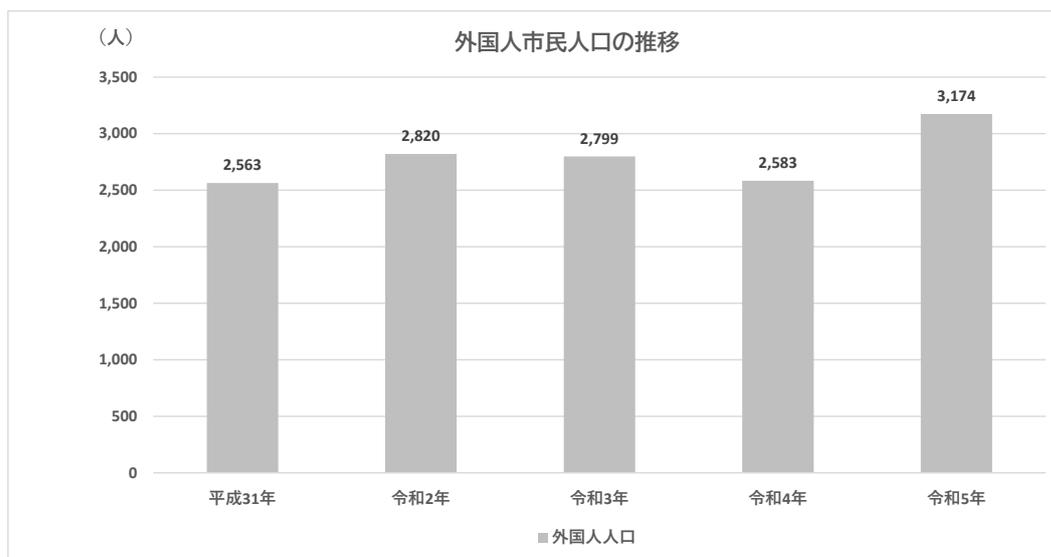
男女別にみると、「20～29歳」で男性が若年層の中では多くなっていることに対し、女性の人数が同年代において顕著に落ち込んでいます。



資料：住民基本台帳（令和5年1月1日現在）

③ 外国人登録者の推移

外国人市民については、増減を繰り返しながら全体として増加傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

2 データからみる地域福祉の現状

(1) 子どもの状況

① 小学校・中学校の児童・生徒数

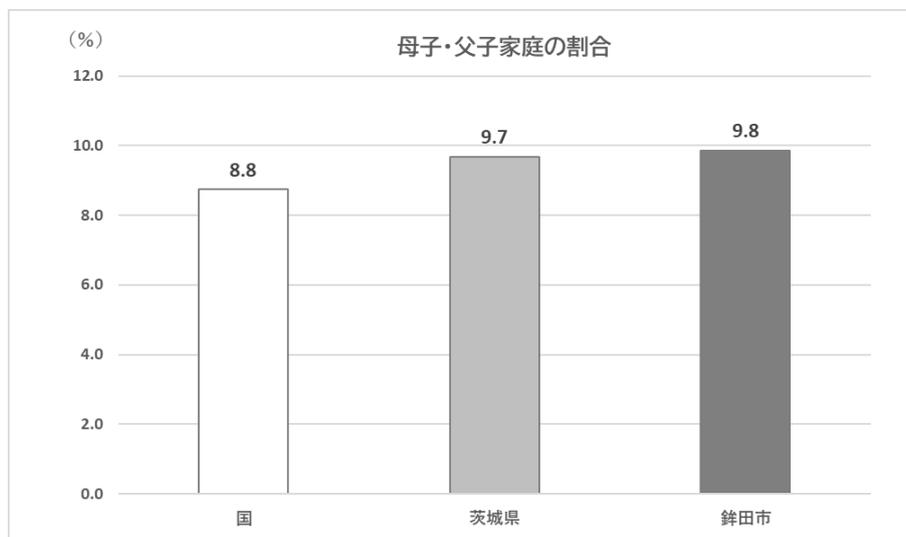
本市の令和5（2023）年度の小学校の児童数は、過去5年間で最も少ない1,881人となっています。中学校の生徒数も同様に、961人となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	2,098	2,005	1,952	1,909	1,881
中学生	1,124	1,112	1,054	985	961

資料：市統計データ（各年5月1日現在）

② ひとり親世帯の推移

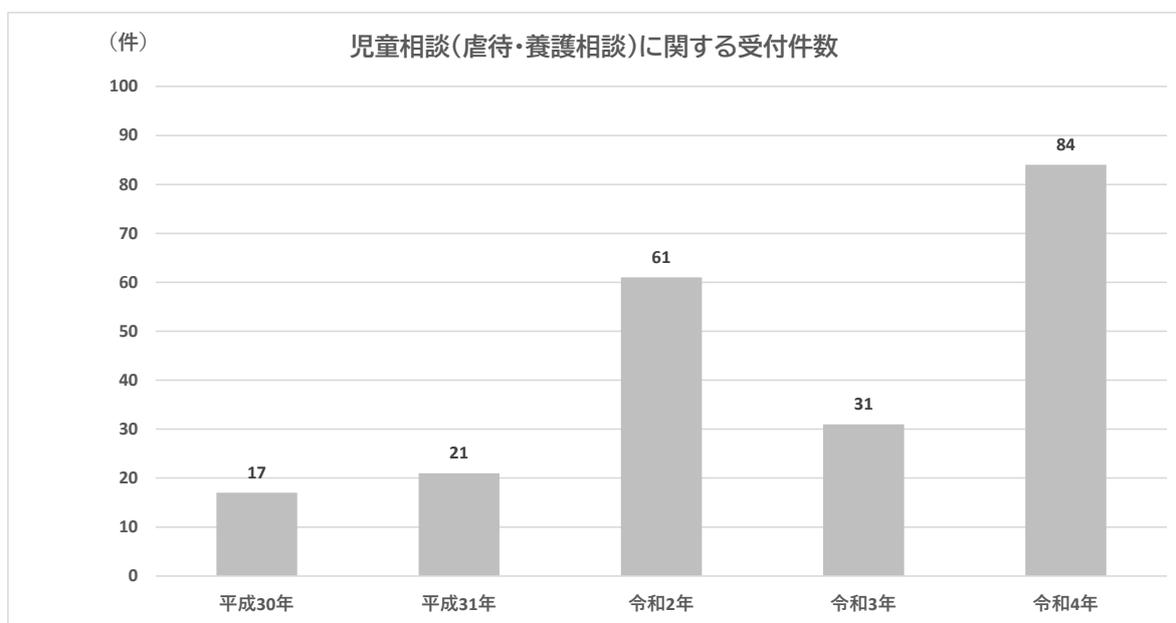
令和 2（2020）年国勢調査において、銚田市における 20 歳未満世帯員のいる一般世帯のうち、母子・父子家庭の割合は 9.8%と、全国及び茨城県よりも高い割合となっています。



資料：令和 2 年国勢調査

③ 児童相談(虐待・養護相談)に関する受付件数

推移で見ると、令和 3（2021）年で落ち込んでいますが、全体として増加しており、令和 4（2022）年では平成 30（2018）年の 5 倍近くの件数となっています。

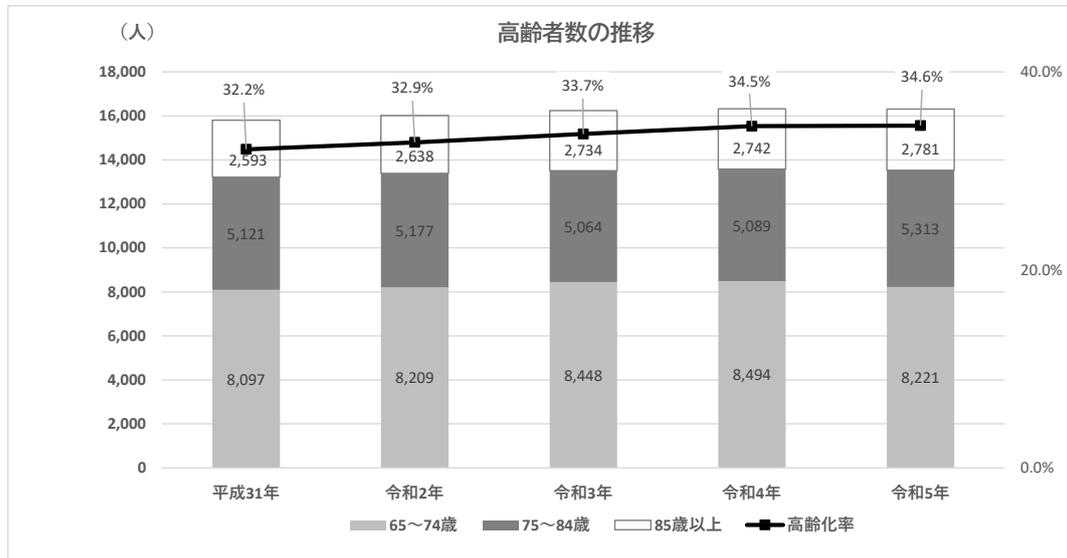


資料：子ども家庭課

(2) 高齢者の状況

① 高齢者数の推移

本市の高齢者数は、全ての層で増加傾向となっていますが、特に75歳以上の後期高齢者は増加の割合が高くなっています。高齢化率については、過去5年間で増加が続いており、令和5（2023）年で34.6%となっています。

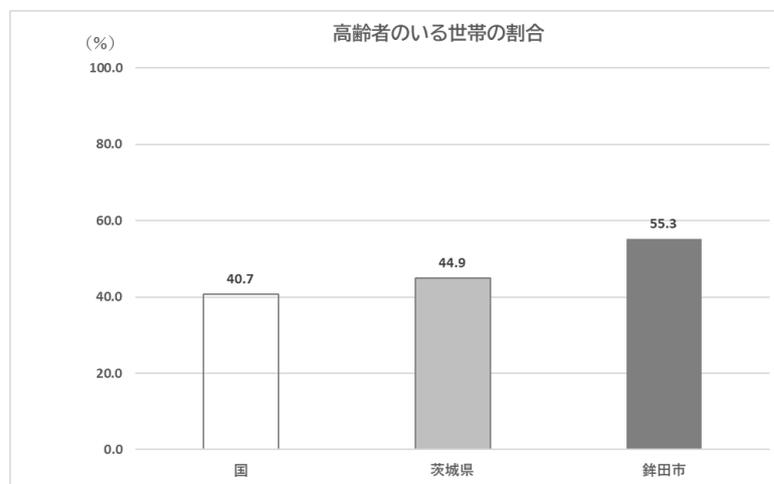


資料：住民基本台帳

② 高齢者のいる世帯数・構成比

令和2（2020）年国勢調査において、一般世帯のうち、高齢者のいる世帯の割合は55.3%と、国及び茨城県の割合を大きく上回っています。

	国	茨城県	銚田市
一般世帯数（世帯）	55,704,949	1,181,598	17,894
65歳以上世帯員がいる世帯数（世帯）	22,655,031	530,311	9,887
高齢者のいる世帯の割合（%）	40.7%	44.9%	55.3%



資料：令和2年国勢調査

③ 要介護(要支援)認定者数の推移

本市の要介護（要支援）認定者数は年々増加しています。令和5（2023）年3月末と平成31（2019）年3月末を比較すると、要支援1が1.67倍、要介護1が1.18倍で増加の割合が高くなっています。

■要介護(要支援)認定者数の推移

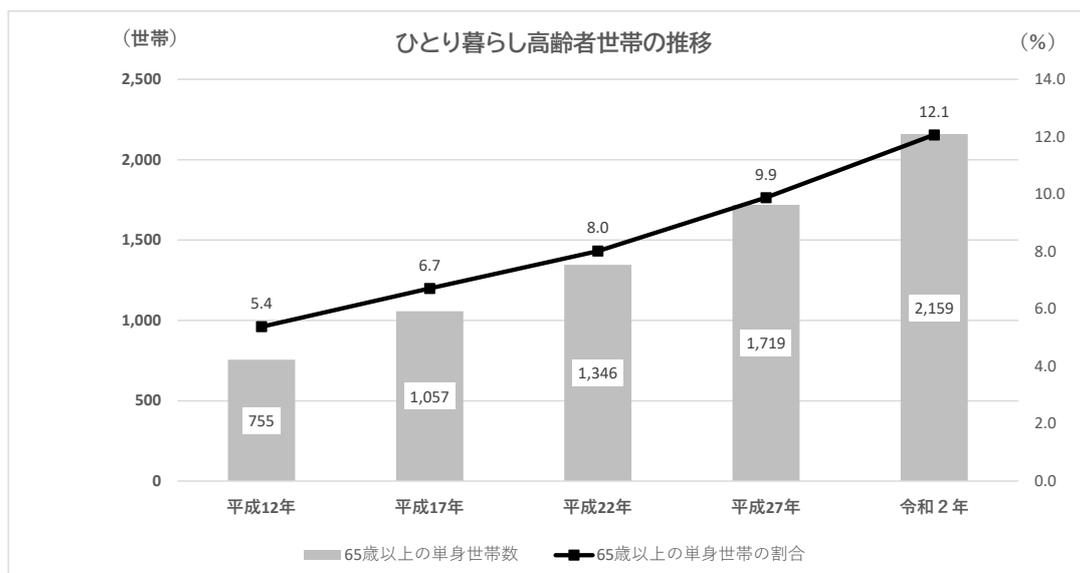
(単位:人)

	平成31年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末
認定者数	2,407	2,457	2,486	2,499	2,501
要支援1	165	197	233	255	276
要支援2	216	197	202	237	223
要介護1	463	500	543	546	546
要介護2	461	484	452	431	452
要介護3	437	428	367	365	362
要介護4	363	361	396	390	381
要介護5	302	290	293	275	261
認定率	15.1	15.2	15.2	15.2	15.2
認定率(茨城県)	15.3	15.4	15.5	15.6	15.8
認定率(全国)	18.3	18.4	18.7	18.9	19.0

資料：「介護保険事業報告書（3月月報）」

④ ひとり暮らし高齢者世帯の推移

ひとり暮らし高齢者世帯数は過去20年間で大きく増加しています。一般世帯に占めるひとり暮らし高齢者世帯の割合も増加しており、令和2（2020）年で12.1%と20年前の2倍以上となっています。

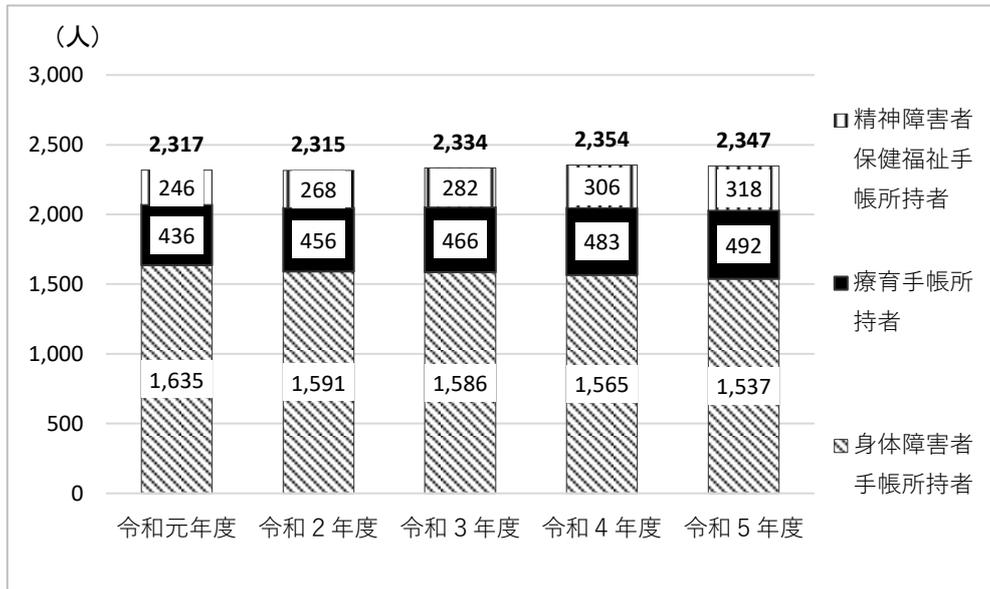


資料：国勢調査

(3)障害者の状況

① 障害者数の推移

障害者数を推移で見ると、全体として増加傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳所持者と療育手帳所持者が増えている状況となっています。



資料：社会福祉課

② 各種手当の支給状況の推移

特別障害者手当、在宅障害児福祉手当の受給者数は、減少傾向にある一方で、特別児童扶養手当、難病患者福祉手当は増加傾向にあります。障害児福祉手当はほぼ横ばいとなっています。

■各種手当の支給状況の推移

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別児童扶養手当	55	66	68	68	64
特別障害者手当	44	44	45	43	40
障害児福祉手当	27	29	35	34	30
在宅障害児福祉手当	39	34	37	33	32
難病患者福祉手当	206	239	242	239	249

(各年度3月末現在) ※R5については、特別児童扶養手当はR5.4末、それ以外はR5.5末時点の数値

資料：社会福祉課

(4)保健・医療の状況

① 健康教室

健康教室（一般）の参加者数は、令和3（2021）年度に大きく落ち込んでいますが、令和4年度は再び増加しています。

■健康教室参加者数の推移

（単位：回、人）

区分 年度	集団			
	病態別		一般	
	回数	参加人数	回数	参加人数
平成30年度	50	719	168	3,876
令和元年度	136	1,577	158	3,731
令和2年度	19	800	88	2,371
令和3年度	47	1,127	97	711
令和4年度	46	228	99	1,100

資料：健康増進課

② 健康相談

健康相談の回数は年度により増減があり、一般の1回あたりの実施者数は平成30（2018）年度に14人、令和4（2022）年度は8人となっています。令和元（2019）年度が1回あたり28人で、最も多くなっています。

■健康相談者数の推移

（単位：回、人）

区分 年度	病態別		一般	
	回数	実施者	回数	実施者
平成30年度	40	421	164	2,302
令和元年度	76	1,563	66	1,841
令和2年度	68	1,713	150	1,107
令和3年度	80	980	235	3,442
令和4年度	134	840	235	1,949

資料：健康増進課

③各種健診

令和3（2021）年度の受診率を令和4（2022）年度の受診率が上回っている健診は、「結核・肺がん」、「子宮がん」、「乳がん（超音波）」、「腹部超音波」、「前立腺がん」、「骨粗しょう症」、「歯周疾患」となっています。特に、「腹部超音波」、「骨粗しょう症」、「歯周疾患」については増加の割合が大きくなっています。

■各種健診事業の受診者等の推移

区分	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		対象者（人）	31,369	31,206	31,150	31,005
結核・肺がん 40歳以上の男女	受診者（人）	7,761	7,640	6,071	6,724	6,918
	受診率（%）	24.7	24.5	19.5	21.7	22.3
	対象者（人）	10,998	10,979	10,719	10,127	9,955
生活習慣病予防検診 39歳までの男女	受診者（人）	1,866	1,750	1,513	1,382	1,136
	受診率（%）	17.0	15.9	14.1	13.6	11.4
	対象者（人）	36,750	36,542	36,378	35,935	35,835
胃がん 30歳以上の男女	受診者（人）	3,641	3,394	1,964	2,894	2,671
	受診率（%）	9.9	9.3	5.4	8.1	7.5
	対象者（人）	36,750	36,542	36,378	35,935	35,835
大腸がん 30歳以上の男女	受診者（人）	7,030	7,029	5,887	6,540	6,426
	受診率（%）	19.1	19.2	16.2	18.2	17.9
	対象者（人）	20,421	20,319	20,145	19,849	19,758
子宮がん 20歳以上の女性	受診者（人）	1,862	1,926	1,781	1,898	2,036
	受診率（%）	9.1	9.5	8.8	9.6	10.3
	対象者（人）	7,959	7,920	7,881	7,839	7,831
乳がん（X線） 40歳以上の女性 隔年実施	受診者（人）	1,391	1,513	1,155	1,458	1,389
	受診率（%）	17.5	19.1	14.7	18.6	17.7
	対象者（人）	7,169	7,075	6,983	6,794	6,722
乳がん（超音波） 30～56歳の女性	受診者（人）	1,458	1,350	1,068	1,225	1,261
	受診率（%）	20.3	19.1	15.3	18.0	18.7
	対象者（人）	3,917	3,770	3,693	3,408	3,496
腹部超音波 40～65歳の男女 （5歳ごとの節目健診）	受診者（人）	489	523	412	396	665
	受診率（%）	12.5	13.9	11.2	11.6	19.0
	対象者（人）	11,265	12,188	11,309	12,253	12,238
前立腺がん 50～74歳の男性	受診者（人）	2,377	2,386	1,955	2,145	2,205
	受診率（%）	21.1	19.6	17.3	17.5	18.0
	対象者（人）	2,332	2,216	2,207	2,005	2,029
骨粗しょう症 30～65歳の女性 （5歳ごとの節目健診）	受診者（人）	324	299	312	278	401
	受診率（%）	13.9	13.5	14.1	13.9	19.8
	対象者（人）	1,856	1,726	1,724	1,723	1,735
歯周疾患 40.50,60歳の男女	受診者（人）	73	63	59	62	126
	受診率（%）	3.9	3.7	3.4	3.6	7.3

資料：健康増進課

④母子保健事業

令和4（2022）年3月末時点の母子保健事業の状況は以下のとおりとなっています。

■母子保健事業の状況

事業名		対象者数 (人)	受診者数 (人)	割合 (%)	健診対象及び会場等	
健診	乳児検診	200	199	99.5	4ヵ月児	
	1歳6ヵ月健診	224	219	97.8	1歳6ヵ月児	
	2歳児歯科検診	232	224	96.6	2歳6ヵ月児、希望者にフッ素塗布	
	3歳児健診	225	220	97.7	3歳6ヵ月児	
教室	赤ちゃん教室	-	53	-	第1子対象にベビーマッサージ	
	マザー教室	-	54	-	初めての出産対象者	
	すこやか教室	-	116	-	2歳児親子対象	
	小児救急教室	-	-	-	2歳未満児の保護者	
	オレンジルーム	-	40	-	育児不安や孤立しがちなママ対象	
	出前教室	食育	-	2,357	-	幼稚園・保育園・小学校
		むし歯・歯周病予防	-	493	-	幼稚園・保育園・小学校
いのちの大切さ・思春期		-	1,193	-	小中学校・高校	
その他・たばこ等		-	476	-	幼・保・小・中・高校	
相談	育児相談	-	299	-	3地区の保健センターで1歳未満児対象	
	面接相談（随時）	-	1,767	-		
	電話相談	-	2,122	-		
療育	個別相談	-	155	-	発達に偏りのある子や集団に入れない子	
	さくらんぼ教室・たんぼ教室	-	362	-	発達に偏りのある子や集団に入れない子	
	巡回相談	-	91	-	幼稚園・保育園での相談	
訪問	乳児全戸訪問事業	197	196		生後4ヵ月未満児	
	産婦		(196) / (198)		産後の健康支援	
	幼児等		(29) / (39)		健診後のフォロー等	

資料：健康増進課

(5)生活困窮・生活保護の状況

① 生活保護受給世帯数・被保護人員・保護率の推移

保護率は、平成30（2018）年度の12.1%（パーミル：人口千人比）から増加しています。茨城県や国と比較すると、保護率は国よりは低いものの、茨城県より高くなっています。

（単位：世帯、人、%）

	平成30年度			令和元年度		
	世帯	人員	保護率	世帯	人員	保護率
鉾田市	469	565	12.1	462	560	12.1
茨城県	22,468	28,174	9.8	22,641	28,082	9.8
全国	1,637,422	2,096,838	16.6	1,635,724	2,073,117	16.4

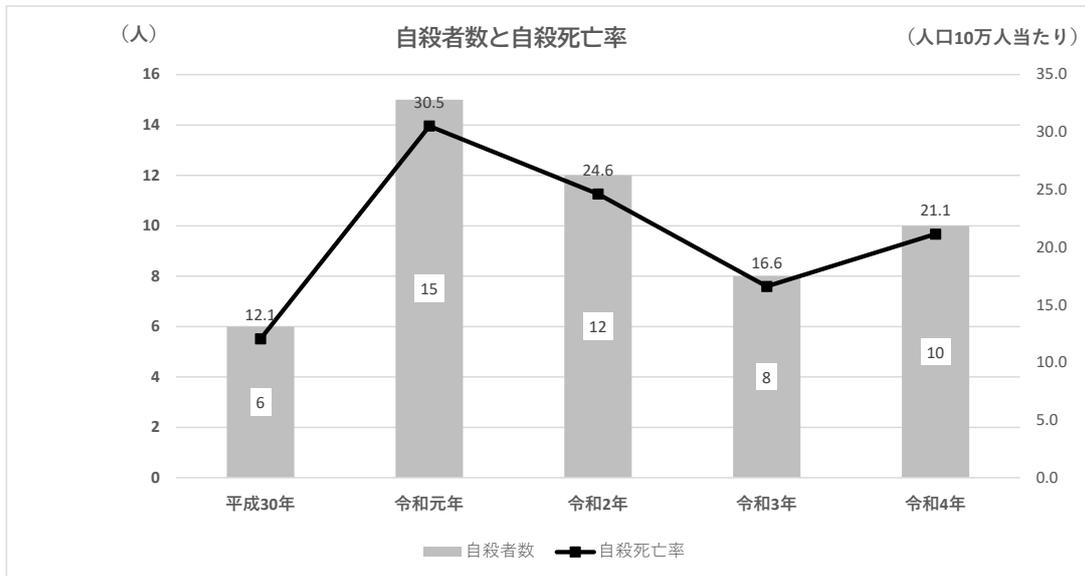
	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	世帯	人員	保護率	世帯	人員	保護率	世帯	人員	保護率
鉾田市	448	542	11.8	460	557	12.4	463	562	12.5
茨城県	23,120	28,496	10.0	23,500	28,723	10.1	23,728	28,785	10.2
全国	1,634,584	2,059,536	16.4	1,641,512	2,038,557	16.2	1,647,341	2,027,865	16.3

資料：市統計データ

(6)自殺の状況

① 自殺者数、自殺率の推移

本市の自殺者数は年によって変動があり、6～15人で推移しています。

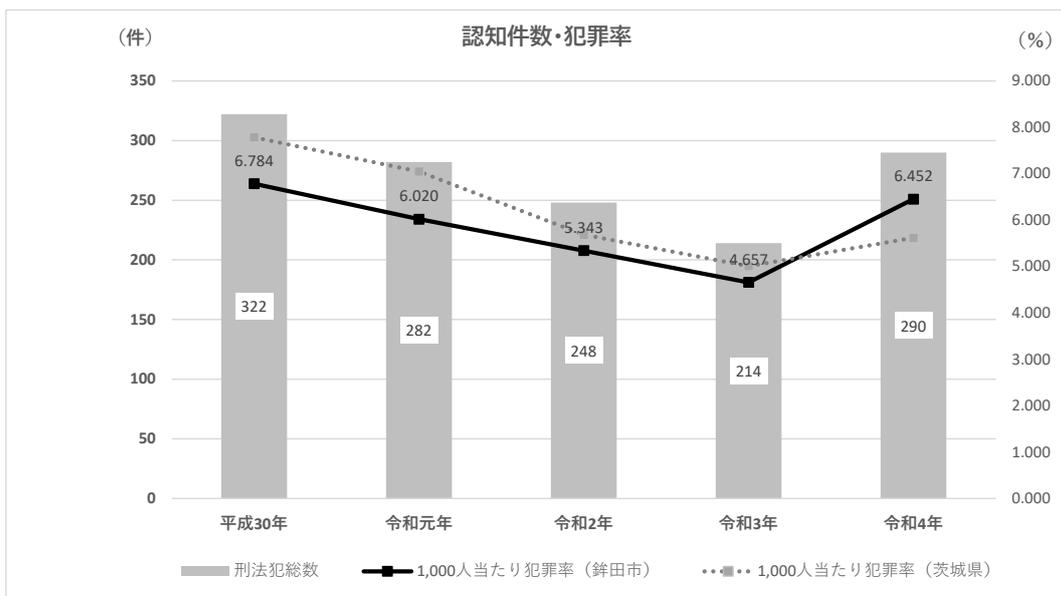


資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

(7)再犯防止に関する状況

① 銚田市における認知件数・犯罪率の推移

刑法犯の認知件数及び1,000人当たりの犯罪率について、令和3(2021)年までは減少傾向となっていました。令和4(2022)年で増加しており、1,000人当たりの犯罪率についても茨城県平均を上回っている状況となっています。



資料：茨城県警察

(8)福祉関係の相談状況

① 民生委員児童委員の相談・支援件数

民生委員児童委員の相談・支援件数の推移をみると、増加傾向にあります。

一方、民生委員児童委員の委員数は110人前後で推移しています。

民生委員・児童委員の相談・支援件数

(単位:件)

区分	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
相談・支援件数	内容別	在宅福祉	26	101	71	59	89
		介護保険	13	43	52	28	43
		健康・保健医療	49	132	36	72	104
		子育て・母子保健	24	77	79	139	99
		子どもの地域生活	4	14	12	33	26
		子どもの教育・学校生活	21	67	69	144	60
		生活費	33	104	72	108	71
		年金・保険	1	1	7	1	7
		仕事	6	8	12	13	22
		家族関係	39	31	41	28	49
		住居	4	19	9	18	33
		生活環境	40	110	84	93	94
		日常的な支援	68	174	239	206	385
		その他	157	686	337	320	334
	計	485	1,567	1,120	1,262	1,416	
	分野別	高齢者に関すること	304	897	572	712	914
		障がいに関すること	16	50	51	55	102
		子どもに関すること	58	171	195	326	200
		その他	107	449	302	169	200
		計	485	1,567	1,120	1,262	1,416
1人平均(年間)相談・支援件数		5	14	10	12	13	
その他の活動	件数	調査・実態把握	577	1,500	1,101	807	690
		行事・事業・会議の参加・協力	625	1,443	560	456	508
		地域福祉活動・自主活動	448	1,235	713	744	728
		民児協運営・研修	627	1,579	518	630	866
		証明事務	329	905	634	352	323
		要保護児童の発見の通告・仲介	25	6	12	9	28
訪問回数	訪問・連絡活動	5,509	10,745	7,944	7,959	9,307	
	その他	1,489	3,163	2,566	2,373	2,371	
連絡調整回数	委員相互	553	2,993	1,695	1,527	1,349	
	その他の関係機関	478	1,778	1,316	433	1,318	
総活動日数		4,577	10,318	7,442	6,757	7,239	
1人平均(年間)活動日数		43	93	70	62	66	
民生委員児童委員現員数		107	111	107	109	110	

資料：市統計データ

(9)福祉に関わる人材の状況

① ボランティア登録状況

ボランティア登録状況は、個人登録者数は増加傾向となっています。一方、団体数、団体登録者数は減少傾向となっています。

(単位:人、団体)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個人登録者数	71	72	83	55	78
団体数	46	46	44	44	43
団体登録者数	1,023	934	858	876	792

銚田市社会福祉協議会 (各年3月末現在、令和5年度は12月末現在)

② 消防団数の推移

消防団の団員数について、自警団、消防団とも減少傾向となっています。

(単位:人、団体)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自警団会員数	73	69	67	64	64
消防団団員数	1,288	1,270	1,250	1,221	1,178
自警団団体数	1	1	1	1	1

資料:危機管理課 (各年4月1日現在)

(10)社会参画の状況

① シルバー人材センター会員数の推移

シルバー人材センター会員数は令和4(2022)年度で267人で、過去5年間で減少傾向となっています。

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会員数	280	289	273	270	267

資料:シルバー人材センター (各年4月1日現在)

② 高齢者クラブ加入者数の推移

高齢者クラブ加入者数は、過去5年で約半数まで減少しており、令和5(2023)年度で1,125人となっています。

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個人登録者数	2,003	1,802	1,514	1,279	1,125

資料:銚田市社会福祉協議会 (各年4月1日現在)

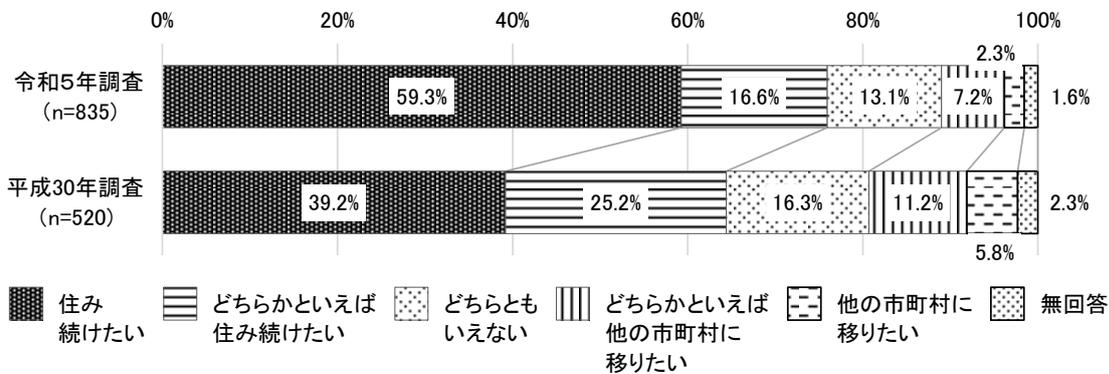
3 市民意識調査からみる地域の現状

(1) 定住意向

住み続けたいという方が前回調査より増えているが、地区による差がみられる

- 全体では、「住み続けたい」の割合が高くなっており、前回調査と比較すると、「住み続けたい」が約20ポイント高くなっています。
- 地区別では、大洋地区で「どちらともいえない」が13.6%で、「住み続けたい」63.1%に次いで高くなっています。
- 年齢別では、80歳以上で88.1%が「住み続けたい」となっていることに対し、10～19歳で「どちらかといえば他の市町村に移りたい」「他の市町村に移りたい」の合計が23.7%と他の層より高くなっています。

【定住意向：前回調査比較】



【定住意向：地区別】

		回答者数	住み続けたい	どちらかといえば住み続けたい	どちらともいえない	どちらかといえば他の市町村に移りたい	他の市町村に移りたい	無回答
全体	人数	835	495	139	109	60	19	13
	構成比		59.3%	16.6%	13.1%	7.2%	2.3%	1.6%
旭地区	人数	152	95	25	18	11	2	1
	構成比		62.5%	16.4%	11.8%	7.2%	1.3%	0.7%
銚田地区	人数	473	268	88	62	37	11	7
	構成比		56.7%	18.6%	13.1%	7.8%	2.3%	1.5%
大洋地区	人数	206	130	26	28	12	6	4
	構成比		63.1%	12.6%	13.6%	5.8%	2.9%	1.9%
無回答	人数	4	2	0	1	0	0	1
	構成比		50.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%

1位：全体が黒で白文字、2位：全体が灰色で太文字

【定住意向：年齢別】

		回答者数	住み続けた い	どちらか といえ ば住み 続けた い	どちら とも いえ ない	どちら かとい え ば他 の市 町村 に移 りた い	他の市 町村 に移 りた い	無回答
全体	人数	835	495	139	109	60	19	13
	構成比		59.3%	16.6%	13.1%	7.2%	2.3%	1.6%
10～19歳	人数	97	22	22	30	16	7	0
	構成比		22.7%	22.7%	30.9%	16.5%	7.2%	0.0%
20～29歳	人数	34	13	8	7	3	3	0
	構成比		38.2%	23.5%	20.6%	8.8%	8.8%	0.0%
30～39歳	人数	57	25	14	10	2	2	4
	構成比		43.9%	24.6%	17.5%	3.5%	3.5%	7.0%
40～49歳	人数	68	31	14	14	8	1	0
	構成比		45.6%	20.6%	20.6%	11.8%	1.5%	0.0%
50～59歳	人数	80	44	14	13	8	1	0
	構成比		55.0%	17.5%	16.3%	10.0%	1.3%	0.0%
60～64歳	人数	87	58	13	9	5	1	1
	構成比		66.7%	14.9%	10.3%	5.7%	1.1%	1.1%
65～69歳	人数	152	110	24	9	4	2	3
	構成比		72.4%	15.8%	5.9%	2.6%	1.3%	2.0%
70～74歳	人数	171	124	20	14	10	2	1
	構成比		72.5%	11.7%	8.2%	5.8%	1.2%	0.6%
75～79歳	人数	39	28	6	1	4	0	0
	構成比		71.8%	15.4%	2.6%	10.3%	0.0%	0.0%
80歳以上	人数	42	37	3	2	0	0	0
	構成比		88.1%	7.1%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	人数	8	3	1	0	0	0	4
	構成比		37.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%

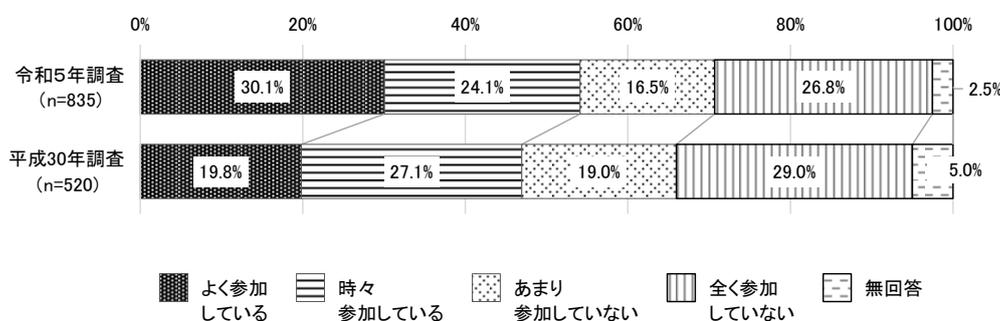
1位:全体が黒で白文字、2位:全体が灰色で太文字

(2) 地域の助け合いやボランティア活動

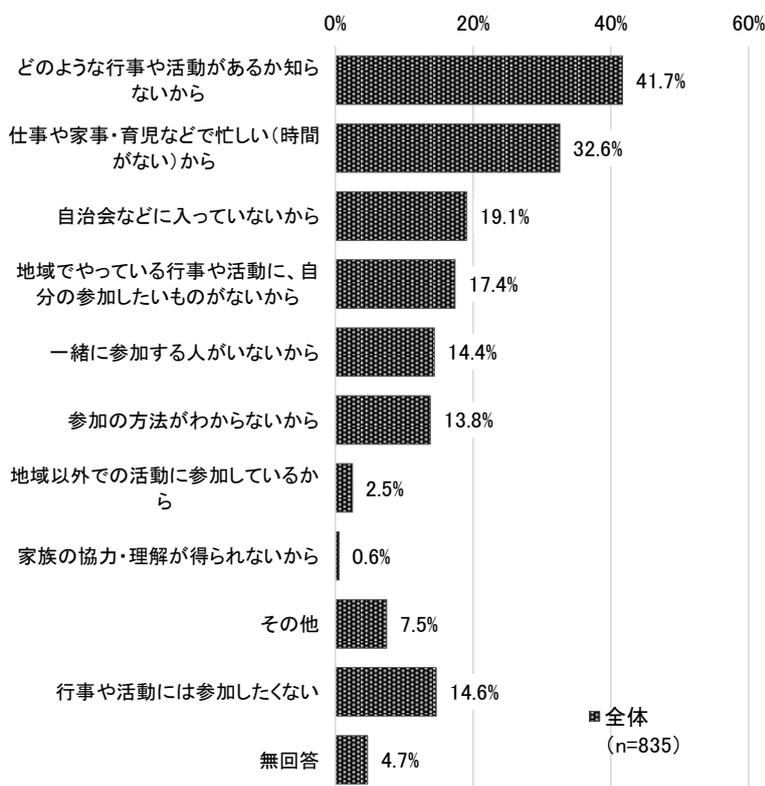
地域活動に参加している方が多いが、参加していない方については、その理由として「どのような行事や活動があるか知らないから」が最も高くなっている

- 地域活動への参加状況は全体で「よく参加している」が最も高くなっており、特に前回調査と比較すると、約 10 ポイント高くなっています。
- 一方、参加していない理由として「どのような行事や活動があるか知らないから」が最も高くなっています。
- 支え合うために必要なこととして、「隣近所の住民同士の普段からのつきあい」が最も高く、次いで「ひとりで暮らしている高齢者の見守りなどの活動」となっています。
- また、ボランティア活動の輪を広げるために必要なこととして、「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を援助する」が最も高く、次いで「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」となっています。

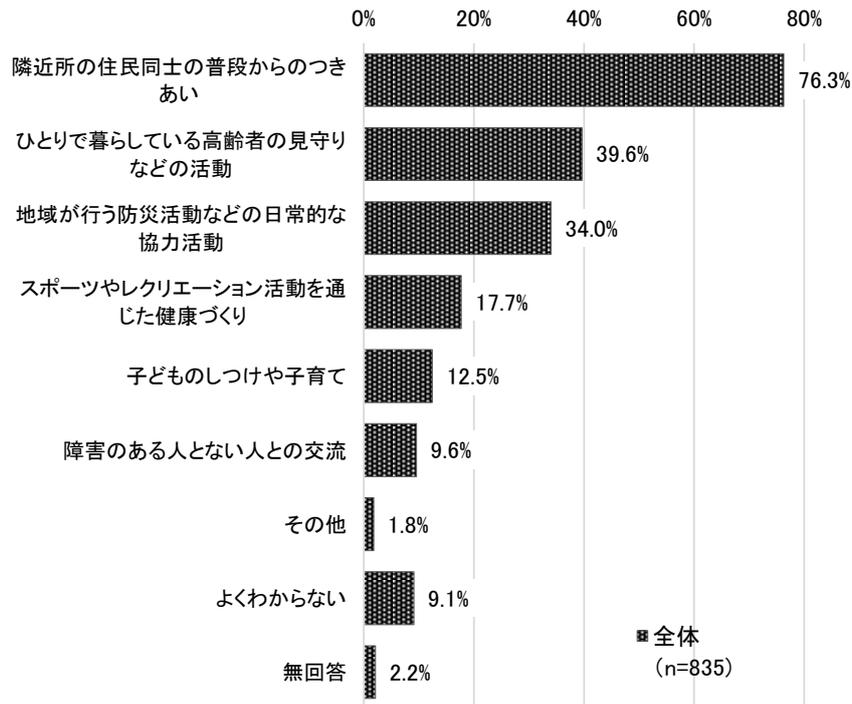
【地域活動への参加状況：前回調査比較】



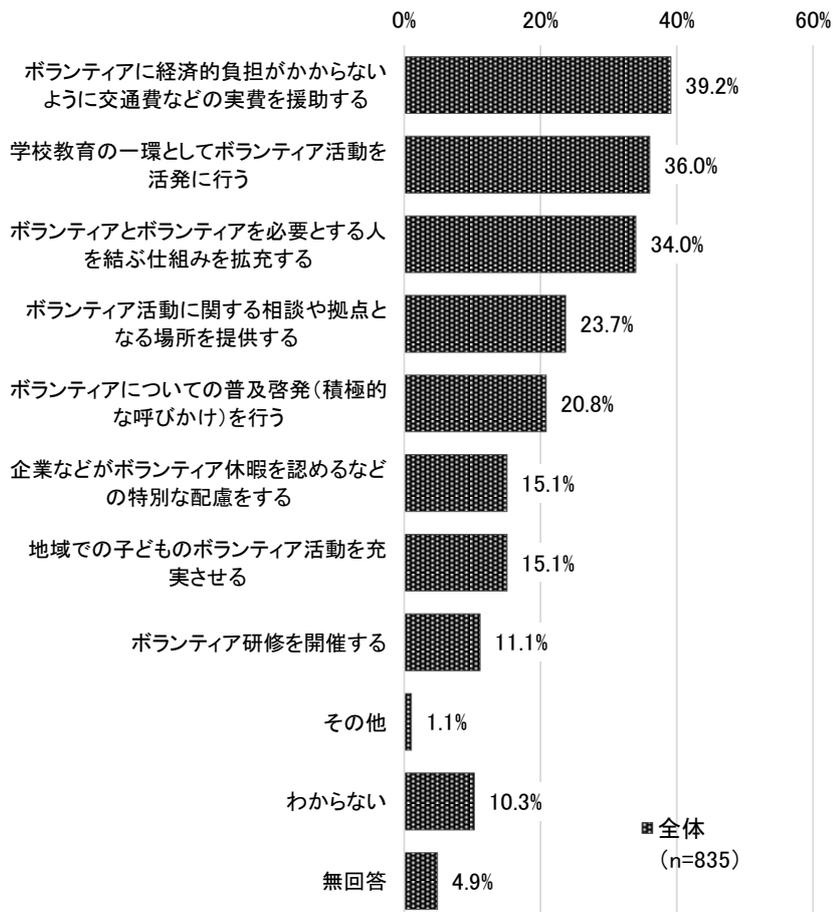
【地域活動に参加しない理由：全体】



【支え合うために必要なこと：全体】



【ボランティア活動の輪を広げるために必要なこと：全体】



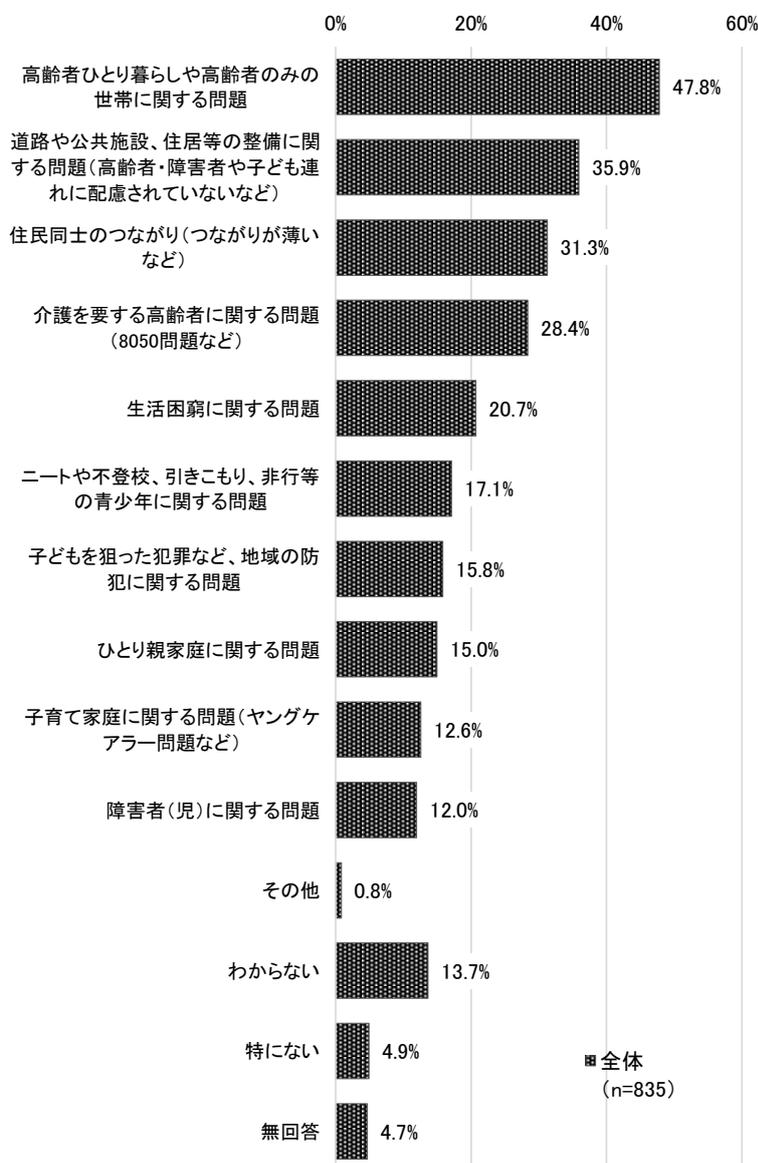
(3) 地域や福祉を取り巻く課題・問題点

【福祉に関わる課題・問題】

旭地区で「つながり」、銚田地区で「子育て家庭」、大洋地区で「高齢者ひとり暮らし」など、地区によって課題・問題が異なる

- 全体では、「高齢者ひとり暮らしや高齢者のみの世帯に関する問題」が最も高く、次いで「道路や公共施設、住居等の整備に関する問題（高齢者・障害者や子ども連れに配慮されていないなど）」となっています。
- 年齢別では、10～39歳では全体と同様の傾向となっていますが、40歳以上では「住民同士のつながり（つながりが薄いなど）」への回答割合が高くなっています。
- 地区別では、「住民同士のつながり（つながりが薄いなど）」（旭地区が最多）、「高齢者ひとり暮らし」（大洋地区が最多）、「子育て家庭に関する問題」（銚田地区が最多）など、地区によって選択肢ごとの回答割合が異なります。

【福祉に関わる課題・問題：全体】



【福祉に関わる課題・問題：年齢別】

回答者数		住民同士のつながりが薄いなど	高齢者ひとり暮らしや高齢者のみでの世帯に関する問題	介護を要する高齢者に関する問題(8050問題など)	子育て家庭に関する問題(ヤングケアラ問題など)	ひとり親家庭に関する問題	障害者(児)に関する問題	ニートや不登校、引きこもり、非行等の青少年に関する問題	子どもを狙った犯罪など、地域の防犯に関する問題	道路や公共施設、住居等の整備に関する問題(高齢者・障害者や子ども連れに配慮されていないなど)	生活困窮に関する問題	その他	わからない	特にない	無回答	
全体	人数	835	261	399	237	105	125	100	143	132	300	173	7	114	41	39
	構成比		31.3%	47.8%	28.4%	12.6%	15.0%	12.0%	17.1%	15.8%	35.9%	20.7%	0.8%	13.7%	4.9%	4.7%
10～19歳	人数	97	15	39	15	9	9	14	24	11	29	12	1	19	8	5
	構成比		15.5%	40.2%	15.5%	9.3%	9.3%	14.4%	24.7%	11.3%	29.9%	12.4%	1.0%	19.6%	8.2%	5.2%
20～29歳	人数	34	7	13	9	6	7	2	4	2	13	2	1	4	2	0
	構成比		20.6%	38.2%	26.5%	17.6%	20.6%	5.9%	11.8%	5.9%	38.2%	5.9%	2.9%	11.8%	5.9%	0.0%
30～39歳	人数	57	9	24	13	18	12	11	9	15	22	10	0	14	3	1
	構成比		15.8%	42.1%	22.8%	31.6%	21.1%	19.3%	15.8%	26.3%	38.6%	17.5%	0.0%	24.6%	5.3%	1.8%
40～49歳	人数	68	20	34	24	10	8	9	12	16	20	20	1	10	1	0
	構成比		29.4%	50.0%	35.3%	14.7%	11.8%	13.2%	17.6%	23.5%	29.4%	29.4%	1.5%	14.7%	1.5%	0.0%
50～59歳	人数	80	20	39	26	11	9	11	9	6	25	19	1	17	2	4
	構成比		25.0%	48.8%	32.5%	13.8%	11.3%	13.8%	11.3%	7.5%	31.3%	23.8%	1.3%	21.3%	2.5%	5.0%
60～64歳	人数	87	28	44	28	14	18	10	22	19	37	17	1	7	3	4
	構成比		32.2%	50.6%	32.2%	16.1%	20.7%	11.5%	25.3%	21.8%	42.5%	19.5%	1.1%	8.0%	3.4%	4.6%
65～69歳	人数	152	62	75	45	12	24	12	24	28	58	29	0	20	6	7
	構成比		40.8%	49.3%	29.6%	7.9%	15.8%	7.9%	15.8%	18.4%	38.2%	19.1%	0.0%	13.2%	3.9%	4.6%
70～74歳	人数	171	63	83	50	19	25	16	27	24	62	40	2	15	10	8
	構成比		36.8%	48.5%	29.2%	11.1%	14.6%	9.4%	15.8%	14.0%	36.3%	23.4%	1.2%	8.8%	5.8%	4.7%
75～79歳	人数	39	16	22	16	4	6	10	7	5	19	14	0	2	3	3
	構成比		41.0%	56.4%	41.0%	10.3%	15.4%	25.6%	17.9%	12.8%	48.7%	35.9%	0.0%	5.1%	7.7%	7.7%
80歳以上	人数	42	16	22	8	1	4	5	3	5	13	7	0	6	3	6
	構成比		38.1%	52.4%	19.0%	2.4%	9.5%	11.9%	7.1%	11.9%	31.0%	16.7%	0.0%	14.3%	7.1%	14.3%
無回答	人数	8	5	4	3	1	3	0	2	1	2	3	0	0	0	1
	構成比		62.5%	50.0%	37.5%	12.5%	37.5%	0.0%	25.0%	12.5%	25.0%	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%

1位:全体が黒で白文字、2位:全体が灰色で太文字

【福祉に関わる課題・問題：地区別】

回答者数		住民同士のつながりが薄いなど	高齢者ひとり暮らしや高齢者のみでの世帯に関する問題	介護を要する高齢者に関する問題(8050問題など)	子育て家庭に関する問題(ヤングケアラ問題など)	ひとり親家庭に関する問題	障害者(児)に関する問題	ニートや不登校、引きこもり、非行等の青少年に関する問題	子どもを狙った犯罪など、地域の防犯に関する問題	道路や公共施設、住居等の整備に関する問題(高齢者・障害者や子ども連れに配慮されていないなど)	生活困窮に関する問題	その他	わからない	特にない	無回答	
全体	人数	835	261	399	237	105	125	100	143	132	300	173	7	114	41	39
	構成比		31.3%	47.8%	28.4%	12.6%	15.0%	12.0%	17.1%	15.8%	35.9%	20.7%	0.8%	13.7%	4.9%	4.7%
旭地区	人数	152	57	64	40	9	19	12	29	31	50	36	0	20	11	6
	構成比		37.5%	42.1%	26.3%	5.9%	12.5%	7.9%	19.1%	20.4%	32.9%	23.7%	0.0%	13.2%	7.2%	3.9%
鉾田地区	人数	473	142	218	130	68	73	60	81	72	167	88	5	65	20	21
	構成比		30.0%	46.1%	27.5%	14.4%	15.4%	12.7%	17.1%	15.2%	35.3%	18.6%	1.1%	13.7%	4.2%	4.4%
大洋地区	人数	206	61	115	65	28	33	28	31	27	82	47	2	29	10	11
	構成比		29.6%	55.8%	31.6%	13.6%	16.0%	13.6%	15.0%	13.1%	39.8%	22.8%	1.0%	14.1%	4.9%	5.3%
無回答	人数	4	1	2	2	0	0	0	2	2	1	2	0	0	0	1
	構成比		25.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%

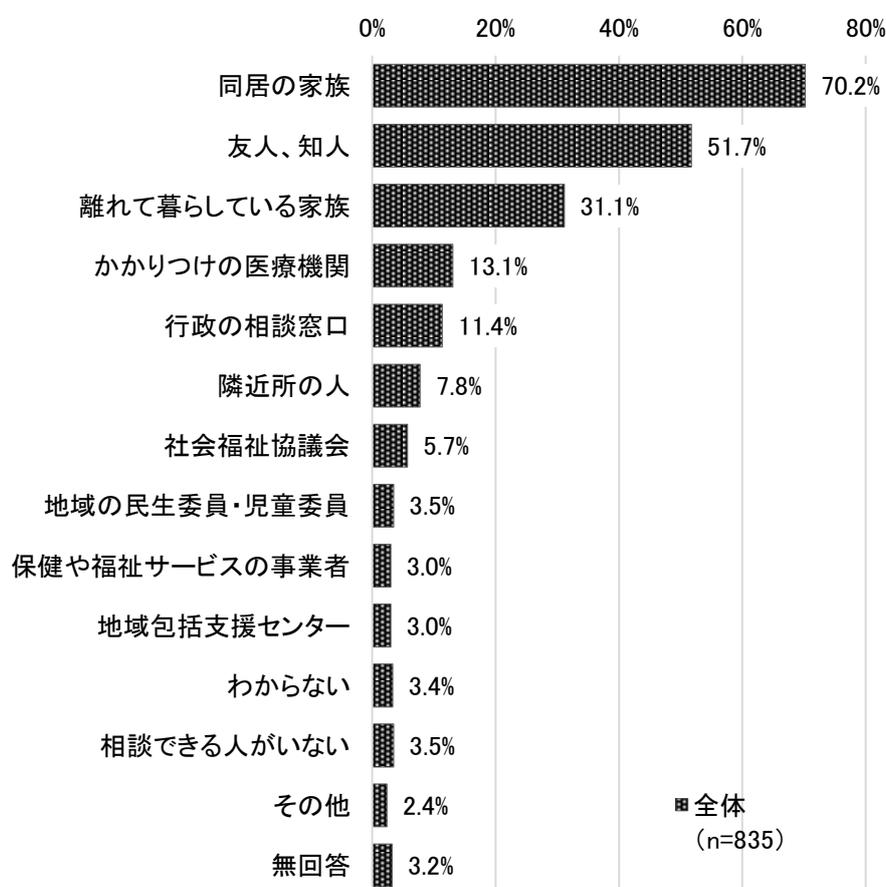
1位:全体が黒で白文字、2位:全体が灰色で太文字

【悩み・心配ごとの相談先】

- ・悩み・心配ごとの相談先として、「同居の家族」が最も高い
- ・単身（ひとり暮らし）については悩み・心配ごとを相談できる人がいない方が一定数みられる

- 全体では、「同居の家族」が最も高く、次いで「友人、知人」、「離れて暮らしている家族」となっています。
- 年齢別では、年齢が上がるにつれ「かかりつけの医療機関」の回答割合が増加しています。
- 家族構成別にみると、単身（ひとり暮らし）の方以外は全体と同様の傾向となっていますが、単身（ひとり暮らし）の方については「離れて暮らしている家族」「友人、知人」に次いで「隣近所の人」が高くなっています。また、「相談できる人がいない」が7.6%と、他の属性より高くなっていることが特徴です。

【悩み・心配ごとの相談先：全体】



【悩み・心配ごとの相談先：年齢別】

		回答者数	同居の家族	離れて暮らしている家族	友人、知人	隣近所の人	地域の民生委員・児童委員	行政の相談窓口	社会福祉協議会	保健や福祉サービスの事業者	地域包括支援センター	かかりつけの医療機関	わからない	相談できる人がいない	その他	無回答
全体	人数	835	586	260	432	65	29	95	48	25	25	109	28	29	20	27
	構成比		70.2%	31.1%	51.7%	7.8%	3.5%	11.4%	5.7%	3.0%	3.0%	13.1%	3.4%	3.5%	2.4%	3.2%
10～19歳	人数	97	75	20	74	3	1	3	0	1	0	1	4	2	3	4
	構成比		77.3%	20.6%	76.3%	3.1%	1.0%	3.1%	0.0%	1.0%	0.0%	1.0%	4.1%	2.1%	3.1%	4.1%
20～29歳	人数	34	27	11	25	1	0	2	0	1	1	4	2	2	0	0
	構成比		79.4%	32.4%	73.5%	2.9%	0.0%	5.9%	0.0%	2.9%	2.9%	11.8%	5.9%	5.9%	0.0%	0.0%
30～39歳	人数	57	43	19	33	2	0	3	1	1	1	3	4	1	3	1
	構成比		75.4%	33.3%	57.9%	3.5%	0.0%	5.3%	1.8%	1.8%	1.8%	5.3%	7.0%	1.8%	5.3%	1.8%
40～49歳	人数	68	51	22	35	3	0	4	5	1	2	7	4	0	5	0
	構成比		75.0%	32.4%	51.5%	4.4%	0.0%	5.9%	7.4%	1.5%	2.9%	10.3%	5.9%	0.0%	7.4%	0.0%
50～59歳	人数	80	51	33	37	2	2	6	3	1	1	7	3	7	2	2
	構成比		63.8%	41.3%	46.3%	2.5%	2.5%	7.5%	3.8%	1.3%	1.3%	8.8%	3.8%	8.8%	2.5%	2.5%
60～64歳	人数	87	60	25	51	10	2	10	5	6	2	15	2	1	1	5
	構成比		69.0%	28.7%	58.6%	11.5%	2.3%	11.5%	5.7%	6.9%	2.3%	17.2%	2.3%	1.1%	1.1%	5.7%
65～69歳	人数	152	104	49	84	14	3	21	10	2	8	18	4	6	3	3
	構成比		68.4%	32.2%	55.3%	9.2%	2.0%	13.8%	6.6%	1.3%	5.3%	11.8%	2.6%	3.9%	2.0%	2.0%
70～74歳	人数	171	119	51	74	21	8	30	11	6	6	34	3	5	2	7
	構成比		69.6%	29.8%	43.3%	12.3%	4.7%	17.5%	6.4%	3.5%	3.5%	19.9%	1.8%	2.9%	1.2%	4.1%
75～79歳	人数	39	24	11	8	6	6	6	6	5	3	9	1	3	1	2
	構成比		61.5%	28.2%	20.5%	15.4%	15.4%	15.4%	15.4%	12.8%	7.7%	23.1%	2.6%	7.7%	2.6%	5.1%
80歳以上	人数	42	26	17	8	2	6	7	6	1	1	9	1	2	0	3
	構成比		61.9%	40.5%	19.0%	4.8%	14.3%	16.7%	14.3%	2.4%	2.4%	21.4%	2.4%	4.8%	0.0%	7.1%
無回答	人数	8	6	2	3	1	1	3	1	0	0	2	0	0	0	0
	構成比		75.0%	25.0%	37.5%	12.5%	12.5%	37.5%	12.5%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

1位：全体が黒で白文字、2位：全体が灰色で太文字

【悩み・心配ごとの相談先：家族構成別】

		回答者数	同居の家族	離れて暮らしている家族	友人、知人	隣近所の人	地域の民生委員・児童委員	行政の相談窓口	社会福祉協議会	保健や福祉サービスの事業者	地域包括支援センター	かかりつけの医療機関	わからない	相談できる人がいない	その他	無回答
全体	人数	835	586	260	432	65	29	95	48	25	25	109	28	29	20	27
	構成比		70.2%	31.1%	51.7%	7.8%	3.5%	11.4%	5.7%	3.0%	3.0%	13.1%	3.4%	3.5%	2.4%	3.2%
単身(ひとり暮らし)	人数	66	5	29	29	12	0	5	7	2	3	4	2	5	3	7
	構成比		7.6%	43.9%	43.9%	18.2%	0.0%	7.6%	10.6%	3.0%	4.5%	6.1%	3.0%	7.6%	4.5%	10.6%
夫婦のみ	人数	200	138	76	87	15	15	35	17	4	6	37	6	5	3	9
	構成比		69.0%	38.0%	43.5%	7.5%	7.5%	17.5%	8.5%	2.0%	3.0%	18.5%	3.0%	2.5%	1.5%	4.5%
二世世代世帯(親と子)	人数	510	403	138	287	33	9	47	21	17	14	62	19	17	14	11
	構成比		79.0%	27.1%	56.3%	6.5%	1.8%	9.2%	4.1%	3.3%	2.7%	12.2%	3.7%	3.3%	2.7%	2.2%
三世世代世帯(親と子と孫)	人数	45	30	13	22	4	4	6	2	2	1	3	1	2	0	0
	構成比		66.7%	28.9%	48.9%	8.9%	8.9%	13.3%	4.4%	4.4%	2.2%	6.7%	2.2%	4.4%	0.0%	0.0%
その他	人数	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	構成比		100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	人数	12	8	3	6	1	1	2	1	0	1	2	0	0	0	0
	構成比		66.7%	25.0%	50.0%	8.3%	8.3%	16.7%	8.3%	0.0%	8.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

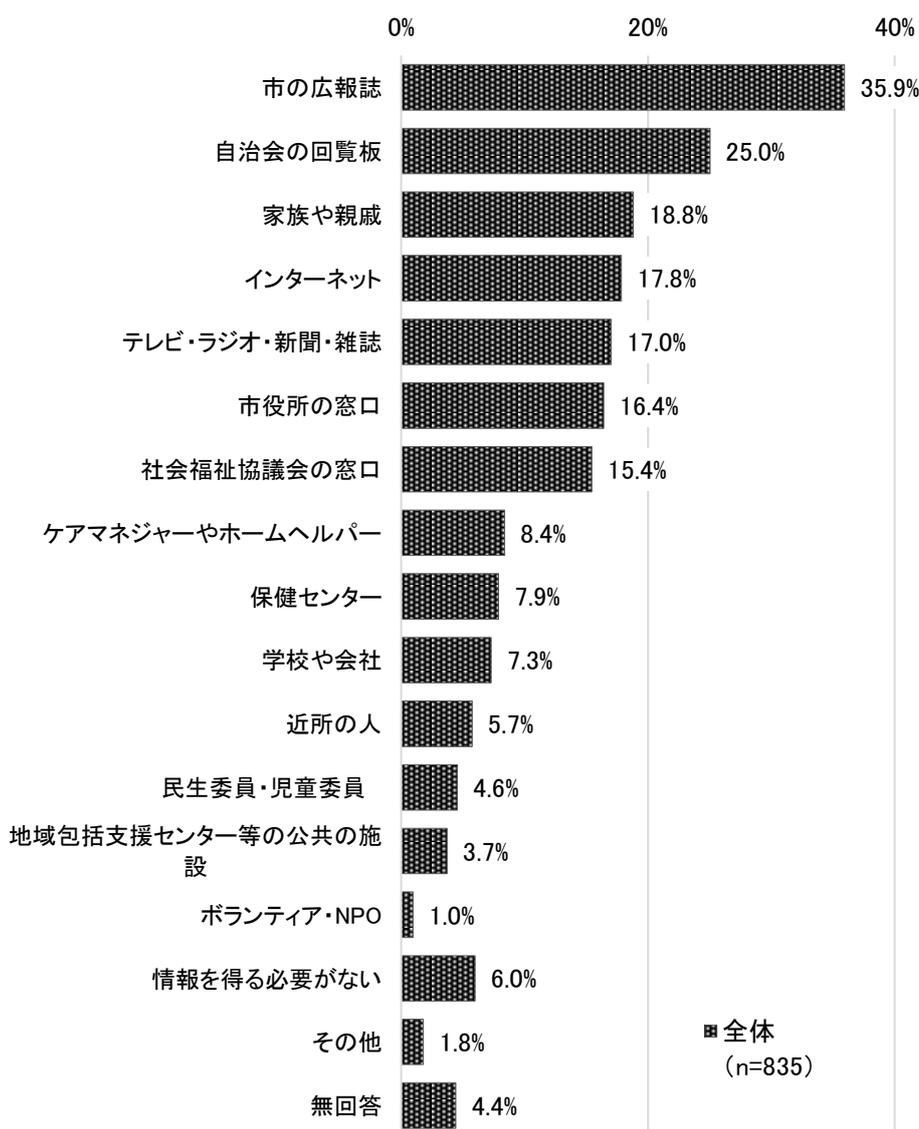
1位：全体が黒で白文字、2位：全体が灰色で太文字

【福祉サービス情報の入手先】

全体では「市の広報誌」が高く、年齢別では若い世代で「インターネット」「学校や会社」などの割合が高くなっている

- 全体では、「市の広報誌」が最も高く、次いで「家族や親戚」がとなっています。
- 年齢別では、10～49歳で「インターネット」が最も高くなっています。10～19歳については、「学校や会社」が次いで高くなっています。10～29歳で「情報を得る必要がない」への回答が約2割と、他の年齢より高くなっているのも特徴です。

【福祉サービス情報の入手先：全体】



【福祉サービス情報の入手先：年齢別】

		回答者数	市役所の窓口	社会福祉協議会の窓口	保健センター	民生委員・児童委員	ボランティア・NPO	ケアマネジャーやホームヘルパー	家族や親戚	近所の人	学校や会社	自治会の回覧板	市の広報誌	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	インターネット	地域包括支援センター等の公共の施設	情報を得る必要がない	その他	無回答
全体	人数	835	137	129	66	38	8	70	157	48	61	209	300	142	149	31	50	15	37
	構成比		16.4%	15.4%	7.9%	4.6%	1.0%	8.4%	18.8%	5.7%	7.3%	25.0%	35.9%	17.0%	17.8%	3.7%	6.0%	1.8%	4.4%
10～19歳	人数	97	1	0	1	0	0	0	29	3	31	9	12	16	37	0	17	4	5
	構成比		1.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	29.9%	3.1%	32.0%	9.3%	12.4%	16.5%	38.1%	0.0%	17.5%	4.1%	5.2%
20～29歳	人数	34	2	1	1	0	2	11	3	0	2	5	4	14	0	7	0	0	0
	構成比		5.9%	2.9%	2.9%	0.0%	0.0%	5.9%	3.2%	0.0%	0.0%	5.9%	14.7%	11.8%	41.2%	0.0%	20.6%	0.0%	0.0%
30～39歳	人数	57	4	3	5	0	2	18	2	9	7	17	9	18	18	2	5	3	2
	構成比		7.0%	5.3%	8.8%	0.0%	0.0%	3.5%	31.0%	3.5%	15.8%	12.3%	29.8%	15.8%	31.0%	3.5%	8.8%	5.3%	3.5%
40～49歳	人数	68	8	3	4	0	0	6	16	3	7	14	23	8	20	1	2	3	1
	構成比		11.8%	4.4%	5.9%	0.0%	0.0%	8.8%	23.5%	4.4%	10.3%	20.6%	33.8%	11.8%	38.2%	1.5%	2.9%	4.4%	1.5%
50～59歳	人数	80	9	7	4	0	1	8	18	4	8	14	29	13	18	5	9	1	2
	構成比		11.3%	8.8%	5.0%	0.0%	1.3%	10.0%	22.5%	5.0%	10.0%	17.5%	36.3%	16.3%	22.5%	6.3%	11.3%	1.3%	2.5%
60～64歳	人数	87	23	14	11	5	0	11	11	2	3	33	35	13	14	2	0	0	6
	構成比		26.4%	16.1%	12.6%	5.7%	0.0%	12.6%	12.6%	2.3%	3.4%	37.9%	40.2%	14.9%	16.1%	2.3%	0.0%	0.0%	6.9%
65～69歳	人数	152	34	38	10	12	1	14	27	12	0	54	71	26	11	10	3	1	6
	構成比		22.4%	25.0%	6.6%	7.9%	0.7%	9.2%	17.8%	7.9%	0.0%	35.5%	46.7%	17.1%	7.2%	6.6%	2.0%	0.7%	3.9%
70～74歳	人数	171	36	30	20	14	5	20	20	12	2	54	70	32	10	8	7	3	8
	構成比		21.1%	17.5%	11.7%	8.2%	2.9%	11.7%	11.7%	7.0%	1.2%	31.8%	40.9%	18.7%	5.8%	4.7%	4.1%	1.8%	4.7%
75～79歳	人数	39	10	15	1	3	1	2	2	3	1	12	15	9	0	1	0	0	3
	構成比		25.6%	38.5%	2.6%	7.7%	2.6%	5.1%	5.1%	7.7%	2.6%	30.8%	38.5%	23.1%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	7.7%
80歳以上	人数	42	6	12	7	3	0	5	5	4	0	10	20	11	1	1	0	0	4
	構成比		14.3%	28.6%	16.7%	7.1%	0.0%	11.9%	11.9%	9.5%	0.0%	23.8%	47.6%	26.2%	2.4%	2.4%	0.0%	0.0%	9.5%
無回答	人数	8	4	6	2	1	0	0	0	0	0	0	3	1	0	1	0	0	0
	構成比		50.0%	75.0%	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	37.5%	12.5%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%

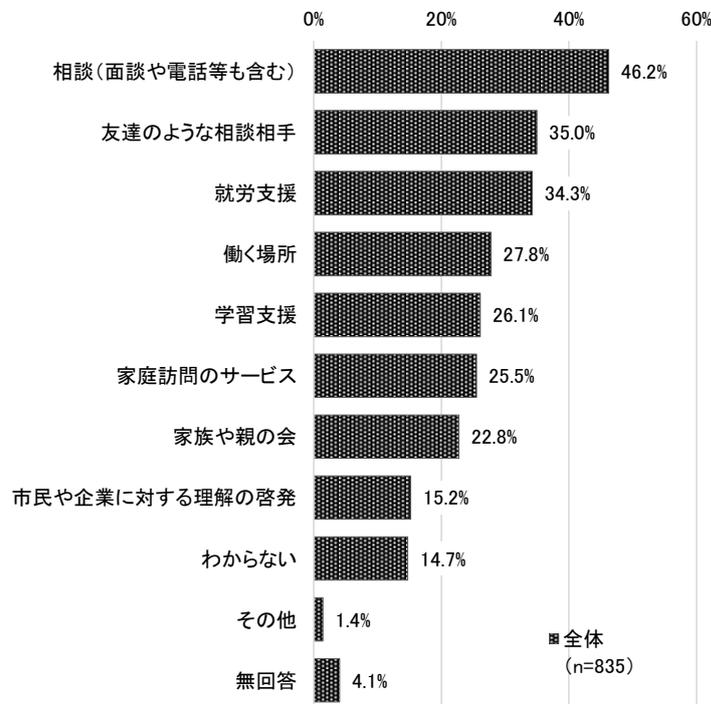
1位：全体が黒で白文字、2位：全体が灰色で太文字

【ひきこもり】

ひきこもりの方への支援に必要なこととして、「相談（面談や電話等も含む）」が最も高い

- ひきこもりの方への支援に必要なこととして、「相談（面談や電話等も含む）」が最も高く、次いで「友達のような相談相手」、「就労支援」となっています。

【ひきこもりの方への支援に必要なこと：全体】

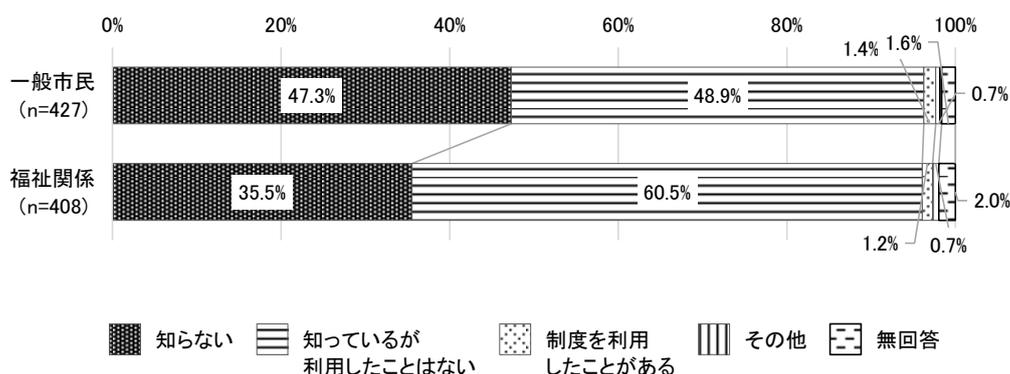


【成年後見制度】

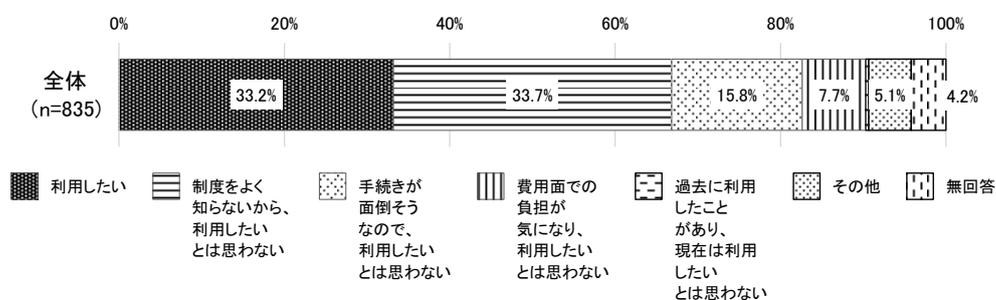
- ・ 成年後見制度の認知度について、一般市民で「知らない方」が全体の5割程度
- ・ 成年後見制度の利用意向について、「制度をよく知らないから、利用したいとは思わない」が最も高い

- 成年後見制度の認知度について、一般市民、福祉関係ともに、「知っているが利用したことはない」が最も高く、次いで「知らない」となっています。
- 成年後見制度の利用意向について、「制度をよく知らないから、利用したいとは思わない」が33.7%で最も高く、次いで「利用したい」が33.2%となっています。

【成年後見制度の認知度：一般市民・福祉関係】



【成年後見制度の利用意向：全体】

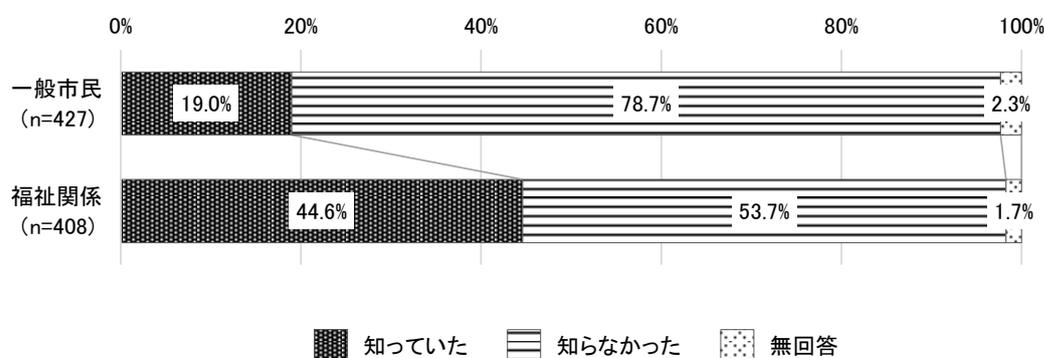


【避難行動要支援者について】

避難行動要支援者支援制度の認知度が低くなっている

- 避難行動要支援者支援制度の認知状況について、一般市民、福祉関係ともに、「知らなかった」が最も高くなっています。

【避難行動要支援者支援制度の認知状況：一般市民・福祉関係】

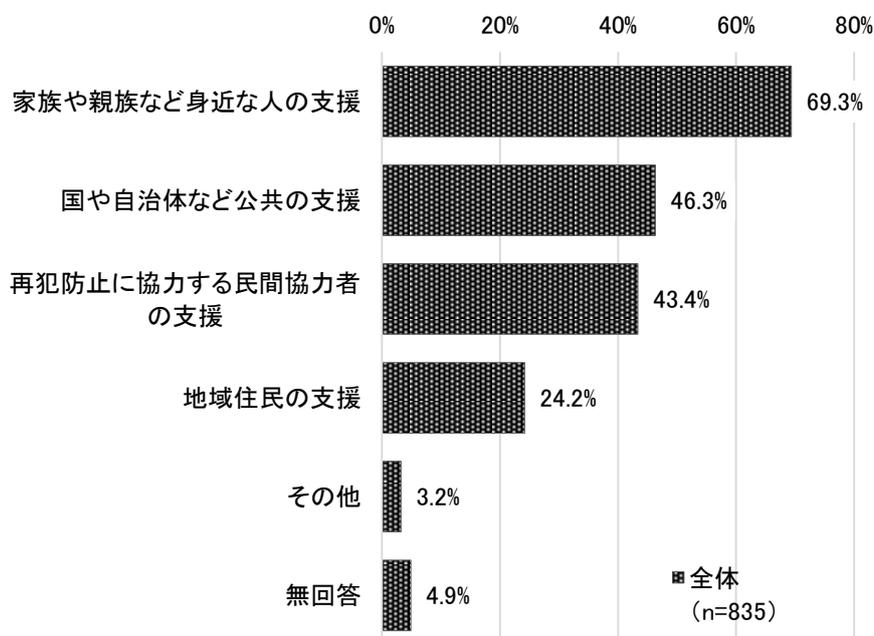


【再犯防止】

再犯防止に必要なことについて、「家族や親族など身近な人の支援」、「国や自治体など公共の支援」、「再犯防止に協力する民間協力者の支援」が高くなっている

- 再犯防止に必要なことについて、「家族や親族など身近な人の支援」が最も高く、次いで「国や自治体など公共の支援」、「再犯防止に協力する民間協力者の支援」となっています。

【再犯防止に必要なこと：全体】

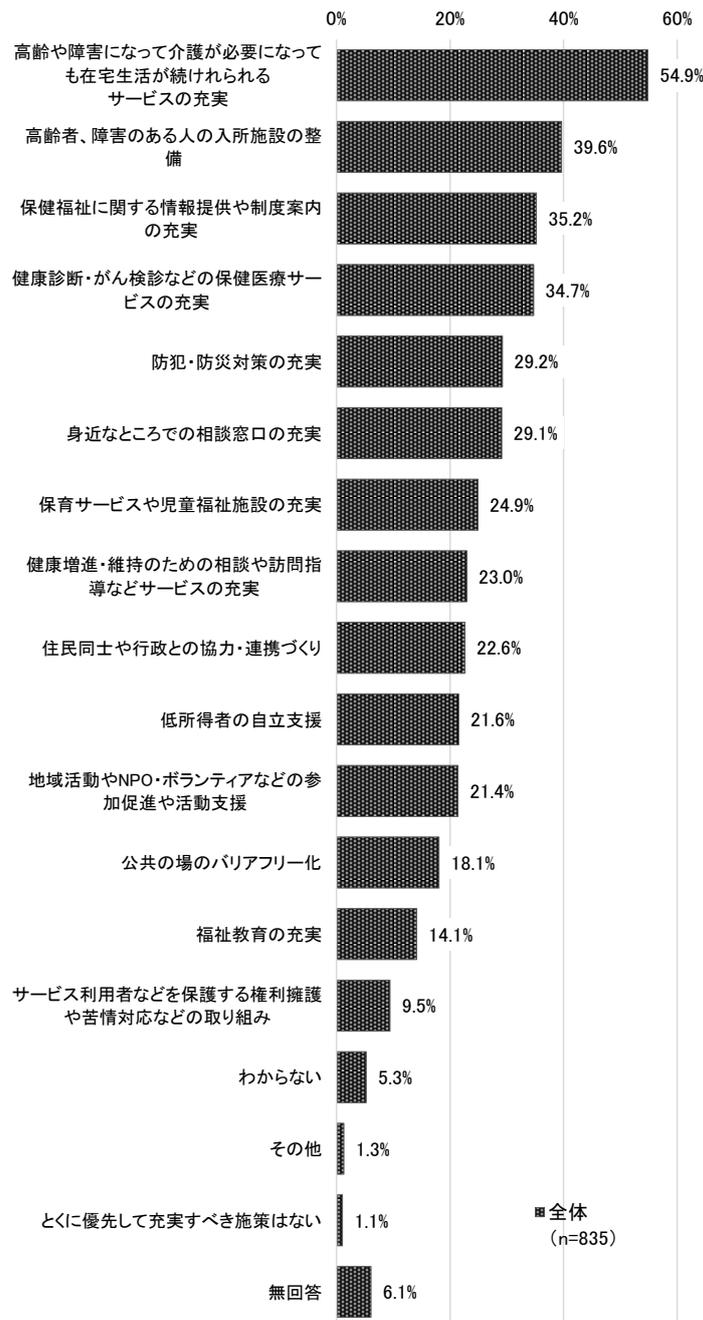


(4) 銚田市における今後の地域福祉について

「高齢や障害になって介護が必要になっても在宅生活が続けられるサービスの充実」が最も高い

- 今後銚田市が優先して取り組む施策として、全体では「高齢や障害になって介護が必要になっても在宅生活が続けられるサービスの充実」が最も高く、次いで「高齢者、障害のある人の入所施設の整備」、「保健福祉に関する情報提供や制度案内の充実」となっています。
- 年齢別では、30～39歳で「保育サービスや児童福祉施設の充実」が2番目に高くなっています。

【今後銚田市が優先して取り組む施策：全体】



【今後銚田市が優先して取り組む施策：年齢別】

	回答者数	地域活動やNPO・ボランティアなどの参加促進や活動支援	高齢や障害になっても生活が豊かになれるサービスの充実	保健福祉に関する情報提供や制度案内の充実	健康増進・維持のための相談や訪問指導などサービスの充実	健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実	サービス利用者などを保護する権利擁護や苦情対応などの取り組み	身近なところで相談窓口の充実	高齢者、障害のある人の入居施設の整備	保育サービスや児童福祉施設の充実	福祉教育の充実	防犯・防災対策の充実	住民同士や行政との協力・連携づくり	低所得者の自立支援	公共の場のバリアフリー化	わからない	その他	とくに優先して充実すべき施策はない	無回答
全体	835	179	458	294	192	290	79	243	331	208	118	244	189	180	151	44	11	9	51
		21.4%	54.8%	35.2%	23.0%	34.7%	9.5%	29.1%	39.6%	24.9%	14.1%	29.2%	22.6%	21.6%	18.1%	5.3%	1.3%	1.1%	6.1%
10～19歳	97	20	37	22	14	29	6	19	24	24	16	26	16	16	21	14	2	1	8
		20.8%	58.1%	22.7%	14.4%	29.9%	6.2%	19.6%	24.7%	24.7%	16.5%	26.8%	16.5%	16.5%	21.8%	14.4%	2.1%	1.0%	8.2%
20～29歳	34	5	15	5	2	5	2	4	12	11	3	10	5	8	11	4	0	1	0
		14.7%	44.1%	14.7%	5.9%	14.7%	5.9%	11.8%	35.3%	32.4%	8.8%	29.4%	14.7%	23.5%	32.4%	11.8%	0.0%	2.9%	0.0%
30～39歳	57	7	25	19	9	22	4	12	14	24	15	19	9	11	12	3	1	2	2
		12.3%	43.8%	33.3%	15.8%	38.6%	7.0%	21.1%	24.6%	42.1%	26.3%	33.3%	15.8%	19.3%	21.1%	5.3%	1.8%	3.5%	3.5%
40～49歳	68	8	33	23	14	18	4	17	25	23	7	22	20	13	10	3	1	0	1
		11.8%	48.5%	33.8%	20.6%	26.5%	5.9%	25.0%	36.8%	33.8%	10.3%	32.4%	29.4%	19.1%	14.7%	4.4%	1.5%	0.0%	1.5%
50～59歳	80	13	48	29	14	22	9	32	32	11	11	23	13	21	15	6	0	2	6
		16.3%	60.0%	36.3%	17.5%	27.5%	11.3%	40.0%	40.0%	13.8%	13.8%	28.8%	16.3%	26.3%	18.8%	7.5%	0.0%	2.5%	7.5%
60～64歳	87	21	46	45	22	32	12	27	46	34	10	27	20	27	17	3	3	2	2
		24.1%	52.8%	51.7%	25.3%	36.8%	13.8%	31.0%	52.2%	39.1%	11.5%	31.0%	23.0%	31.0%	19.5%	3.4%	3.4%	2.3%	2.3%
65～69歳	152	34	94	48	44	58	12	44	83	39	19	42	38	29	22	6	2	0	11
		22.4%	61.8%	31.6%	28.9%	38.2%	7.9%	28.9%	41.4%	25.7%	12.5%	27.6%	25.0%	19.1%	14.5%	3.9%	1.3%	0.0%	7.2%
70～74歳	171	43	97	75	41	68	16	55	76	34	25	47	48	33	25	4	2	0	10
		25.1%	56.7%	43.9%	24.0%	39.8%	9.4%	32.2%	44.4%	19.9%	14.6%	27.5%	28.1%	19.3%	14.6%	2.3%	1.2%	0.0%	5.8%
75～79歳	39	14	28	13	14	17	8	15	20	4	6	14	7	10	10	1	0	0	4
		35.9%	71.8%	33.3%	35.9%	43.6%	20.5%	38.5%	51.3%	10.3%	15.4%	35.9%	17.9%	25.6%	25.6%	2.6%	0.0%	0.0%	10.3%
80歳以上	42	11	30	13	14	17	5	15	16	2	5	9	8	11	7	0	0	1	6
		26.2%	71.4%	31.0%	33.3%	40.5%	11.9%	35.7%	38.1%	4.8%	11.9%	21.4%	19.0%	26.2%	16.7%	0.0%	0.0%	2.4%	14.3%
無回答	8	3	5	2	4	2	1	3	1	2	1	5	5	1	1	0	0	0	1
		37.5%	62.5%	25.0%	50.0%	25.0%	12.5%	37.5%	12.5%	25.0%	12.5%	62.5%	62.5%	12.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%

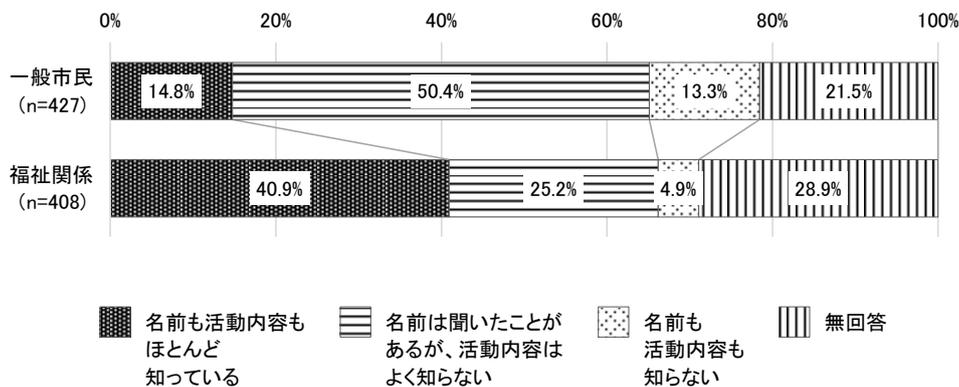
1位：全体が黒で白文字、2位：全体が灰色で太文字

(5) 銚田市社会福祉協議会について

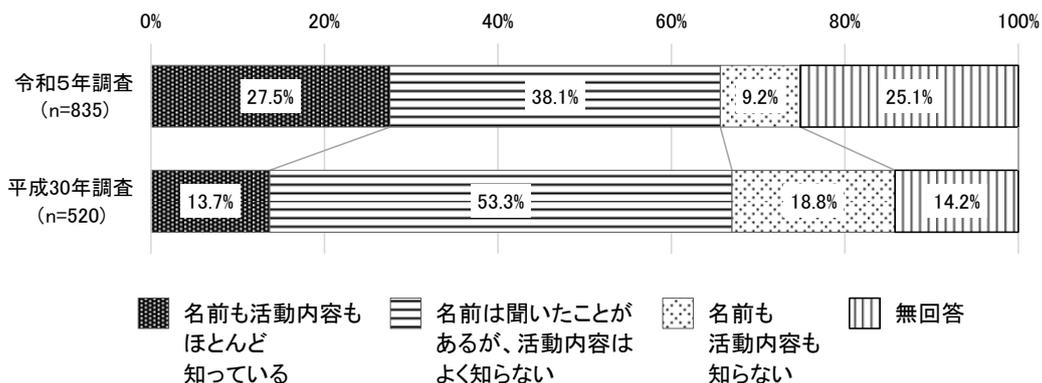
社会福祉協議会の認知状況として、一般市民で「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が最も高い

- 銚田市社会福祉協議会の認知状況について、一般市民では、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が最も高く、次いで「名前も活動内容もほとんど知っている」となっています。福祉関係では、「名前も活動内容もほとんど知っている」が最も高く、次いで「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」となっています。前回調査と比較すると、「名前も活動内容もほとんど知っている」が約14ポイント高くなっています。

【銚田市社会福祉協議会の認知状況：一般市民・福祉関係】



【銚田市社会福祉協議会の認知状況：前回調査比較】



- 鉾田市社会福祉協議会の活動に対する満足度について、『満足』（「満足」と「やや満足」の合計）が最も高いのは「6. 福祉情報を皆さんに広く伝える活動」、次いで「2. 在宅で健やかに生活することを支援する活動」となっています。一方、『不満』（「不満」と「やや不満」の合計）が最も高いのは「4. ボランティアの皆さんを応援する活動」、次いで「1. 地域でのふれあい活動」となっていますが、いずれの項目においても「どちらともいえない」への回答割合が最も高くなっているのが特徴です。
- 総合的な鉾田市社会福祉協議会の活動の満足度は、『満足』が32.1%、『不満』が8.2%となっています。

【鉾田市社会福祉協議会の活動に対する満足度：全体】

		回答者数	不満	やや不満	どちらとも いえない	やや満足	満足	無回答
1. 地域でのふれあい活動	人数	548	10	34	312	141	22	29
	構成比		1.8%	6.2%	56.9%	25.7%	4.0%	5.3%
2. 在宅で健やかに生活することを支援する活動	人数	548	8	27	280	167	32	34
	構成比		1.5%	4.9%	51.1%	30.5%	5.8%	6.2%
3. 生活や福祉に関わる相談事業	人数	548	8	32	337	116	18	37
	構成比		1.5%	5.8%	61.5%	21.2%	3.3%	6.8%
4. ボランティアの皆さんを応援する活動	人数	548	7	43	324	119	16	39
	構成比		1.3%	7.8%	59.1%	21.7%	2.9%	7.1%
5. 児童・生徒・学生・社会人の皆さんの福祉体験を応援する活動	人数	548	6	31	315	135	22	39
	構成比		1.1%	5.7%	57.5%	24.6%	4.0%	7.1%
6. 福祉情報を皆さんに広く伝える活動	人数	548	11	32	260	183	28	34
	構成比		2.0%	5.8%	47.4%	33.4%	5.1%	6.2%
7. 経済的に困っている方の生活費用等を貸与する活動	人数	548	10	32	345	105	17	39
	構成比		1.8%	5.8%	63.0%	19.2%	3.1%	7.1%
8. 福祉活動の財源を募集し、地域の福祉活動に配分する活動	人数	548	12	31	296	146	26	37
	構成比		2.2%	5.7%	54.0%	26.6%	4.7%	6.8%
9. 上記を総合とした鉾田市社会福祉協議会の活動の満足度	人数	548	12	33	288	152	24	39
	構成比		2.2%	6.0%	52.6%	27.7%	4.4%	7.1%

1位：全体が黒で白文字、2位：全体が灰色で太文字

4 地域福祉懇談会からみる地域の現状

(1)子ども・高齢者・障害者及び健康に関すること

少子高齢化が進行する中で、健康や日常生活に関する情報が十分に届いていない、あるいは地域や生活の中で抱える課題について相談できないために不安を抱える市民が増えているという現状が見受けられます。

特に、近年ではひとり暮らしの高齢者が増加している点が各地区共通で挙げられています。

①全市共通

- デイサービスやその他介護施設が多数あるほか、介護用具貸与等のサービスが充実している
- 高齢世帯が多くなっており、生活や福祉の情報が伝わりにくい
- 広報誌が見やすく、必要な情報が載っている。しかし全市民には情報が伝わっていないので、より多くの市民に情報が伝わる方法を考えるべき
- ひとり暮らしの人を支援する取り組みが必要
- いじめが多すぎる
- 各支所において、相談を受け付ける窓口を明確にすべき
- 一人ひとりの健康意識が高いためか、ウォーキングをしている人が多い
- 体を動かすきっかけづくりが必要
- 医師の育成が必要

②地区別の特徴

旭地区

- (特に農家について) 働きすぎで老後の医療費等が大きくなってしまふ
- 高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者が増えている
- 高齢化により地区の組合等から抜ける世帯が増えている

鉾田地区

- 病院が少ない

(2)地域の活動・支えあい・生きがいづくりに関すること

さまざまな活動や団体からの脱退が増えているという課題に関する声が多くなっています。活動や支えあいを推進していくために、担い手の発掘や確保、活動に対する支援が必要であるという意見が挙がっています。

①全市共通

- 民生委員児童委員の体制ができてきた(各支部に民生委員が配置されている)
- 民生委員の高齢化が進んでいる
- 高齢者世帯が常会を抜ける、若い世帯でも常会を抜けるようになってきた
- 地域活動への不参加者が増加している
- 世話好きな仲間を増やし、地区の風通しを良くしたい

②地区別の特徴

大洋地区

- 別荘等の行事への参加状況がよくない
- 仕事をする場所をつくるとよい

鉾田地区

- 消防団や役職につきたがらない、団員が不足している
- 災害が起きても助けあうことがあまりない
- 地区の役員を引き受けてくれる人がなかなかいない

(3)近所付き合い・交流に関すること

ひとり暮らし高齢者や外国人、ひきこもり等の、地域とのつながりを築きにくい、あるいは疎遠になりやすい市民に対して、地域における接点づくりや交流を促進する方法について、地区特性に応じて検討する必要があります。

また、よりよい福祉のまちづくりや地域づくりに向け、協働の在り方や市民の参画の方法を更新していくべきだという声も挙がっています。

さらに、地域福祉について、セーフティネットとしての交流や最低限の生活を保障するための繋がりづくりという枠を超えて、よりよく生き、学ぶという視点が必要であるという意見も散見されています。

①全市共通

- 地域のつながりが希薄化してきている。ひとり暮らし高齢者の方について、近所づきあいが少なくコミュニケーションが取れない、本人に関する現状把握ができないというケースがある
- 孤独死の課題
- 地域の行事等が少なくなっている
- 世代間の交流がなくなってきた
- 子どもが少ないのでお母さん同士のつながりが生まれにくい
- スマホなどを活用したつながりづくりが必要
- 市民の声をすくい上げる場を定期的に設けるべき
- 子どもたちの声も聞いてもらうとよい
- 文化的な交流が少ない
- 外国人研修生は大切な労働力なので、共生していけるように協力しあうべき

②地区別の特徴

旭地区

- 近所とのつながりが強い
- 市民が楽しめるような機会や場所が必要では
- 人が来る又は住む街づくり、目玉のイベント、施設、仕事、何かあるとよい

大洋地区

- 担当している地域のほぼ全世帯の顔を把握できている

- 外国人との交流の場の設定が必要

銚田地区

- 顔の見える関係が築かれているため、見守りがしやすい
- その反面、顔見知りであるがゆえに言いたいことが言えない
- 高齢者が生き生きと楽しめる工夫や場所がない

(4)地域の生活環境・防犯・住民意識に関すること

災害時の避難場所や避難方法等の情報の整理と充実、地域の見守りによる防犯面の強化、日常的な交通手段の確保等を必要とする意見が多くなっています。

また、地域で生活する上でのルールが守れない市民がいるという意見があり、福祉意識を高めるだけでなく、基本的なマナーの向上が求められます。

①全市共通

- 災害が少ない、自然環境が良い
- ゴミの山林への放置
- 空き家が多くなってきた
- ほこまる号の利便性の向上について
- 交通の便が悪い、通院等が不便。
- 電動カーの貸し出しと歩道の整備がされるとよい
- 移動スーパーの充実が必要

②地区別の特徴

旭地区

- 車以外の交通手段がない

大洋地区

- 農家の方が多いので新鮮で美味しい野菜、米等が食べられる
- ひとり暮らしの人たちの交通の便が課題
- ゴミの収集に困っている
- 規範意識の低下

銚田地区

- 自然災害時などの緊急避難所となる大きな施設が無い
- 散歩ができるような、安全で自然を活かした公園が欲しい

(5)「産業振興」や「活性化」からみた地域福祉に関すること

地域福祉を単独で進めるのではなく、産業振興、とりわけ銚田市の基幹産業でもある農業の活性化を推進することにより、流入人口が増え、経済が潤い、結果として地域福祉が向上するのではないかという意見が多く挙がりました。

①全市共通

- 農作物が多い
- 耕作面積が広い、農業が盛んであるため、ふれあいの場として活用してはどうか
- 農業の活性化により人口を増やし、まちが活性化することで福祉の充実につながる
- 地域の行事等が少なくなっている
- 若者、子育て世代の移住を進め、農業に従事しやすいようにすべき
- 廃校になった小学校や空き家の活用をするべき
- 子育て中の親子や若者の集まる場所が少ないため、既存施設等を活用するべき
- 郷土に愛着を持てる人の育成が必要

②地区別の特徴

旭地区

- 市民が楽しめるような機会や場所が必要では（再掲）
- 人が来る又は住む街づくり、目玉のイベント、施設、仕事、何かあるとよい（再掲）

大洋地区

- 商店が少ない
- 働く場所（大きな企業）がない

5 第3期銚田市地域福祉計画の総括

(1)第3期銚田市地域福祉計画の目標と成果

「第4期銚田市地域福祉計画」の策定に向けて、市民の方や社会福祉関係者の現状を把握することを目的としてアンケート調査を実施し、「第3期銚田市地域福祉計画」において設定した令和5（2023）年度の目標値と、「第3期銚田市地域福祉計画」策定時の平成30（2018）年度に行ったアンケート調査結果、そして今回のアンケート調査結果での比較を行いました。

第3期計画策定時アンケート…平成30（2018）年7月実施

第4期計画策定時アンケート…令和5（2023）年2月～同年3月実施

■基本目標1 地域福祉を広げる基盤づくり

地域への関心を高め、福祉に対する理解を深める学習や体験の機会を充実します。

項 目	第3期計画策定時 アンケート結果	第4期計画策定時 アンケート結果	令和5年度 目標値
地域の助け合いやボランティア活動に関心のある割合 「少しは関心がある」と「非常に関心がある」回答割合の合計	63.0%	73.4%	65.0%
共助において重要なことの割合 「より多くの人に地域や福祉に関する情報を広める」回答割合	38.5%	38.7%	42.0%

■基本目標2 地域づくりを担う人づくり

誰もが笑顔でつながることのできる地域の絆づくりを進めます。

項 目	第3期計画策定時 アンケート結果	第4期計画策定時 アンケート結果	令和5年度 目標値
地域のいろいろな行事や活動などに参加している割合 「よく参加している」と「時々参加している」回答割合の合計	46.9%	54.2%	50.0%
ボランティアセンターの認知度 「名前も活動内容もほとんど知っている」割合	4.4%	9.9%	10.0%
お体の具合が悪くなったり、寝たきりになった場合や災害時に、自治会などによる声掛けや簡単な援助を希望する割合 「ぜひ頼みたい」と「状況によっては頼みたい」回答割合の合計	76.7%	83.2%	78.0%

■基本目標3 助け合い支えあいの地域づくり

思いやりの心を持って、助け合い支え合えるまちづくり/地域福祉活動を推進します。

項 目	第3期計画策定時 アンケート結果	第4期計画策定時 アンケート結果	令和5年度 目標値
自助において重要なことの割合 「地域に関心を持つ」回答割合	50.6%	58.3%	55.0%
自助において重要なことの割合 「できる範囲で地域に貢献する」回答割合	42.7%	44.9%	45.0%
銚田市の福祉施策の取り組みの満足度の割合 「満足」と「やや満足」回答割合の合計 (参考) 満足度の回答内訳 ○第3期計画策定時アンケート回答 「満足」3.3% 「やや満足」31.7% 「やや不満」41.0% 「不満」11.3% 「無回答」12.7% ○今回アンケート回答 「満足」0.7% 「やや満足」14.3% 「どちらともいえない」56.8% 「やや不満」17.8% 「不満」3.8% 「無回答」6.6%	35.0%	15.0%	40.0%

■基本目標4 暮らしの安全・安心なまちづくり

安心して暮らすことのできるまちづくり/身近な地域での福祉活動を推進します。

項 目	第3期計画策定時 アンケート結果	第4期計画策定時 アンケート結果	令和5年度 目標値
安心して暮らせる生活環境の整備の割合 「満足」と「やや満足」回答割合の合計	15.8%	20.1%	18.0%
経済的支援の充実の割合 「満足」と「やや満足」回答割合の合計	8.6%	12.0%	10.0%

(2)第3期銚田市地域福祉計画の事業評価

① 評価の方法

本計画で設定した基本目標について、以下のように区分して評価しました。

評価区分	基準
A	十分達成できた(80~100%)
B	概ね達成できた(60~80%未満)
C	やや不十分だった(25~60%未満)
D	不十分だった(0~25%未満)
—	評価対象外(※)

(※) 新型コロナウイルス感染症の影響等で事業実施が全てあるいは一部できなかった、または実施方法を変更した場合。事業自体が計画期間内に廃止になった場合等。

② 達成状況

【概要】

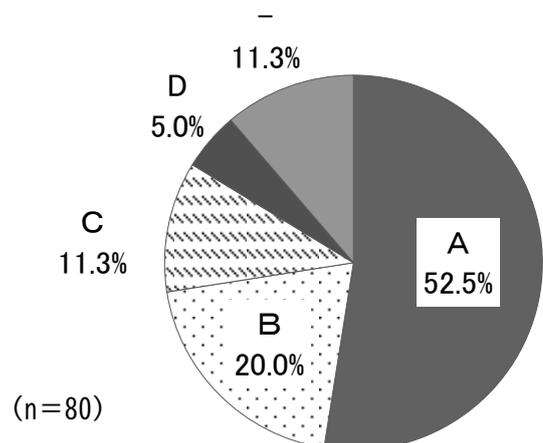
令和4(2022)年度について評価を行った全80事業(※)中、52.5%が「A」で約半分以上が「十分達成できた」となっています。

一方、5.0%が「D(0~25%未満)」、11.3%が「C(25~60%未満)」となっています。

基本目標ごとで見ると、特に「基本目標3 助けあい支えあいの地域づくり」及び「基本目標4 暮らしの安全・安心なまちづくり」でAが多く、「基本目標4 暮らしの安全・安心なまちづくり」ではDも同時に多くなっています。

【全体の評価】

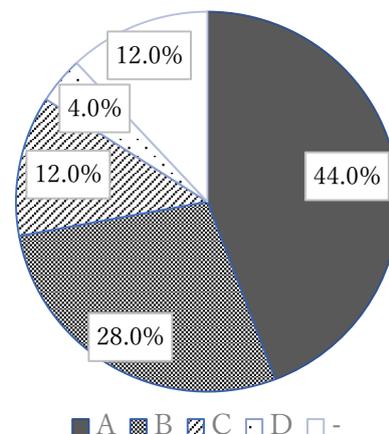
全 体		事業数	構成比
		80	100%
成果指標	A	42	52.5%
	B	16	20.0%
	C	9	11.3%
	D	4	5.0%
	—	9	11.3%



【結果詳細】

基本目標1 地域福祉を広げる基盤づくり

基本目標1		事業数	構成比
		25	100.0%
成果指標	A	11	44.0%
	B	7	28.0%
	C	3	12.0%
	D	1	4.0%
	-	3	12.0%



<対象となる基本施策>

【施策1】福祉に関する情報提供

【施策2】相談支援体制の充実

【施策3】福祉意識の向上

<進捗状況評価>

本項目には、3つの基本施策と、25の評価対象事業があります。

44.0%の事業は「A」、28.0%の事業は「B」、12.0%の事業は「C」、4.0%の事業は「D」と評価しました。

<成果と次期計画への見通し>

福祉に関する情報提供に向け、子育て分野においては子育て世帯の育児不安緩和の手助けとなるよう、銚田市子育てハンドブックの改訂を行い、子育てに必要な公的手続きや、施設等の情報を更新し、より充実した内容に仕上げました。

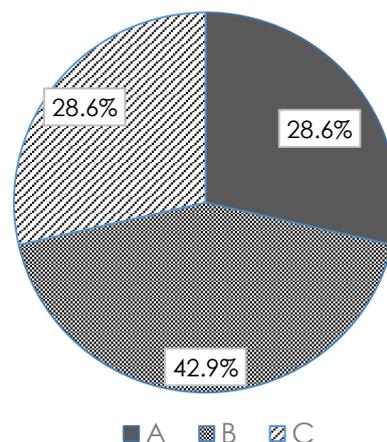
相談支援体制の充実に向け、高齢者の相談事業、介護予防推進事業、介護サービスの包括的な対応や在宅介護支援センターと連携を図るほか、在宅介護支援センター担当者会議を実施することで、地域包括支援センターの充実に向け取り組みました。また、多様化する福祉ニーズに対応するため、社会福祉協議会と連携強化を図りました。

福祉意識の向上に向け、認知症に関する正しい知識と理解を広く市民に周知するための認知症啓発映画鑑賞を企画・実施するほか、小学校・中学校で人権教室を開催することで、福祉意識の普及啓発を図りました。一方で、福祉に関する講座やシンポジウムなど、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止や規模縮小などの制限があって計画通り進めることができなかった事業もあります。

今後は地域全体でお互いに支え合うことが重要であることを踏まえ、特に無関心層や、地域福祉と接点がない市民について、ターゲットを明確にした上で、参加したくなる、あるいは思わず目に留まるような情報発信及び啓発等が必要です。

基本目標2 地域づくりを担う人づくり

基本目標2		事業数	構成比
		7	100.0%
成果指標	A	2	28.6%
	B	3	42.9%
	C	2	28.6%
	D	0	0.0%
	—	0	0.0%



※表の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、数値の合計は必ずしも100%とならない場合がある。

<対象となる基本施策>

【施策1】福祉教育の充実

【施策2】地域福祉を推進する担い手の育成

【施策3】ボランティアの育成

<進捗状況評価>

本項目には、3つの基本施策と、7つの評価対象事業があります。

28.6%の事業は「A」、42.9%の事業は「B」、28.6%の事業は「C」と評価しました。

<成果と次期計画への見通し>

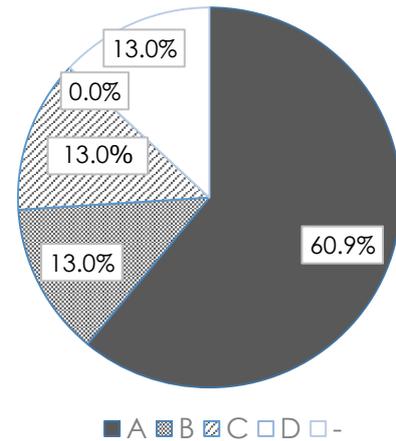
地域福祉を推進する担い手の育成に向け、登録ボランティアへの助成など側面的な支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりボランティア情報の発信や収集に制限があったものの、コーディネート業務を継続するほか、事業休止とした事業について通知を送付するなど、出来ることから取り組みました。

一方、福祉教育の充実やボランティアの育成については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、イベント開催が中止されるなどして、計画通りに進めることができなかった事業もありました。

福祉ニーズの多様化・増加に対応するため、活動が継続的に行われるよう、ボランティアや団体への支援を引き続き行うとともに、新たな人材の発掘に向けた取り組みも必要です。

基本目標3 助けあい支えあいの地域づくり

基本目標3		事業数	構成比
		23	100.0%
成果指標	A	14	60.9%
	B	3	13.0%
	C	3	13.0%
	D	0	0.0%
	—	3	13.0%



※表の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、数値の合計は必ずしも100%とならない場合がある。

<対象となる基本施策>

- 【施策1】地域コミュニティの醸成
- 【施策2】福祉サービスの利用促進
- 【施策3】就労相談・就労支援の充実

<進捗状況評価>

本項目には、3つの基本施策と、23の評価対象事業があります。

60.9%の事業は「A」、13.0%の事業は「B」、13.0%の事業は「C」、13.0%の事業は「D」と評価しました。

<成果と次期計画への見通し>

福祉サービスの利用促進に向け、低収入者に係る成年後見制度の申し立てや申し立てに要する経費を助成するなど、成年後見制度利用支援事業の充実を図りました。また、高齢者に対する虐待防止に向け、早期発見・虐待相談対応などの早期対応、及び啓発を行うとともに、児童虐待防止に向けては、市内学校訪問、市内小中学校、幼稚園、保育園向けの虐待対応研修を実施しました。

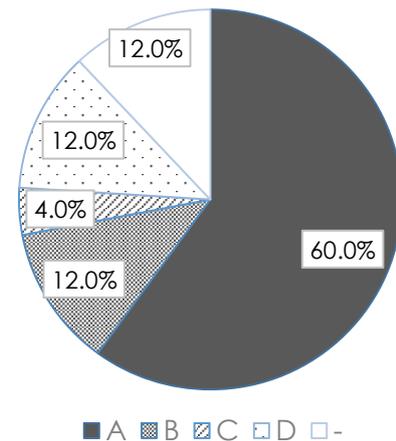
就労相談・就労支援の充実に向け、シルバー人材の充実や、障害者福祉支援事業所の充実を図りました。

一方、取り組みに遅れがあったとした事業・取り組みは、地域コミュニティの醸成における事業となっており、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために未実施、中止となった事業も中にはありますが、「公共施設等の利用促進に向けた調整」や「社会資源の把握」などについては、コロナ禍とは関係なく、取り組みが進んでいない状況となっています。

相談対応や支援の充実、連携の強化を行うと同時に、地域における支えあいを行えるよう、交流の場づくりの拡充を図るとともに、市民が日常的に行える見守りに向けた取り組みが必要です。

基本目標4 暮らしの安全・安心なまちづくり

基本目標4		事業数	構成比
		25	100.0%
成果指標	A	15	60.0%
	B	3	12.0%
	C	1	4.0%
	D	3	12.0%
	—	3	12.0%



<対象となる基本施策>

- 【施策1】災害時・緊急時の支援体制の強化
- 【施策2】生活支援に対する強化
- 【施策3】日常生活における生活基盤の充実

<進捗状況評価>

本項目には、3つの基本施策と、25の評価対象事業があります。

60.0%の事業は「A」、12.0%の事業は「B」、4.0%の事業は「C」、12.0%の事業は「D」と評価しました。

<成果と次期計画への見通し>

日常生活における生活基盤の充実に向け、デマンド型乗合タクシー「ほこまる号」の運行を行うとともに、広報誌や SNS、新聞折り込みによる周知活動に努めました。

また、安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境づくりに向け、ファミリーサポートセンター事業の周知及び新規会員獲得に向けた取り組みを行うほか、母子保健事業の充実を図りました。

一方、取り組みに遅れがあった事業・取り組みは、災害時・緊急時の支援体制の強化となっており、災害ハザード内に居住する避難行動要支援者の個別避難計画について作成に至らなかったほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、災害ボランティア講習会が未実施となり、計画通り進まなかった状況となっています。

誰もが取り残されず、災害時などの緊急時に互いに助けあい、一人ひとりが自分の命を守ることができるよう、引き続き体制整備を図るとともに、防災や医療に対する市民の意識向上や判断力向上に向けた取り組みが必要です。

6 第4期鉾田市地域福祉計画で取り組むべき課題

社会情勢の変化や第3期計画の取り組み状況、統計データやアンケート調査結果、地域福祉懇談会の結果から、第4期計画に向けた課題を以下に示します。

(1) 地域力向上に向けた助けあい・支えあいの基盤づくりについて

- ✓ 地域への愛着があると、生活や地域における課題解決や支えあいがしやすくなることが考えられるため、**地域活性化の意図も含めた、愛着を深める取り組みが必要。**
- ✓ 地域活動やボランティア活動に**気軽に参加**できるよう、市民の関心のある分野の発掘や他の活動と抱き合わせで実施するなどの工夫が必要。
- ✓ 自然と市民の目に入ってくるような**地域活動に関する情報発信や伝達方法**の検討が必要。
- ✓ 近所づきあいについて、高齢となり必要が生じたときではなく、早い段階から住民同士つながりづくりができるよう、**年代に合わせたきっかけづくり**が必要。

(2) 地域における生活課題の複雑化・潜在化について

- ✓ 年代によって異なる生活での困りごとや悩みについて対応できるよう、**関係機関や庁内所管における連携や相談体制の強化**が必要。
- ✓ **单身（ひとり暮らし）の方がより相談しやすい近隣地域づくり**が必要。
- ✓ 年代やニーズに応じた**多様な情報発信方法**を検討することが必要。
- ✓ 無関心層や、自分には関係がないと感じている層に対し、**福祉サービス等の情報が役に立つことを知っていただく**ために、啓発のほか、困りごとなど内容別の情報発信や、自分に必要なサービスが一目でわかる情報の整理等が必要。

(3) 新たな地域課題について

- ✓ 地域における孤立・孤独、ひきこもりや権利擁護・避難行動要支援者、また、再犯防止などさまざまな課題を抱える市民の現状を知るとともに、**偏見や差別の解消・相互理解**が必要。
- ✓ 誰も取り残されずに住み慣れた地域で生活を継続でき、社会に包摂されるよう、**地域における見守り・声かけ・関係機関へのつなぎ**など、それぞれが可能な範囲で、できることから支援することが必要。
- ✓ 多様化する対象者、抱える課題の複合化に対し、**多機関連携による支援**が必要。

(4) 地域福祉推進に向けて

- ✓ 今後の取り組みについては、市民のニーズの地域特性等を踏まえながら検討することが重要。
- ✓ 特に、健康増進や医療・介護等と地域福祉の連携による取り組みの推進が必要。
- ✓ 社会福祉協議会と市民・事業者等が、連携を図りながら新たな課題に対応する取り組みが必要。

第3章

計画の方向性

1 基本理念

だれもが地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めていくためには、行政だけではなく、地域住民や関係機関などが、それぞれの役割を理解し、連携・協働することによって、ともに支えあい、助けあう地域づくりを広めていくことが不可欠です。

そこで、本市では、市民と行政による協働のまちづくりの理念に基づき、それぞれの役割を果たす中で、誰もが幸せに暮らせる銚田市を目指すため、第3期計画に引き続き、「一人ひとりが主役となり、ともにつくる、ふれあいと支えあいのまち・ほこた」を本計画の基本理念とし、計画を推進します。

一人ひとりが主役となり、ともにつくる、
ふれあいと支えあいのまち・ほこた

2 基本目標

基本目標1 地域福祉を広げる基盤づくり

地域福祉を支える主役となるのは、地域を知る住民一人ひとりです。地域への関心を高め、福祉に対する理解を深める学習や体験の機会を充実し、これからの地域を担う人材を育成します。

また、そうした人材の育成を通じて、銚田市にいつまでも住み続けたいと思えるよう働きかけます。

さらに、問題の多様化・複雑化により、福祉、保健、医療、介護、就労など多岐にわたる支援や専門性を要する支援が必要とされており、市や社会福祉協議会、関係機関等が協働し、それらに対応するための包括的な相談・支援体制を構築します。

■基本施策

- | |
|-------------------|
| 1 福祉に関する情報発信 |
| 2 包括的な相談支援体制の充実 |
| 3 福祉意識の醸成と福祉教育の充実 |

基本目標2 助けあい支えあいの人づくりと地域づくり

地域福祉の推進においては、行政サービスだけではなく、地域の実情に即した住民自身による主体的な支えあいの活動や地域づくりへの取り組みが求められます。

また、家族で助けあう力や地域で支えあう力の低下によって、孤立する住民が増えており、自分の頑張りや身近な人たちの協力といった「自助」や「共助」だけでは問題の解決に至らないケースが少なくありません。

そのため、まずは身近な地域での近所付き合いやあいさつ運動、地域の行事等への住民参加を促進し、誰もが取り残されず、笑顔でつながることのできる地域の絆づくりを進めます。

■基本施策

- | |
|----------------------------|
| 1 地域福祉を推進する担い手の育成・参加促進 |
| 2 ボランティア活動・福祉活動の充実と支援 |
| 3 地域における交流の促進とコミュニティの醸成 |
| 4 地域の課題に気づき、問題解決につなげる地域の構築 |
| 5 誰も取り残されず、活躍できる地域づくりの促進 |

基本目標3 暮らしの安全・安心なまちづくり

日頃から住民同士が積極的にコミュニケーションを図り、災害時や緊急時に助けあいができる体制をつくっていきます。

また、住民の地域での暮らしを支えるために、支援を必要とする高齢者や障害者、子どもなどが住み慣れた地域で不自由なく移動や生活ができるよう取り組むとともに、一人ひとりの命や健康の維持を支えます。また、立ち直りができる安全・安心の地域づくりを図ります。

■基本施策

- | |
|-----------------------|
| 1 災害時・緊急時の支援体制の強化 |
| 2 地域医療の充実 |
| 3 住み慣れた地域で生活しやすいまちづくり |
| 4 更生支援に向けた環境づくり |

基本目標4 権利擁護の推進

「成年後見制度利用促進法」施行を受け、認知症、知的障害その他精神上的障害等により財産の管理や日常生活に支障がある人たちを支援するために、成年後見制度の利用促進に関する総合的・計画的な推進を図ることが求められています。

そのため、成年後見制度が必要なときに利用できるよう、周知を図るとともに、権利擁護を必要とする方への支援に向けた体制構築を図ります。

■基本施策

- | |
|------------------|
| 1 成年後見制度の周知・利用促進 |
| 2 権利擁護の対象者の把握と支援 |
| 3 支援の能力向上と体制整備 |

3 施策体系

基本目標 1 地域福祉を広げる基盤づくり		
基本施策	1 福祉に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 福祉情報の発信
	2 包括的な相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 相談支援の充実 ◦ 相談機関との連携強化・相談支援のネットワークの整備・充実 ◦ 重層的支援体制の整備
	3 福祉意識の醸成と福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 福祉に関する普及・啓発 ◦ 介護・子育て・障害等に関する理解促進
基本目標 2 助けあい支えあいの人づくりと地域づくり		
基本施策	1 地域福祉を推進する担い手の育成・参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 地域福祉の担い手の発掘・育成 ◦ 活動へのマッチング
	2 ボランティア活動・福祉活動の充実と支援	<ul style="list-style-type: none"> ◦ ボランティア・民生委員児童委員・地域活動等の推進 ◦ 団体及び活動の支援
	3 地域における交流の促進とコミュニティの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 顔の見える関係づくり
	4 地域の課題に気づき、問題解決につなげる地域の構築	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 日常の見守りと地域包括支援の推進 ◦ 虐待・DV等への問題の対応
	5 誰も取り残されず、活躍できる地域づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 高齢者の生きがいづくり ◦ 健康づくりの推進 ◦ 自殺予防の推進 ◦ 生活困窮者支援 ◦ 様々な課題を抱える市民の孤立防止・生活支援
基本目標 3 暮らしの安全・安心なまちづくり		
基本施策	1 災害時・緊急時の支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 災害時の備えと対応の充実
	2 地域医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 地域医療体制の充実
	3 住み慣れた地域で生活しやすいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◦ まちのユニバーサルデザイン ◦ 利便性が高く持続可能な公共交通 ◦ 質の高い福祉サービスの提供体制整備
	4 更生支援に向けた環境づくり (銚田市再犯防止推進計画)	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 更生保護関係団体との連携及び活動支援 ◦ 犯罪・非行の防止及び立ち直りに関する啓発活動の促進 ◦ 社会復帰及び生活への支援 ◦ 青少年の健全育成
基本目標 4 権利擁護の推進（銚田市成年後見制度利用促進基本計画）		
基本施策	1 成年後見制度の周知・利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 成年後見制度の周知・啓発 ◦ 相談窓口機能の充実 ◦ 成年後見制度利用手続きの支援
	2 権利擁護の対象者の把握と支援	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 支援を必要とする人の発見 ◦ 日常生活自立支援事業の推進
	3 支援の能力向上と体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 成年後見人の養成や研修の実施 ◦ 関係機関の連携・見守りネットワーク構築

第4章

施策の展開

基本目標1 地域福祉を広げる基盤づくり

▶ 基本目標のめざす姿

- お互いを理解し、尊重し合うとともに、地域の中で支えあい、助けあう意識づくりができていく

現状と課題

①市からの情報提供、情報の周知・意識の醸成が必要

市民意識調査によると、福祉サービス情報の入手先は、全体では、「市の広報誌」が最も多くなっています。年齢別では、10～49歳では「インターネット」からの情報の入手が多くなっています。その中でも10～19歳の年代については、「学校や会社」からの入手が次いで高くなっていることから、年代やニーズに応じた多様な情報発信方法を検討することが必要です。

また、10～29歳で「情報を得る必要がない」の回答が約1割と、他の年齢より高くなっています。このように無関心層や、自分には関係がないと感じている層に対し、福祉サービス等の情報が役に立つことを知っていただくために、啓発のほか、困りごとなど内容別の情報発信や、自分に必要なサービスが一目でわかる情報の整理等が必要です。

②地域での支えあいを可能にするための仕組みづくりが必要

市民意識調査によると、悩み・心配ごとの相談先について、全体では「同居の家族」の割合が最も高くなっています。単身（ひとり暮らし）の方については「離れて暮らしている家族」が多くなっていますが、一方で「相談できる人がいない」への回答割合が、他の属性より高くなっていることが特徴となっています。

また、地域福祉懇談会においては、ひとり暮らしの方（特に独居高齢者）が増えている中で、地域のつながりの希薄化等により状況把握が難しく、相談及び支援につながらず、健康や生活環境など課題が複合化・深刻化しているといった意見が挙げられています。地域における課題が多様化している中で、地域での支えあいを可能にするための仕組みづくりが求められます。

ポイント 1

情報発信方法の充実・わかりやすい情報の提供

ポイント 2

無関心層や活動経験のない方へのきっかけづくり

ポイント 3

多様な課題に対する総合的な相談・支援体制

基本施策1 福祉に関する情報発信

基本施策の方向性

市や社会福祉協議会が実施する事業の周知や各種福祉情報の提供を行うにあたり、市民にわかりやすい広報誌の作成やホームページ等の内容の充実はもとより、多様な媒体でわかりやすく発信することが求められています。

さらに、関係機関における情報共有や連携を強化し、情報提供体制の一層の整備を図る必要があります。

■ 施策1-1 福祉情報の発信

取り組み	取り組み内容	担当部署
地域福祉に関する情報の発信	●ホームページやSNS、市広報誌等により地域福祉に関する情報を発信することで、各種福祉情報の周知に努めます。	継続 社会福祉課 介護保険課 子ども家庭課 健康増進課 社会福祉協議会



市民(個人)として取り組みます

- 市や社会福祉協議会が発行する情報誌を読んでみましょう
- 市や社会福祉協議会が発信する情報をホームページ等で確認しましょう
- 自らが得た情報を隣近所や行政区内で共有しましょう



地域・団体・企業として取り組みます

- 日頃からお互いへの感謝の気持ちを持ちましょう
- 一人ひとりが地域の人々に関心を持ちやすいように相互の交流の機会を活性化しましょう
- 個人の取り組みが行いやすいような雰囲気づくりを行いましょう

基本施策2 包括的な相談支援体制の充実

基本施策の方向性

住民の多様な相談に対し、福祉・保健・医療・介護・教育・就労の分野で専門窓口の連携を図り、気軽に相談し課題解決に向け相談し合える体制づくりを目指していきます。

そのためには、生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備し、地域住民や関係機関と連携しながら、情報提供を行うほか、重層的な支援体制を整備する必要があります。

■ 施策2-1 相談支援の充実

高齢者			
取り組み	取り組み内容		担当部署
地域包括支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケアの中核拠点として、高齢者の相談支援、介護予防事業推進、介護サービスの包括的な対応を強化するとともに、在宅介護支援センターとの連携を図ります。 ●きめ細かな支援を行うために、地区別に対応します。 	拡充	介護保険課

子ども・子育て・家庭			
取り組み	取り組み内容		担当部署
こども家庭センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ●こども家庭センターを設置し、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援及び様々な心配ごとを抱えたご家庭の相談に対応していきます。 	新規	子ども家庭課

障害者			
取り組み	取り組み内容		担当部署
基幹相談支援センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹相談支援センターを設置し、障害のある人が地域で生活するため、様々な制度やサービスの利用、申請の援助などを行う、総合的な相談窓口として専門的な相談支援を行います。 	新規	社会福祉課

生活困窮者支援			
取り組み	取り組み内容		担当部署
生活困窮者自立相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●生活に困窮した方に対して自立相談支援事業を実施し、住宅確保給付金の支給など、一人ひとりにあわせた様々な支援を行います。 	継続	社会福祉課
就業支援・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者、障害者、ひとり親家庭などに対する就業支援や相談体制の充実を図り、経済的自立及び生活意欲の助長促進に努めます。 	継続	社会福祉課 介護保険課 子ども家庭課 商工観光課

■ 施策2-2 相談機関との連携強化・相談支援のネットワークの整備・充実

取り組み	取り組み内容	担当部署
複合的な課題に対する支援体制の整備	●多様な相談に対応するため、各担当課や専門機関との連携強化を図り、複合化・多様化した課題についても解決ができるよう体制を整備します。	新規 社会福祉課 介護保険課 子ども家庭課 健康増進課 社会福祉協議会
社会福祉協議会との連携	●高齢者が必要とする介護サービス量の増加に伴い、保健、医療、福祉サービスなどを関係機関と検討をしながら、行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会などとの連携を強化し、情報の共有を図ります。	継続 社会福祉課 介護保険課

■ 施策2-3 重層的支援体制の整備

取り組み	取り組み内容	担当部署
重層的支援体制の整備の推進	●既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれない、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を検討していきます。	新規 社会福祉課 介護保険課 子ども家庭課 健康増進課 社会福祉協議会



市民(個人)として取り組みます

- 市や社会福祉協議会の相談機関を調べてみましょう
- 気になることがあったら相談機関を活用しましょう
- 隣近所に困っている人がいたら話を聞いてみましょう



地域・団体・企業として取り組みます

- 困っている人がいたら相談にのりましょう
- 相談機関や民生委員等を紹介しましょう
- 相談窓口等の情報を住民に周知しましょう

基本施策3 福祉意識の醸成と福祉教育の充実

基本施策の方向性

市民一人ひとりの福祉に対する理解や支えあいの意識を醸成し、さらには、地域福祉の主体としての自覚を促すため、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験を通して福祉の意識づけを進めます。また、すべての市民が、地域福祉の推進役として活躍できるよう、啓発・普及を図るほか、生涯学習の機会、イベント等を通じて、支えあう意識や地域福祉を実践する力を育む場づくりを推進します。

■ 施策3-1 福祉に関する普及・啓発

取り組み	取り組み内容	担当部署
地域福祉意識の普及・啓発	●福祉に関する講座やシンポジウムの開催など、福祉について考える機会を提供し、福祉意識の普及に努めます。	継続 社会福祉課 介護保険課 社会福祉協議会

■ 施策3-2 介護・子育て・障害等に関する理解促進

取り組み	取り組み内容	担当部署
学校教育における福祉意識の普及	●人権に関する授業の実施や福祉施設への訪問やボランティアを体験することにより、子どもの時から、福祉に対し関心を持つよう努めます。	継続 社会福祉課 指導課
生涯学習活動における福祉意識の啓発	●生涯学習活動を通じ、高齢者や障害のある人、子育て家庭等すべての人権に対する理解が深まるよう努めます。	継続 生涯学習課
心のバリアフリーの理念の啓発	●障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らしているよう、障害についての正しい理解を深めるための普及・啓発活動を推進します。	新規 社会福祉課
認知症高齢者等への理解の推進	●認知症の症状、対応方法を学べる講座を実施することで、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を守り応援する認知症サポーターの要請を推進します。	新規 介護保険課



市民(個人)として取り組みます

- すべての市民の人権を尊重しましょう
- 人権尊重の態度を習慣として身につけましょう
- 福祉への関心を持ちましょう
- 地域のことについて身近な人と話をしましょう
- 地域でどのような活動が行われているか関心を持ち、参加しましょう



地域・団体・企業として取り組みます

- すべての市民が、虐待等により人権が侵害されることのないよう、市と連携して対応しましょう
- 人権問題等を生み出す意識を改善するように努め、地域での住民同士の交流や活動の中から、お互いを認めあう気持ちを育てましょう
- 自らが福祉サービスの受け手であると同時に、担い手であることを意識しましょう
- 生涯を通じて福祉への関心、理解を高め、自分の興味のある福祉講座などに積極的に参加しましょう



基本目標2 助けあい支えあいの人づくりと地域づくり

▶ 基本目標のめざす姿

- 支えあう力を強化することで、孤立をはじめあらゆる課題に寄り添い、解決できている

現状と課題

①活動参加に対するハードルを下げることや活動への後押しが必要

福祉に関わる課題が多様化する一方で、民生委員児童委員会員数やボランティア登録数の推移をみると、大きな変化はないものの減少傾向にあることから、担い手不足が懸念されます。

市民意識調査によると、地域活動への参加状況について参加していない理由として、活動内容がわからないからといった理由が挙げられていることから、情報発信等の充実が必要と考えられます。

また、ボランティア活動の輪を広げるために必要なこととして、交通費などの実費を援助することや、学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行うなどといった意見が多くあげられています。市民の関心のある分野の発掘や他の活動と抱き合わせで実施するなどの工夫が必要です。

②住民の関心や需要を踏まえた関係づくりの場や交流の機会創出が必要

市民意識調査によると、支え合うために必要なこととして、「隣近所の住民同士の普段からのつきあい」が最も高くなっています。また、地域福祉懇談会では、銚田市の特徴を踏まえ、農業を活用した交流機会等について多く意見が挙がりました。今後は、地域の関係づくりに向け、多様な手法による参加者層の拡大への工夫が必要です。

③多様化・複雑化・深刻化する課題を抱える市民に気づき、寄り添うことで、誰も取り残されないような体制づくりが必要

本市では、少子高齢化が進んでいるとともに、ひとり暮らし高齢者世帯数も近年で大幅に増加しています。また、ひきこもりに関しては、市民意識調査で支援に必要なこととして、「相談」、「友達のような相談相手」、「就労支援」が多くなっています。課題が多様化しているとともに、課題・問題点が地域によっても異なることが明らかとなりました。支援の輪から抜けることのないよう、地域の気づく目を養うとともに、支援につなげ、誰もが地域で活躍できるような仕組みづくりが必要です。

ポイント
1

活動への参加促進

ポイント
2

「やってみたい」「行ってみたい」と思える地域の関係づくり

ポイント
3

地域住民の「気づく目」の醸成

ポイント
4

誰も取り残されないための支援・体制整備

基本施策1 地域福祉を推進する担い手の育成・参加促進

基本施策の方向性

福祉コミュニティの創造に向けては、地域福祉推進の担い手の育成が求められています。そのため、ボランティア活動のきっかけとなる養成講座を開催するとともに、その後のフォローアップ体制を強化し、担い手の地域への定着を図る必要があります。

■ 施策1-1 地域福祉の担い手の発掘・育成

取り組み	取り組み内容		担当部署
ボランティアの発掘と育成	● ボランティアに関する各種講座や講習会などの充実を図り、新たな人材の発掘や育成事業を展開するとともに、ボランティア活動などに関する情報提供に努めます。 (主な事業) 腕まくり講座、ボランティア専門講座、ボランティアスキルアップ講座の開催等	継続	社会福祉協議会
活動情報の提供	● 市民が積極的に活動に参加できるよう、社会福祉協議会等において、ボランティアやNPO活動の情報を収集・整理し、積極的に発信します。	新規	社会福祉協議会

■ 施策1-2 活動へのマッチング

取り組み	取り組み内容		担当部署
活動に関する希望の相談機能充実	● 社会福祉協議会が運営するボランティア活動センターにおいて、地域を取り巻く課題・福祉ニーズと支援やボランティアを希望する方を結びつけるコーディネート機能やマッチング機能の向上を図ります。	新規	社会福祉協議会



市民(個人)として取り組みます

- 各種講座等に参加し、ボランティアに対する理解を深め、ボランティアの大切さを認識しましょう
- ボランティア活動の楽しさを周りの人に伝えましょう
- 趣味や特技、経験を活かすなど、身近なところからボランティア活動に参加しましょう



地域・団体・企業として取り組みます

- ボランティア団体は、市民への積極的な情報発信とともに、地域自治会や行政との連携を図りましょう
- 児童・生徒がボランティア活動に参加できる機会をつくりましょう
- 団体の活動を継続し続けるため、後継者の育成に努めましょう

基本施策2 ボランティア活動・福祉活動の充実と支援

基本施策の方向性

地域福祉活動においては、地域住民がボランティアとして参加しており、そのような方々の力で活動が支えられています。このことから言えるように、地域福祉の取り組みを進めるうえで、ボランティアや市内の各種活動団体の力は必要不可欠です。

今後は、新しい方が活動に参加しやすい環境づくりに取り組むために地域の特性を活かした工夫を図るほか、団体の活力維持に向け、活動を支えることが必要です。

■ 施策2-1 ボランティア・民生委員児童委員・地域活動等の推進

取り組み	取り組み内容		担当部署
ボランティア活動センターへの支援	●社会福祉協議会におけるボランティア活動センターの周知を図り、その活動などの支援に努めます。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会
ボランティア活動団体への助成・支援	●ボランティアや市民団体の自発的活動を支援するための支援に努めます。また、ボランティア活動保険への助成を行います。	継続	社会福祉協議会
ボランティア活動の推進	●ボランティア啓発交流事業の開催やボランティア活動への顕彰の実施、ボランティア連絡会への支援など、活動を推進します。	継続	社会福祉協議会
民生委員児童委員協議会への支援	●民生委員児童委員が各担当地区で市民と行政のパイプ役として活動できるよう、研修会などを開催し、最新の福祉情報を提供できるよう支援します。	継続	社会福祉課

■ 施策2-2 団体及び活動の支援

取り組み	取り組み内容		担当部署
団体同士の連携強化	●社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域活動を行っている団体など、連携を充実し、情報交換を行うとともに、よりよい支援や福祉の向上を図ります。	新規	社会福祉課 社会福祉協議会
活動拠点の確保への支援	●ボランティア、NPOの活動を促進するため、社会福祉協議会及び支所、公民館、シルバー人材センター等の活動拠点の環境整備に努めます。	新規	社会福祉課 社会福祉協議会



市民(個人)として取り組みます

○ボランティア活動等に関する情報に気を配りましょう



地域・団体・企業として取り組みます

○福祉に関するイベント等の開催などについて、知らせましょう

○市や社会福祉協議会等が提供する情報について収集し、活動や運営に活かせるものがあるか考えてみましょう



基本施策3 地域における交流の促進とコミュニティの醸成

基本施策の方向性

地域福祉の実現のためには、行政だけではなく、地域住民や地域で活動する諸団体などが幅広く結びつき、ともに同じ目標に向かって取り組んでいくことが重要と考えられます。また、相互の交流が活発に行われることで、地域の抱える課題を住民が共有することができると思われます。そこで、様々な機会を通じて多様な住民が交流を図れるよう取り組みます。

■ 施策3-1 顔の見える関係づくり

取り組み	取り組み内容		担当部署
行政区への加入の推進	●近隣住民との結びつきを深め、地域コミュニティ意識の醸成を図るため、行政区への加入を推進します。	新規	総務課
高齢者の組織づくりの推進	●高齢者が仲間づくりを通して、生きがいを持ち、健康の増進をすることができるよう、シニアクラブ等の組織づくりを推進します。	新規	介護保険課 社会福祉協議会
高齢者の交流の場の提供	●高齢者が住み慣れた地域で社会とつながりを持つことのできる場を提供します。 ●健康で生きがいのある暮らしを送ることを目的として、高齢者の学びの場を提供します	新規	介護保険課 生涯学習課
一人暮らし高齢者の仲間づくりへの支援	●在宅でひとり暮らし高齢者を対象にひとり暮らし高齢者サロンを実施し、高齢者の仲間づくりと健康増進の場を提供します。	新規	社会福祉協議会
子育て世帯への交流の場の提供	●子育てカフェを開催し、子育て世帯の親子が気軽に参加できる交流の場を提供します。	新規	子ども家庭課
障害者の社会参加の促進	●障害のある人に対し、創作活動や生産活動、他者との交流の機会を提供し、障害のある人の自立と社会参加を促します。	新規	社会福祉課



市民(個人)として取り組みます

- 地域での支えあい・助けあいという地域福祉の意識を持ちましょう
- 地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めましょう
- 地域でのイベントや各種ボランティア活動等に進んで参加しましょう



地域・団体・企業として取り組みます

- 地域の行事やイベントで地域福祉に関わる内容を盛り込む等、福祉意識の啓発を図りましょう
- 地域の行事やイベントでは、開催する時間や曜日の設定を工夫し、子どもをはじめ、多くの人が参加しやすい環境づくりに配慮しましょう

基本施策4 地域の課題に気づき、問題解決につなげる地域の構築

基本施策の方向性

近年、制度や公的なサービスだけでは対応できない地域課題が多くなってきています。また、課題が複雑化・潜在化している中で、地域で「気づく目」を養うとともに、参加しやすい形での見守りにより、課題の発生予防や課題の早期発見・早期対応につなげる体制づくりが必要です。同時に、市や社会福祉協議会、地域住民、関係機関等による連携強化が求められます。

■ 施策4-1 日常の見守りと地域包括支援の推進

取り組み	取り組み内容		担当部署
民生委員・児童委員との連携	●見守りが必要なひとり暮らし高齢者などについて、民生委員・児童委員との連携を強化し、対象者の把握に努めます。	継続	社会福祉課
地域包括ケアの推進	●在宅の高齢者や障害のある人に対し、福祉・保健・医療の各種在宅サービスを提供するため、「在宅ケアチーム」を組織し、見守りなどを含めた総合的なケアシステムを推進します。	継続	介護保険課 社会福祉協議会

■ 施策4-2 虐待・DV等への問題の対応

取り組み	取り組み内容		担当部署
地域包括支援センターにおける支援体制の強化	●高齢者虐待防止のため、虐待の早期発見、把握に努め、ネットワークによる支援体制を強化します。	継続	介護保険課
障害者虐待防止の体制整備	●障害者虐待に関する相談窓口を設置・周知し、速やかに対応できる体制を整備するほか、各関係機関との連携体制を強化します。	新規	社会福祉課 社会福祉協議会
児童虐待防止の支援体制の強化	●児童虐待防止のため、虐待の早期発見、把握に努め、関係機関とのネットワークを構築し、支援体制を強化します。	継続	子ども家庭課
DV 被害者に対する情報提供と連携強化	●各機関における配偶者等に対する暴力に関する相談について、市ホームページで一覧を表示するとともに、DV（ドメスティックバイオレンス）防止に向けて連携強化を図ります。 ●市営住宅の募集状況について、広報や市ホームページなどを活用し、情報提供を行います。	新規	まちづくり推進課 子ども家庭課 都市計画課



市民(個人)として取り組みます

- サービスに関する情報を積極的に入手し、適切な利用に努めましょう
- 福祉・保健・医療の各分野の情報に常に関心を持ちましょう
- 身近に支援を必要とする人がいる場合には、相談に乗り、サービス利用を勧めましょう
- 地域で支援を必要とする人を把握し、日頃の見守りについて話しあいましょう
- 地域の子どもの健全育成と安全を守るため防犯パトロール等に参加しましょう
- 子どもや高齢者や障害のある人などの虐待を発見したら通報しましょう



地域・団体・企業として取り組みます

- 利用者が住み慣れた地域で生活できるよう、質の高い在宅福祉サービスの提供に努めましょう
- 福祉事業者は、地域との交流を促進する等、地域への貢献活動を行いましょう



基本施策5 誰も取り残されず、活躍できる地域づくりの促進

基本施策の方向性

家族構成が多様化していると同時に地域における関係性が希薄化している中、孤立することによって、自殺やひきこもり、ヤングケアラー等のリスクが高まることが懸念されています。

すべての人が健やかに過ごし、生きがいを持って地域で自立した生活を送るためには、個々の生活課題に応じた支援体制の充実が必要となります。

■ 施策5-1 高齢者の生きがいづくり

取り組み	取り組み内容		担当部署
高齢者の経験や知識を活かした活動の支援	●高齢者の持つ知識や経験を学校教育や地域活動の中で活かす機会や場づくりを、今後も継続して支援します。	継続	生涯学習課
高齢者の就業機会の確保	●高齢者の就業機会を確保し、生きがいの充実、社会参加の推進を図るための支援の充実に努めます。	継続	介護保険課 シルバー人材センター
高齢者の交流の場の提供【再掲】	●高齢者が住み慣れた地域で社会とつながりを持つことのできる場を提供します。 ●健康で生きがいのある暮らしを送ることを目的として、高齢者の学びの場を提供します	新規	介護保険課 生涯学習課

■ 施策5-2 健康づくりの推進

取り組み	取り組み内容		担当部署
健康づくりの支援	●イベントやライフステージに応じた各種健康教室を開催し、健康づくりを促進します。 ●乳幼児健診を定期的実施し、月齢に応じた問診、診察、検査計測により、発育発達及び疾病などの異常の早期発見・予防に努めます。また、就学までの一貫した健康管理を行います。 ●特定健診やがん検診など、生涯各期に応じた健康診査の充実に努めます。さらに健診結果を今後の生活に活かし、予防・改善対策が重要であることを広く啓発します。	拡充	健康増進課 子ども家庭課
体力づくりや交流機会の確保	●高齢者や障害者に対し、スポーツ大会や開催し、体力づくりや交流の場の提供を図ります。 ●高齢者に対しサロン事業を開催し、健康保持や交流の場の提供を図ります。	継続	介護保険課 社会福祉課 社会福祉協議会
介護予防の推進	●高齢者が住み慣れた地域で社会とつながりを持ちながら、介護が必要な状態となることを防いだり、要介護状態となっても、今より悪くなることを防ぐため、介護予防の事業を推進します。	新規	介護保険課

■ 施策5-3 自殺予防の推進

取り組み	取り組み内容		担当部署
心の健康相談	●心の健康等の悩みに対して保健師が相談を受けます。	継続	健康増進課
自殺予防の啓発	●中学生とその保護者を対象にリーフレットを配布します。	継続	健康増進課
いのちを守り支える体制づくり	●福祉・教育等各分野の関係者をはじめ、地域活動団体や一般市民等を対象にして、自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応を取ることができる「ゲートキーパー」の養成講座等を開催します。	新規	健康増進課

■ 施策5-4 生活困窮者支援

取り組み	取り組み内容		担当部署
生活困窮者への支援	●生活困窮者に対して、自立支援等の相談（生活、就労、住宅等）に関係機関が連携して支援を行います。	新規	社会福祉課 社会福祉協議会
地域包括ケアの推進【再掲】	●一時的に生活に困窮している方の援助として、食材の支援や生活福祉資金貸付などの経済的な支援を行います。	継続	社会福祉協議会
生活保護事業の実施	●生活に困窮している方が、健康で文化的に最低限度の生活を営むことができるよう、経済的援助などを行うとともに、社会的自立に向けての支援を行います。	継続	社会福祉課
子どもの貧困への対応	●ひとり親家庭への支援を行います。 ●経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行います。 ●貧困の連鎖を断ち切るため、生活に困窮する世帯の児童生徒に対し、学習支援を行います。	拡充	子ども家庭課 教育総務課 社会福祉課

■ 施策5-5 様々な課題を抱える市民の孤立防止・生活支援

取り組み	取り組み内容		担当部署
子育て家庭への包括的な支援体制の整備	●子育て家庭の孤立を防ぎ、育児負担を軽減するため、地域における様々な子育て支援サービスの情報提供や相談体制などの強化と拡充を図ります。	新規	子ども家庭課
ヤングケアラー・ケアラーへの支援	●ヤングケアラーの実態把握を行うほか、学校や病院等の公共施設にポスターを掲示するなど、ヤングケアラーについて周知します。 ●ケアラーの生活の質を向上させ、負担を軽減するため、各関係機関が連携して各種支援を行います。	新規	子ども家庭課 社会福祉課 介護保険課
地域包括ケアの推進【再掲】	●在宅の高齢者や障害のある人に対し、福祉・保健・医療の各種在宅サービスを提供するため、「在宅ケアチーム」を組織し、見守りなどを含めた総合的なケアシステムを推進します。	継続	介護保険課 社会福祉課 社会福祉協議会
地域生活支援事業の充実	●障害のある人が地域で自立した生活を送れるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて支援を行います。	新規	社会福祉課
自立支援協議会の充実	●障害のある人のニーズに合わせて適切にサービスを提供できるようにするため、地域における障害福祉の関係者や行政等の話し合いの場を設けるとともに、連携を強化します。	新規	社会福祉課
孤立・孤独化対策事業の実施	●様々な要因を抱えて、人やコミュニティとのつながりが希薄となっている人に対して、各関係機関が連携して支援を行います。	新規	社会福祉課



市民(個人)として取り組みます

- 身近に困っている人がいたら、相談窓口を教えるか、本人に代わって関係機関や行政に相談しましょう
- 就労意欲をもち、自立できるよう努めましょう
- 個人や地域で対応が困難な場合は、市や社会福祉協議会、関係機関等に連絡しましょう
- 健康教室や介護予防教室などに積極的に参加しましょう



地域・団体・企業として取り組みます

- 安定した就労生活を送れるよう、仕事の悩みについての相談や話し相手になりましょう
- 事業所等では、高齢者や障害者、子育て世帯等の人が安心して働ける職場環境の整備や支援体制を整えましょう
- 介護予防教室や運動などの参加を促しましょう

基本目標3 暮らしの安全・安心なまちづくり

▶ 基本目標のめざす姿

- 個々の置かれている環境や状況に関係なく安全・安心して暮らすことができる

現状と課題

①困ったときや災害時・緊急時においても市民の生命や生活が継続できる取り組みが必要

市民意識調査の結果、災害発生前の重要な備えは、「日頃からの隣近所との挨拶、声かけや付き合い」が最も高く、次いで「危険箇所の把握」となっています。また、避難行動要支援者支援制度の認知状況について、一般市民、福祉関係ともに、「知らなかった」が最も高くなっています。地域の安全・安心に関わる施策や取り組みについて、体制整備を行うとともに、市民一人ひとりの備えや判断能力の向上への重要性が高まっている状況です。

②すべての市民が住み慣れた地域で不自由なく生活できるための環境整備が必要

市民意識調査によると、福祉に関わる課題・問題として「高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯に関する問題」が一番にあげられています。次いで「道路や公共施設、住居等の整備に関する問題（高齢者・障害者や子ども連れに配慮されていないなど）」となっています。生活や移動が不自由なくできるための環境整備が必要となっています。

③すべての市民が包含され、立ち直ることのできる地域の形成が必要

再犯防止に必要なことについて、「家族や親族など身近な人の支援」が最も高く、次いで「国や自治体など公共の支援」、「再犯防止に協力する民間協力者の支援」となっています。再犯防止に関する現状を知るとともに、偏見や差別の解消・相互理解が必要です。

ポイント 1

セルフケア能力や緊急時における個々の対応力の向上

ポイント 2

すべての市民にとって住みやすい環境整備

ポイント 3

立ち直りを支える地域づくり

基本施策1 災害時・緊急時の支援体制の強化

基本施策の方向性

近年、地震や大雨などによる自然災害が頻発しており、日頃から災害時を意識した、支えあいによる地域づくりを行う必要があります。

防災への意識を高めるためには、防災活動への参加や災害時における避難場所としての民間の福祉施設等と連携体制を図るとともに、災害時に高齢者や障害者等の避難行動要支援者が安全に避難できるよう個別の避難支援体制の構築が求められています。

■ 施策1-1 災害時の備えと対応の充実

取り組み	取り組み内容		担当部署
自主防災組織の活動支援	●自主防災組織の活動について支援します。	継続	危機管理課
避難行動要支援者対策の推進	●災害時支援を必要とする避難行動要支援者名簿の整備を促進し、避難支援等関係者（自主防災組織等）に名簿情報を提供し、個別避難計画の作成につなげていきます。	継続	社会福祉課
災害ボランティアの育成	●災害ボランティアを育成し、市民の防災意識の向上を図ります。救急救命講習の実施、日赤奉仕団の編成、災害ボランティア講習会の実施。	継続	社会福祉課 社会福祉協議会
防災意識の普及・啓発	●災害や防災についての情報を市民に提供するほか、市民を対象とした防災訓練を行い、防災意識の啓発に努めます。	新規	危機管理課



市民(個人)として取り組みます

- 家族と災害時のことについて話をしましょう
- 日頃から支援が必要な人との関係づくりに努めましょう
- 市や地域で実施している防災訓練や避難訓練に積極的に参加しましょう



地域・団体・企業として取り組みます

- 避難行動要支援者の把握を行い、万が一のための近隣住民の協力体制を整備しましょう
- 地域活動を通じ、避難行動要支援者の日常的な見守り活動を行いましょう
- 災害等の発生に備えて、地域の避難場所の確認や緊急連絡の方法等の相談を行いましょう

基本施策2 地域医療の充実

基本施策の方向性

救急や病気になった際にも、必要な医療にかかることができるよう、体制整備を行うとともに、市民が適切な医療にアクセスできるような支援が求められています。

■ 施策2-1 地域医療体制の充実

取り組み	取り組み内容		担当部署
在宅当番医制度の充実	●鹿島医師会の協力のもと、休日における市民の救急疾病などにかかる診療を当番制で受け入れます。	継続	健康増進課
病院輪番制の充実	●休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を広域的に確保するため、鉾田地域における病院群と連携し、救急医療にあたります。	継続	健康増進課
夜間小児救急体制の充実	●鹿嶋市と連携し、夜間における小児救急体制の充実を図ります。	継続	健康増進課
地域包括ケアにおける保健、福祉、医療の連携強化	●市民が総合的な福祉サービスが受けられるよう、「地域ケアサービス調整会議」などの充実を図り、保健、福祉、医療の各機関との連携強化に努めます。	継続	介護保険課 社会福祉協議会



市民(個人)として取り組みます

○日頃から自らの健康管理の意識を高め、必要に応じて相談しましょう



地域・団体・企業として取り組みます

○日頃から健康や医療に関する情報交換を積極的に行いましょう

基本施策3 住み慣れた地域で生活しやすいまちづくり

基本施策の方向性

市民生活において、移動や暮らしの安全・安心の基盤となる、公共施設・道路等の維持・管理が求められているとともに、職種及び多機関が連携した福祉サービスを提供する基盤整備が必要です。

■ 施策3-1 まちのユニバーサルデザイン

取り組み	取り組み内容		担当部署
道路のバリアフリー化	●安全な通学路の確保と高齢者や障害者などに配慮した地域住民の快適な住環境を満たすため、路面の段差解消など道路の適切な維持管理に努めます。	継続	道路建設課
公共施設のバリアフリー化	●高齢者や障害のある人の利用に配慮した施設改修に努め、ユニバーサルデザインに基づく公共施設の整備を図ります。	継続	施設所管課
高齢者・障害者への住宅バリアフリー化の支援	●高齢者や重度の障害者に対し、住み慣れた家で生活が継続できるよう住宅改修費の助成を行い、住宅のバリアフリー化支援を行います。	拡充	社会福祉課 介護保険課
情報のバリアフリー化	●合理的配慮として、「銚田市コミュニケーション支援事業」を実施し、障害の状態に応じた情報発信・提供を行うとともに、手話や要約筆記のコミュニケーション支援に努めます。	新規	社会福祉課

■ 施策3-2 利便性が高く持続可能な公共交通

取り組み	取り組み内容		担当部署
地域公共交通体系の充実	●「銚田市地域公共交通網形成計画」に基づき、交通弱者に配慮した公共交通を確保するために、デマンド型乗合タクシーや既存公共交通機関の利便性向上を図ります。	新規	まちづくり推進課

■ 施策3-3 質の高い福祉サービスの提供体制整備

取り組み	取り組み内容		担当部署
民間事業者との連携強化	●利用者からの意見・要望などをサービスの質の向上につなげていくため、民間事業者との連携強化に努めます。	継続	社会福祉課 介護保険課 子ども家庭課
福祉事業者の人材確保	●事業者が提供する福祉の質の維持・向上を図るため、介護・福祉サービスに従事する人材の確保及び育成を推進します。	新規	社会福祉課 介護保険課



市民(個人)として取り組みます

- 積極的に外出・歩行等することで心身の機能の維持に努めましょう
- 福祉サービスについて情報収集しましょう



地域・団体・企業として取り組みます

- やさしい日本語や多様なコミュニケーション方法について理解を深めましょう
- 福祉事業者は、職員の資質向上のため、研修会等を積極的に活用しましょう



基本施策4 更生支援に向けた環境づくり（銚田市再犯防止推進計画）

銚田市再犯防止推進計画

計画策定の趣旨

平成 28(2016)年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、再犯の防止等にかかる国及び地方公共団体の責務が明らかにされるとともに、必要となる施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項が示されています。

平成 29(2017)年 12 月に国が「再犯防止推進計画」を策定し、令和 3（2021）年 3 月に茨城県が「茨城県再犯防止推進計画」を策定しました。

各市町村においても、再犯防止推進法第 8 条第 1 項において、市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「地方再犯防止推進計画」という。）を策定することが求められています。

本計画は、その地方再犯防止推進計画として位置づけます。

基本施策の方向性

罪を犯した人の再犯率は高く、社会生活に復帰するためには社会全体の理解と協力が不可欠なことから、再犯防止に向けた総合的な支援が必要です。

■ 施策4-1 更生保護関係団体との連携及び活動支援

取り組み	取り組み内容		担当部署
関係団体との連携	●鹿島地区保護司会銚田支部と情報交換を行うとともに、活動を支援します。 ●銚田市更生保護女性会との連携を図り、取り組みを支援します。	新規	社会福祉課
関係機関等との連携強化	●茨城県が開催する再犯防止に関する研修や会議について情報収集し、県や関係機関との連携を図ります。 ●再犯防止の取り組みにおいて中心となっている水戸保護観察所との連携を図ります。	新規	社会福祉課

■ 施策4-2 犯罪・非行の防止及び立ち直りに関する啓発活動の促進

取り組み	取り組み内容		担当部署
啓発活動の促進	●犯罪や非行の防止や立ち直りを支援する取り組みとして、県主催の「社会を明るくする運動」等の活動の広報を行います。	新規	社会福祉課

■ 施策4-3 社会復帰及び生活への支援

取り組み	取り組み内容		担当部署
就労の支援	●ハローワーク等と連携のうえ、利用可能な既存の制度等を活用し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。	新規	社会福祉課
保健医療及び福祉サービス等の利用促進	●必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの紹介及び手続き支援等を行います。	新規	社会福祉課

■ 施策4-4 青少年の健全育成

取り組み	取り組み内容		担当部署
青少年の健全育成と非行防止	●青少年相談員が「青少年の健全育成に協力する店」の登録活動、祭礼時の巡視活動及びあいさつ・声かけ運動など、「地域親」の視点に立ち、青少年健全育成活動を行います。	新規	生涯学習課



市民(個人)として取り組みます

- 社会を明るくする運動等に参加してみましょう
- 保護司等の支援内容について知り、理解しましょう
- 立ち直りの見守りを行うほか、存在を受け入れましょう



地域・団体・企業として取り組みます

- 再犯防止について理解を深め、差別や偏見をなくしましょう
- 協力雇用主となって直接的に支援しましょう

基本目標4 権利擁護の推進

(銚田市成年後見制度利用促進基本計画)

▶ 基本目標のめざす姿

- 社会的立場の弱い方の権利が尊重され、住み慣れた地域で生活を送ることができている

現状と課題

① 必要なときに利用できるよう、成年後見制度の市民への浸透が必要

市民意識調査によると、成年後見制度の認知度について、「知っているが利用したことはない」が最も高く、次いで「知らない」となっています。

認知症や障害がある等で判断能力に課題がある方の生活を支える成年後見制度の周知や利用促進が必要となっています。

② 関係機関との連携による利用促進と支援の充実が必要

市民意識調査によると、成年後見制度の利用意向について、「制度をよく知らないから、利用したいとは思わない」が最も高くなっています。次いで「利用したい」となっていることから、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、成年後見制度の利用促進に関する施策を推進していく必要があります。

③ 成年後見制度の適切な運用に向けた体制整備が必要

地域福祉懇談会によると、ひとり暮らし高齢者や障害のある人の状況が地域において見えにくくなっていることが課題として認識されています。高齢者や障害者の権利擁護について、地域で支えるための仕組みや体制整備の充実が必要です。

ポイント
1

成年後見制度の周知・啓発

ポイント
2

制度へのつなぎ・支援

ポイント
3

担い手支援・見守り促進

銚田市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景

近年、少子高齢化や核家族・単身世帯の増加といった社会情勢の変化を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがなく生活に困難を抱える人の問題が顕在化している中で、認知症、知的障害、精神障害等により財産管理や日常生活が困難である人の権利擁護を支える重要な手段である成年後見制度は、身上保護と財産管理の支援によって、対象者の地域生活を支える役割を果たしています。

そのような状況を受け、平成 28（2016）年 4 月 15 日には成年後見制度の利用の促進に関する法律が公布され、平成 29（2017）年 3 月 24 日に第一期成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年度～令和 3 年度）が閣議決定され、令和 4（2022）年 3 月 25 日には第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和 4 年度～令和 8 年度）が閣議決定されるなど、一層の取り組み強化が進められています。

本市においては、「第 4 期銚田市地域福祉計画」と一体的に「銚田市成年後見制度利用促進基本計画」の策定を行い、成年後見制度の利用促進を推進していきます。

2 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が不十分である方が、財産侵害を受けたり人間としての尊厳が損なわれたりすることのないよう、選任された支援者（成年後見人等）が法律面や生活面で支援する制度です。

成年後見制度には大きく分けて①法定後見制度と②任意後見制度という 2 つの種類があります。

①法定後見制度

既に判断能力が不十分である場合に、本人又は配偶者・四親等以内の親族等の申立てによって、家庭裁判所が適任と認める人を本人の支援者とし選任する制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の 3 種類があります。

	補助	補佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	借金、相続の承認など、民法第 13 条第 1 項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為

②任意後見制度

本人に判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者がこの手続を申立てることができます。

3 成年後見制度における中核機関

中核機関とは、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援を必要とする方が、必要なときに適切な支援につながるができるように、地域で支える体制を構築する「地域連携ネットワーク」の中心となる機関です。

銚田市においても、成年後見制度の利用促進のため中核機関を設置します。

中核機関の機能

①広報機能

啓発パンフレットの配付等により、成年後見制度や相談窓口の広報・周知を図ります。

②相談機能

成年後見制度についての相談窓口を明確化し、支援を必要とする方や家族、支援者からの相談を受けて、必要に応じ各機関と連携を取りながら支援体制を整備します。

③利用促進機能

利用手続きに対する支援が行われます。

④後見人支援機能

成年後見人等が選任されたあとの支援体制を整備します。

基本施策1 成年後見制度の周知・利用促進

基本施策の方向性

社会的立場の弱い方が不利益を被ることがないように、事前に理解を深めておくことが必要であり、相談体制の強化や成年後見制度の利用促進が求められています。

■ 施策1-1 成年後見制度の周知・啓発

取り組み	取り組み内容		担当部署
成年後見制度の周知・啓発	●本人や家族に対し、成年後見制度の紹介を行い、利用促進を進めます。	新規	社会福祉課 介護保険課

■ 施策1-2 相談窓口機能の充実

取り組み	取り組み内容		担当部署
成年後見制度利用支援事業の充実	●認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の方やその家族などからの相談に応じ、利用に係る費用負担が困難な方に対し、その費用を支援するなど、事業の充実や促進に努めます。	継続	社会福祉課 介護保険課

■ 施策1-3 成年後見制度利用手続きの支援

取り組み	取り組み内容		担当部署
地域包括支援センター等における成年後見制度利用手続き支援	●認知症高齢者に対する成年後見制度の利用手続きに対する支援を強化します。	継続	介護保険課
障害のある人の成年後見制度利用に対する支援	●障害のある人の成年後見制度の利用手続きに対する支援を強化します。	継続	社会福祉課



市民(個人)として取り組みます

- サービスに関する情報を積極的に入手し、適切な利用に努めましょう
- 身近に支援を必要とする人がいる場合には、相談に乗り、サービス利用を勧めましょう



地域・団体・企業として取り組みます

- 成年後見制度について知り、制度の周知をはかりましょう

基本施策2 権利擁護の対象者の把握と支援

基本施策の方向性

安心して地域で生活できるよう、市民や団体の見守り活動や働きかけ等を通じて気づきや支援につなげることが必要です。

■ 施策2-1 支援を必要とする人の発見

取り組み	取り組み内容	担当部署
民生委員児童委員等との連携による発見	●見守りが必要なひとり暮らし高齢者などについて、民生委員・児童委員との連携を強化し、対象者の把握に努めます。【再掲】	継続 社会福祉課

■ 施策2-2 日常生活自立支援事業の推進

取り組み	取り組み内容	担当部署
日常生活自立支援事業の推進	●関係各課と社会福祉協議会との連携を強化し、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な方に対する利用支援に努めます。	継続 社会福祉課 社会福祉協議会



市民(個人)として取り組みます

○見守りを必要とする人を見つけたら、民生委員児童委員等に知らせましょう



地域・団体・企業として取り組みます

○自立した生活が不安な方には、権利擁護事業の利用を勧めましょう

基本施策3 支援の能力向上と体制整備

基本施策の方向性

権利擁護を推進するために、後見人の活動支援や体制の整備が必要です。

■ 施策3-1 成年後見人の養成や研修の実施

取り組み	取り組み内容		担当部署
成年後見人の養成や研修の実施	●市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援を図ります。	新規	社会福祉課 介護保険課

■ 施策3-2 関係機関の連携・見守りネットワーク構築

取り組み	取り組み内容		担当部署
地域連携ネットワークの構築(中核機関の設置)	●連携体制の構築に向け、市・社会福祉協議会において検討を進め、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、精神保健福祉士などの専門職に対し働きかけを行います。	新規	社会福祉課 介護保険課 社会福祉協議会
見守りネットワーク構築	●社会福祉協議会において、個々の状況を把握し、地域包括支援センターや、地域活動支援センター等関係機関への情報提供を行いながら見守りと観察をしていく体制を整備し、成年後見制度利用開始後も、利用者及び家族、後見人等の相談支援を行います。	新規	社会福祉課 介護保険課 社会福祉協議会
悪質な訪問販売や詐欺商法による被害の防止	●悪質な訪問販売や詐欺商法から高齢者を守るため、被害防止のための情報提供に努めます。	新規	商工観光課



市民(個人)として取り組みます

- 権利擁護や成年後見制度について仕組みを知っておきましょう
- 関心がある場合は市民後見人の手続きを試みましょう



地域・団体・企業として取り組みます

- 担い手が活動しやすいよう、連携・協力できる体制をつくっておきましょう

成果指標の設定と目標値について

本計画の成果指標を設定し、各事業の総合的な推進を図るとともに、本市における地域福祉の推進に努めます。現状値及び2028年度の目標値は「市民意識調査」によるものとします。

■基本目標1 地域福祉を広げる基盤づくり

地域への関心を高め、福祉に対する理解を深める学習や体験の機会を充実し、地域福祉を担う人材を育成します。

成果指標	現状値	2028年度 目標値
相談支援体制に対する満足度の向上 「満足」と「やや満足」回答割合の合計	14.5%	40%
福祉サービスについての情報を得られている割合の向上 「かなり入手できている」「入手できている」回答割合の合計	21.2%	50%

■基本目標2 助けあい支えあいの人づくりと地域づくり

地域福祉の推進においては、行政サービスだけではなく、地域の実情に即した様々な支え合い活動や地域づくりへの取り組みを進めていきます。

成果指標	現状値	2028年度 目標値
地域の助け合いやボランティア活動への関心 「少しは関心がある」と「非常に関心がある」回答割合の合計	73.3%	75%
地域のいろいろな行事や活動などへの参加者の割合の向上 「よく参加している」と「時々参加している」回答割合の合計	54%	70%
自助・共助の意識の向上 「できる範囲で地域に貢献する」回答割合	44.8%	60%
組織制度の認知度の向上 「民生委員児童委員及び活動内容も知っている」「民生委員児童委員は知っているが活動内容はわからない」	76.6%	80%

■基本目標3 暮らしの安全・安心なまちづくり

個々の置かれている環境や状況に関係なく、安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。

成果指標	現状値	2028年度 目標値
生活環境の整備についての満足度の向上 「満足」と「やや満足」回答割合の合計	20%	35%
避難行動要支援者支援制度の認知度の向上 「知っていた」回答割合の合計	31.5%	50%

■基本目標4 権利擁護の推進

すべての人が住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、社会的立場が弱い方の権利の尊重を推進します。

成果指標	現状値	2028年度 目標値
成年後見制度の認知度の向上 「制度を利用したことがある」「知っているが利用したことはな い」の回答割合の合計	55.9%	70%



第5章

計画の推進に あたって

1 計画の推進体制

本計画の基本理念及び基本目標を実現し、だれもが地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるために、市民や団体等が主体的に活動できるようそれぞれの役割や責務を認識しながら、相互に連携・協働していくことが重要です。

これまでは、地域福祉への理解と関心を深め、取り組みの企画、運営、評価改善まで積極的に参画するしくみに発展させ、市民・行政・社会福祉協議会がそれぞれの役割をすすめてきましたが、今後はさらに、複雑化する生活課題に対し情報交換・連絡調整を行うことで、連携を図ります。

(1)市民の役割

地域福祉を推進していく力は、地域の担い手である市民です。一人ひとりが地域に対する理解と関心を深めていくとともに、自らができることを考え、主体的に福祉活動に参加することが求められます。

自主的な活動を行う中で、多くの交流が生まれ、ともに支えあい、助けあう地域づくりが可能となります。

また、他の団体や福祉・教育等の関係機関と連携・協力しながら、より一層地域福祉の推進に貢献することが期待されます。

(2)行政の役割

市民一人ひとりが地域福祉の担い手として、自主的かつ主体的に活動することができるよう支援する役割が求められます。

そのため、市民、ボランティア団体、社会福祉協議会などの関係機関や団体の役割を踏まえながら、保健・医療・福祉・介護・教育分野等との連携を強化し総合的に地域福祉を推進していきます。

(3)社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進するための中核として、市民や各種団体等と協働するとともに、行政との調整役としての役割を担う必要があります。

引き続き、本計画及び年度毎の事業計画における取り組みの着実な推進とともに、継続的な見直し・改善を行います。また、さらなる地域福祉推進のため、座談会や研修会等を通じて地域住民との意見交換を行い、行政とともに各地域における活動の充実を図ります。

2 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、計画の進捗状況について継続的に検証を行います。検証にあたっては、「地域福祉計画推進庁内連絡会議」、「地域福祉計画策定推進委員会」を設置し、必要な施策の見直しを講じるとともに、次期計画の策定における改善に反映します。

評価においては、計画の進捗状況や施策の効果をより適切に点検・評価するための評価方法や指標等を検討します。

また、計画内容の見直しにあたっては、社会情勢や地域の変化を踏まえ、効果的な改善方策を進めます。



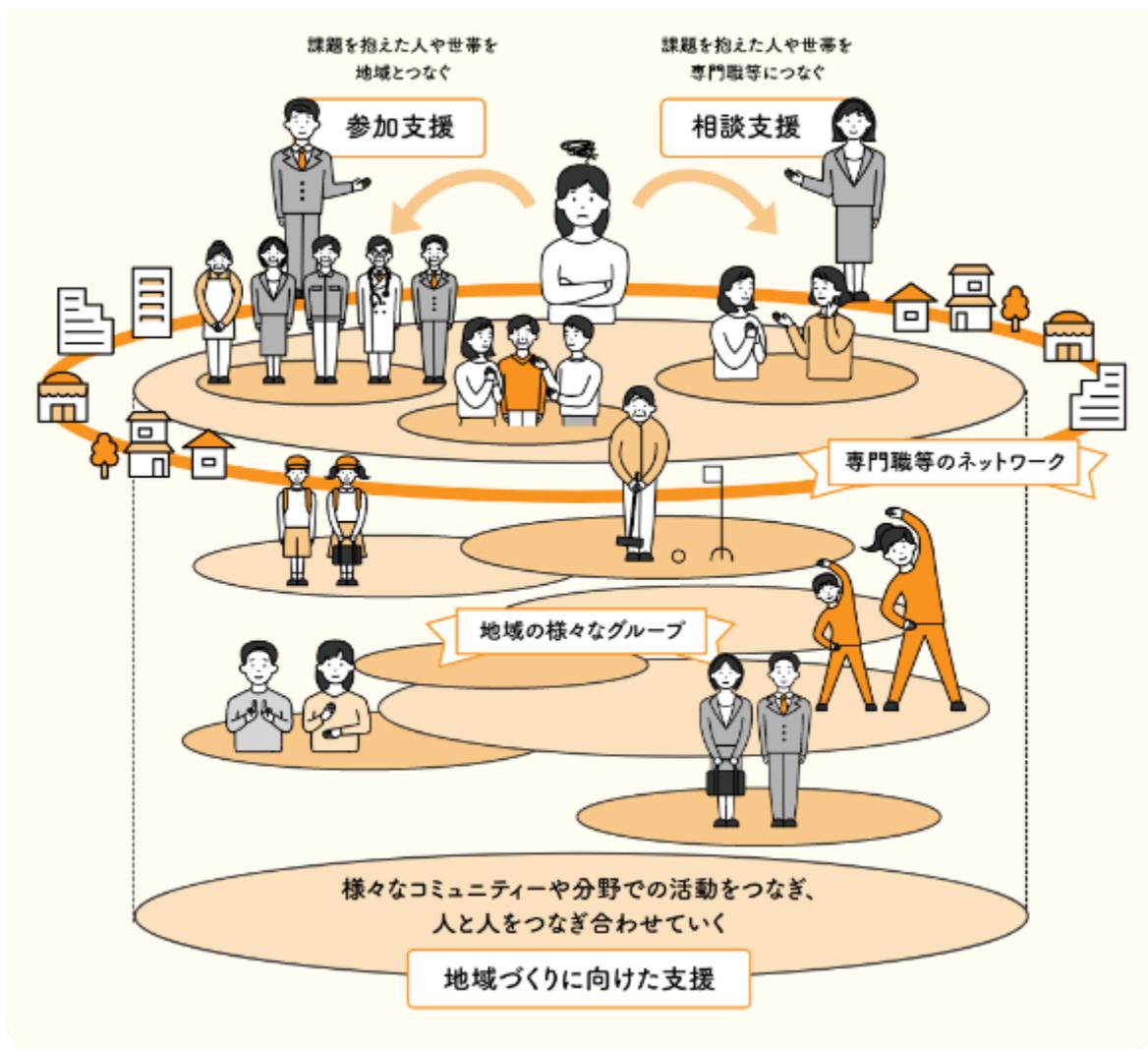
3 地域福祉の推進に向けて

家族や地域による支援の力が低下し、福祉ニーズが多様化・複雑化する中で、地域全体で支える力を再構築することが求められています。今後は、自助・互助の取り組みを育みながらも、支援を必要とする市民の個々の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行うことが必要になります。

そのためには、すべての人が世代や背景を問わず、安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた体制構築及び取り組みが必要です。

包括的な支援体制の整備に向けては、市全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制の構築を目指し、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を重層的に展開することが重要であると考えられています。

既にある地域のつながりや支え合う関係性を十分理解し、地域住民の主体性を最も尊重し、関わる住民の意見を聴いた上で、行政から必要な範囲で活動を応援するというボトムアップの視点が求められています。



資料：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より

資料編

1 策定経過

■ 銚田市地域福祉計画策定経過

日時	内容
令和5年 2月6日	銚田市地域福祉計画・銚田市地域福祉活動計画 第1回策定委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画・地域福祉活動計画について ・第3期銚田市地域福祉計画進捗状況について ・第3次銚田市地域福祉活動計画進捗状況について ・アンケート調査票（案）について
2月～3月	銚田市地域福祉計画策定のための意識調査を実施 （一般市民 1,350 名及び社会福祉関係者等 650 名、計 2,000 名）
7月26日	銚田市地域福祉計画策定 第1回 庁内ワーキング開催 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画について ・計画策定スケジュールについて ・アンケート調査結果について
8月23日	銚田市地域福祉計画・銚田市地域福祉活動計画 第2回策定委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果について ・今後のスケジュールについて ・第3期地域福祉計画の事業評価について
9月7日 9月8日	民生委員児童委員を対象とした地域福祉懇談会を開催 9月7日 旭地区 9月8日 銚田地区・大洋地区
11月15日	銚田市地域福祉計画策定 第2回 庁内ワーキング開催 <ul style="list-style-type: none"> ・第4期銚田市地域福祉計画（素案）の検討
11月28日	銚田市地域福祉計画・銚田市地域福祉活動計画 第3回策定委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・第4期銚田市地域福祉計画（素案）の審議
12月22日～ 1月23日	銚田市議会議員を対象とした議員意見聴取の実施
令和6年 1月9日～ 2月7日	パブリックコメントの実施
2月14日	銚田市地域福祉計画策定 第3回 庁内ワーキング開催 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果の報告 ・第4期銚田市地域福祉計画最終案の検討
2月20日	銚田市地域福祉計画・銚田市地域福祉活動計画 第4回策定委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果の報告 ・第4期銚田市地域福祉計画最終案の審議・承認

2 銚田市地域福祉計画策定委員会

①銚田市地域福祉計画策定委員会等設置要綱

第4期銚田市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画の原案を策定するため、銚田市地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、銚田市地域福祉計画の原案策定のため必要な事項について協議検討を行うものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は、任命するものとする。

- (1) 市民代表
- (2) 保健、医療関係者
- (3) 福祉関係事業者
- (4) 社会福祉関係団体
- (5) 行政機関、団体等

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定の完了する日までとする。

- 2 委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 策定委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第7条 策定委員会は、地域福祉計画策定に至るまでの素案の立案、調査、研究及び調整を行うため、関係者を招集しワーキングチームを組織することができる。

(報償費等)

第8条 委員に対する報償費等は次のとおりとする。

(1) 報償費 日額 5,400円

(2) 費用弁償 日額 500円

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、福祉保健部福祉事務所社会福祉課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月23日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、計画策定が完了したらその効力を失う。

②銚田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

◎委員長 ○副委員長

No.	区 分	氏 名	所 属 名
1	市民代表	井 坂 義 男	銚田市区長会
2	市民代表	田 上 隆 生	銚田市PTA連絡協議会
3	市民代表	築 場 豊	銚田市シニアクラブ連合会
4	保健、医療関係者	坪 正 紀	一般社団法人 鹿島医師会
5	福祉関係事業者	伊 藤 友 子	社会福祉法人勇成会 障害者支援施設「ユーカーリの里」
6	福祉関係事業者	青 木 松 太 郎	一般社団法人 まるごと・福祉会
7	福祉関係事業者	山 崎 公 蔵	社会福祉法人 美成福祉会 くしひき保育園
8	福祉関係事業者	徳 宿 久 美 子	株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター銚田
9	福祉関係事業者	敦 賀 慎 司	社会福祉法人東湖園 特別養護老人ホーム「東湖園」
10	社会福祉関係団体	大 槻 た み 子	銚田市地域女性団体連絡会
11	社会福祉関係団体	石 崎 逸 代	鹿島地区保護司会銚田支部
12	社会福祉関係団体	○ 立 木 治	銚田市連合民生委員児童委員協議会
13	社会福祉関係団体	飯 島 恵 子	銚田市主任児童委員連絡会
14	社会福祉関係団体	米 川 正 典	銚田市身体障害者福祉協議会
15	行政機関、団体等	◎水上 美智子	銚田市議会厚生文教常任委員会
16	行政機関、団体等	飯 島 洋 一	銚田市福祉保健部

3 庁内検討

①銚田市地域福祉計画ワーキングチーム設置要綱

銚田市地域福祉計画ワーキングチーム設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく銚田市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に資するため、庁内関係部局と関係機関の緊密な連携を図ることを目的として銚田市地域福祉計画策定ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキングチームの所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画の策定に係る資料の収集、現状分析、素案の作成等を行うこと。
- (2) 計画に関する関係機関との連絡調整、その他の個別福祉計画との調整に関すること。

(組織等)

第3条 ワーキングチームの委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 ワーキングチームに委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

3 委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。

(職務)

第4条 委員長は、ワーキングチームの会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 ワーキングチームの会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 ワーキングチームは、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 ワーキングチームの庶務は、福祉保健部福祉事務所社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキングチーム運営に関し必要な事項は、ワーキングチーム内で検討し決定する。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

別表(第3条関係)

職名
政策企画部政策秘書課 課長補佐
政策企画部まちづくり推進課 課長補佐
総務部危機管理課 課長補佐
福祉保健部福祉事務所社会福祉課 課長補佐
福祉保健部福祉事務所子ども家庭課 課長補佐
福祉保健部介護保険課 課長補佐
福祉保健部健康増進課 課長補佐
環境経済部商工観光課 課長補佐
建設部道路建設課 課長補佐
建設部都市計画課 課長補佐
教育部教育総務課 課長補佐
教育部生涯学習課 課長補佐
(社)銚田市社会福祉協議会 局長補佐又は、その相当職

②「銚田市地域福祉計画」庁内ワーキングチーム名簿

◎委員長 ○副委員長

部課名等	職名	氏名
政策企画部 政策秘書課	課長補佐	額 賀 栄 一
政策企画部まちづくり推進課	課長補佐	酒 井 浩 司
総務部 危機管理課	課長補佐	海 老 澤 誠
福祉保健部福祉事務所 子ども家庭課	課長補佐	○ 堀 田 勝 雄
	課長補佐	木 村 真 人
福祉保健部 介護保険課	副参事	清 水 路 栄
	課長補佐	◎ 菅 井 光 輝
福祉保健部 健康増進課	課長補佐	小 堤 由 紀 子
環境経済部 商工観光課	課長補佐	石 崎 明
建設部 道路建設課	課長補佐	大 川 修
建設部 都市計画課	課長補佐	皆 藤 直 貴
教育部 教育総務課	課長補佐	綿 引 哲 也
教育部 生涯学習課	課長補佐	菅 谷 智 一
銚田市社会福祉協議会	次 長	堀 部 啓 一
福祉保健部福祉事務所 社会福祉課	課長補佐	荒 井 佐 知 子
	課長補佐	高 森 晃

③銚田市地域福祉計画推進庁内連絡会議設置要綱

銚田市地域福祉計画推進庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき策定した銚田市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、銚田市地域福祉計画推進庁内連絡会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項について、協議・検討し、調整を行う。

- (1) 計画の推進方策に関する事項
- (2) 計画の進捗状況の点検及び評価に関する事項
- (3) その他計画の推進に関し必要な事項

(組織等)

第3条 庁内会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 庁内会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

(職務)

第4条 委員長は、庁内会議の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 庁内会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、福祉保健部福祉事務所社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、庁内会議において検討し決定する。

附 則

この要綱は、令和 6年 3月 6日から施行する。

別表(第3条関係)

職名
政策企画部政策秘書課 課長補佐
政策企画部まちづくり推進課 課長補佐
総務部総務課 課長補佐
総務部危機管理課 課長補佐
福祉保健部福祉事務所社会福祉課 課長補佐
福祉保健部福祉事務所子ども家庭課 課長補佐
福祉保健部介護保険課 課長補佐
福祉保健部健康増進課 課長補佐
環境経済部商工観光課 課長補佐
建設部道路建設課 課長補佐
建設部都市計画課 課長補佐
教育部教育総務課 課長補佐
教育部生涯学習課 課長補佐
(社)銚田市社会福祉協議会 局長補佐

4 用語解説

あ

○いばらき就職支援センター

就職相談、職業紹介、適性診断、キャリアカウンセリング、セミナー等の就職支援サービスを支援する機関のこと

○NPO（エヌピーオー）

Non Profit Organization の略で、民間の非営利団体のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を配分することを目的としない団体の総称

か

○介護保険制度

介護が必要になった人に、保健・医療サービスや福祉サービスの給付を行うための制度のこと

○基幹相談支援センター

障害のある方々が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいの種別を問わず、障害者本人や家族、支援機関からの相談に応じ、障害者の生活全般の課題解決に向けて様々な支援を行う中核的な相談支援機関のこと

○協働

市民や行政、社会福祉協議会等が地域をより良くするために、それぞれの役割と責務に基づいてお互いの立場を尊重し、共通の目的の達成に向けて対等な立場で協力し合ってまちづくりを進めること

○ケアラー

「介護」「看病」「療育」「世話」「こころや体に不調のある家族への気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人や知人などを無償でケアする人のこと

○ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる

○更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体のこと

○高齢者虐待

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、第2条において、65歳以上の高齢者に対する、養護者及び養介護施設従事者等による虐待と定義している（身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待）

○高齢者クラブ

地域で高齢者の親睦を図り、生きがいを高め健康づくりや介護予防を進める活動や、ボランティア活動を始めとした高齢者の自主的な組織のこと

○こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、母子保健・児童福祉の両機能を有し一体的に相談支援を行う機関のこと

さ

○災害時要支援者

災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど一連の行動をとるために支援を要する人々のこと

○災害ボランティアセンター

被災した地域の社会福祉協議会やボランティア活動に関わっている関係団体、行政が協働して設置する拠点のこと

○在宅障害児福祉手当

在宅の障害児を介護する家庭の経済的援助を図るため、満 20 歳未満の心身に障害のある児童を養育している保護者を対象として支給される手当のこと

○参画

政策の立案、実施及び評価の各段階において、主体的に関与すること

○障害児福祉手当

20 歳未満の重度障害児を対象として支給される手当のこと

○児童虐待

児童虐待の防止等に関する法律（第 2 条）において、児童虐待とは、保護者がその監護する児童に対して行う行為と定義している（身体的虐待、性的虐待、養育の怠慢・拒否（ネグレクト）、心理的虐待）

○身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認するための手帳のこと。障害の程度により 1 級から 6 級の等級に区分されている

○社会福祉協議会

社会福祉法（第 109 条から 111 条）において、社会福祉に関する事業・活動を行う「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されている

○社会福祉法

平成 12 年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正された。社会福祉全般についての共通的基本事項を定めるとともに、福祉サービス利用者の利益の保護や地域福祉の推進を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律

○生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと

○生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと

○精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法に基づき一定の精神障害の状態にあることを認定して交付することで、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図ることを目的とする手帳のこと

○成年後見制度

認知症高齢者や知的障害者など、判断能力が十分でない人を保護する制度であり、成年後見人による生活、身上監護や財産の管理など、その諸権利を守り、社会的に支援する制度のこと

た

○ダブルケア

子育てと親や親族の介護のタイミングが重なり、双方を同時に担う状況のこと

○地域活動支援センター

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進の便宜を供与する障害者自立支援法上の施設のこと

○地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、様々に関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会又はそのような住民の集団のこと

○地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるようにするしくみのこと

○地域福祉活動計画

地域福祉の推進を目的として、市町村社会福祉協議会など地域の民間団体が作成する計画で、行政が作成する地域福祉計画とは、連携・補完の関係にある

○地域包括支援センター

高齢者への総合的な相談の窓口として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置し、必要な介護サービスや保健福祉サービス、日常生活支援などの業務を行う機関のこと

○デマンド型交通

決まった時間に決まった場所を運行するのではなく、利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う地域公共交通のこと

○特別児童扶養手当

20歳未満の障害児（支給対象障害児）の父若しくは母又は養育者（受給者）を対象として支給される手当のこと

○特別障害者手当

20歳以上の重度障害者を対象として支給される手当のこと

な

○難病患者福祉手当

一般特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証、小児慢性疾患医療券を所持している難病患者などを対象として支給される手当のこと

○認知症

物事を記憶する、考える、判断するなど、認知機能が低下する病気で、日常生活を営むことが困難になること

○認知症ケアパス

認知症の進行状況に応じて、どのようなサービスや支援を利用できるのかをとりまとめたもののこと

○認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けするサポーターのこと

は

○8050問題

「80」歳の親が、ひきこもり等により自立できない「50」歳の子どもの生活を支える状態のこと

○引きこもり

長期間にわたって家庭内に引きこもり、社会的な活動に参加できない状態のこと

○避難行動要支援者支援制度

地震や大雨等の災害時に自力で避難することが困難で、円滑で迅速な避難のために支援を必要とする方（避難行動要支援者）が、事前に本人が申請することで「避難行動要支援者名簿」に登録され、警察や消防署をはじめとする関係機関に名簿が配布され情報を共有することで迅速な対応が行えるようにするもの

○放課後児童クラブ

両親が勤めに出ている学童を、放課後、保護者に代わって保育すること（学童保育・児童クラブ）

○保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱されている

○銚田市地域職業相談室

求職者に対する職業相談、求職受理及び職業紹介等について地域職業相談員が相談に応じる機関のこと

○ボランティア

自発的、主体的に社会貢献活動を行う個人のこと

○ボランティアセンター

ボランティア活動者等の育成・援助、また、需給・連絡調整を行うことで、地域住民等のボランティア活動に関する理解と関心を深めることを目的とした機関のこと

ま

○民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々のこと

や

○ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと

○要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人のこと

ら

○療育手帳

知的障害児（者）に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくすることを目的として交付する手帳のこと

第4期鉾田市地域福祉計画

発行 令和6（2024）年3月

発行 鉾田市 福祉保健部 社会福祉課

〒311-1592

茨城県鉾田市鉾田 1444-1

電話 0291-36-7920

URL <https://www.city.hokota.lg.jp/>

鉾田市

